

平成31年裾野市議会3月定例会

各常任委員会・分科会（補正予算・条例等）

【目次】

2月19日（火）	予算決算委員会産業建設分科会・産業建設委員会・・・	3
	環境市民部 上下水道経営課	
	上下水道工務課・・・・・・・・・・	4
	建設部 建設管理課・・・・・・・・・・	17
	建設課・・・・・・・・・・	21
	まちづくり課・・・・・・・・・・	26
	区画整理課・・・・・・・・・・	28
	産業部 農林振興課・・・・・・・・・・	30
	演習場対策室・・・・・・・・・・	34
	産業振興課・・・・・・・・・・	36
	討論・採決・・・・・・・・・・	47
2月20日（水）	予算決算委員会総務分科会・総務委員会・・・・・・・・	48
	総務部 財政課・・・・・・・・・・	49
	人事課・・・・・・・・・・	56
	行政課・・・・・・・・・・	70
	税務課・・・・・・・・・・	74
	企画部 企画政策課・・・・・・・・・・	75
	戦略広報課・・・・・・・・・・	78
	環境市民部 生活環境課・・・・・・・・・・	81
	危機管理課・・・・・・・・・・	92
	討論・採決・・・・・・・・・・	96

2月21日（木）	予算決算委員会	厚生文教分科会・厚生文教委員会	98
	教育部	鈴木図書館	99
		教育総務課	104
		生涯学習課	110
	健康福祉部	健康推進課	115
		障がい福祉課	120
		子育て支援課	121
		保育課	124
		介護保険課	129
		国保年金課	137
		社会福祉課	146
	討論・採決		158

裾野市議会 予算決算委員会産業建設分科会（委員会）

平成 31 年 2 月 19 日（火）

9 時 00 分 開会

○委員長（井出悟） ただいまから、予算決算委員会産業建設分科会及び産業建設委員会を併せて開会いたします。

本日の日程は、お手元に配布のとおりであります。

これより、予算決算委員会に付託され、本分科会に割り振られました、第 21 号議案 平成 30 年度裾野市一般会計補正予算（第 6 回）の内の関係部分、第 26 号議案 平成 30 年度裾野市水道事業会計補正予算（第 3 回）、第 27 号議案 平成 30 年度裾野市下水道事業会計補正予算（第 3 回）及び本委員会に付託されました、第 17 号議案 裾野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、第 18 号議案 裾野市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正することについての審査を行います。

審査の方法は、各課単位で行い、それぞれ当局の説明を求めてから質疑に入りたいと思います。

予算関係の議案は、質疑の後、賛否に関する意見を伺います。その他の議案は、討論、採決を関係各部・課全て一括して行います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（井出悟） ご異議ありませんので、そのようにいたします。

ここで、各委員に申し上げます。質疑は、一問一答で、要点を明確に、簡潔な質疑をお願いいたします。

意見につきましても、要点を明確に、簡潔をお願いいたします。

次に、分科会外委員及び委員外議員の発言の許否について、お諮りいたします。

質疑、意見について、分科会外委員及び委員外議員から発言の申し出があった場合には、委員長がその発言の許否を定めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（井出悟） ご異議ありませんので、そのようにいたします。

なお、分科会外委員及び委員外議員の発言は、本委員の発言終了後といたします。また、発言の際には、録音の関係上、必ずマイクをご使用願います。

環境市民部

○委員長（井出悟） ただいまから、環境市民部関係の審査に入ります。環境市民部長の総括説明を求めます。環境市民部長。

（環境市民部長、総括説明）

○委員長（井出悟） 総括説明は終わりました。

上下水道経営課、上下水道工務課（第26号）

○委員長（井出悟） はじめに、上下水道経営課及び上下水道工務課の審査を行います。

第21号議案の内の関係部分、第26号議案、第27号議案、第17号議案及び第18号議案の審査になります。

はじめに第26号議案の内の関係部分の審査になります。水道事業管理監の説明を求めます。水道事業管理監。

（水道事業管理監、説明）

○委員長（井出悟） 説明は終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。土屋委員。

○委員（土屋主久） 83ページの33節工事請負費の関係です。千福が丘の全地区からの漏水ということで、想定したところだけでなく全体からということなんですけれど、通常、工事に入るときは前年に調査を実施してそれから工事に、要するに予算措置をしていくというかたちになると思うんですけど、そういうことは今までやっているか、やってないか。

○委員長（井出悟） 水道事業管理監。

○水道事業管理監 漏水調査につきましては毎年行ってはおりませんでした。

余りにも有収水量が少ないものですから、全面的にやってみようということで、昨年度計画を立てまして今年度実施したというような経緯でございます。

○委員長（井出悟） 土屋委員。

○委員（土屋主久） その場合、本来調査をして次年度にという形ということになると思うんですけど、それを同時にやったということですか。

○委員長（井出悟） 水道事業管理監。

○水道事業管理監 はい。そのとおりでございます。

○委員長（井出悟） 土屋委員。

○委員（土屋主久） できればやはり前年に調査をして、判った段階で計画的に工事を施工していくかたちが正しいと思うんで、是非、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（井出悟） 水道事業管理監。

○水道事業管理監 今後は計画的な施工をしていきたいと。そのように思ひま

す。

- 委員長（井出悟） 二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） 関連で伺います。漏水個所の点検というか、それは組合の方でもやっていたような記憶があるんですがその辺との照らし合わせとかはないんですか。
- 委員長（井出悟） 水道事業管理監。
- 水道事業管理監 組合等の情報は得ておりません。
- 委員長（井出悟） 二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） かなりの箇所の漏水があったようなんですが、どのくらいだったんですか。
- 委員長（井出悟） 水道事業管理監。
- 水道事業管理監 全部で32か所ございました。
- 委員長（井出悟） 二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） 32か所のうちどのくらい直りましたか。
- 委員長（井出悟） 水道事業管理監。
- 水道事業管理監 休日当番店の方に7件ほど実施しております。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 関連して、ちなみに有収率はどれくらいと見込んでいらっしゃいますか。
- 委員長（井出悟） 水道事業管理監。
- 水道事業管理監 昨年度の有収率は51.3%となっております。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 説明の中でこれから計画的にというお話がありましたけれどこの先何年計画ぐらいで改修していこうという計画ですか。
- 委員長（井出悟） 水道事業管理監。
- 水道事業管理監 現在漏水が確認されているところは来年度行います。そのあとは交通規制の関係がございますので年度ごとに計画を立てているということでございます。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 説明の中で住民の方のご理解が得られなかったということでの減額補正なんですけど、今年度中に説明をしていく予定になってますか。
- 委員長（井出悟） 水道事業管理監。
- 水道事業管理監 来年度の工事着手前に住民の方に、交通規制が主なものになりますので住民に随時行っていくと。そのように考えております。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。

- 委員（賀茂博美） 84ページの資本的支出の方ですけど、16節の委託料、下の2目の拡張事業費の方です。これまで1年ごとだったものを2年にして予算建てをしたけれども、1年分で済むという説明でした。予算を計上するときにある程度見込みとして立てられなかったものでしょうか。
- 委員長（井出悟） 水道事業管理監。
- 水道事業管理監 これは見積もりを取りまして、2年分というようなことで見積もりの金額がこのようなかたちになっておりまして、改めて委託を発注したところこのような金額になってしまったということになります。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） ちなみに、これから先につきましては2年毎継続してやっていく方向ですか。
- 委員長（井出悟） 水道事業管理監。
- 水道事業管理監 本来、これは毎年行わなければならないものですので、毎年行っていく予定です。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 16節の内容の説明をお願いします。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 16節の委託につきましては水道の管網図をメインに行う委託になっております。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 相手方の理由でもなくたまたま百何十万円で済んだということだったんですか。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 管網図ですので、前年度の工事量によってかなり決まってきます。施設なんかもありますがお金が多かったり少なかったり決まってきます。管網図ですので要は管をやったものだけになりますので、今回はこの金額で済んだということです。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） その上の富沢はやらなかったということだけれども、それはやらなくてこれからどうするんですか。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 今年度はマンホールの蓋替えを行わさせていただきました。それに伴うつなぎ替えの説明を住民の方々に行いまして来年度早々に行いたいと思っています。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 有収率 51.3%と言ったんだけど、急に落ちたわけではない

ですよね。

- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 急にではないです。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 判っていたけれど手が付かなかったということ。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 それで今年度全体的な漏水調査をさせていただきました。
（「質問に答えてない」という声あり。）
（「判っていたけれど手がつかなかったわけ。」という声あり。）
- 委員（小林俊） 暫時休憩願います。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩いたします。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 そのとおりです。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） やっぱり早め早めに手を打った方が良いと思うんだけどどうですかね。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 はい、そのとおりだと思います。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 32か所漏れているということは、エリアとして多いですか。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 多いか少ないか判らないですけど、個人の取り出し管のところとか点々とバラバラとしていますので、ポイントごとに直させていた
だきたいと思ってるところです。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 施工が悪かったということはないですか。建設当時。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 土質に合わなかった管だったのかなということは考えられて
います。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 管は何が入っていますか。
- 委員長（井出悟） 水道事業管理監。
- 水道事業管理監 漏水の主な理由は鋼管ではなくて個人管でなく、サドル部
分、給水栓付近が漏れている部分が多いものですから、管種の問題だと思
います。鋼管でやっておりますので腐食しているようなこととございます。
- 委員長（井出悟） 小林委員。

- 委員（小林俊） 暫時休憩願います。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩いたします。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） 関連なんですけど、修繕をするというときは、有収率が、ボーダーラインという、そういうものがあって修理をするのか、それとも先ほどの質疑のとおりには有収率が少ない、下がったことが判った時点でやるんでしょうか。
- 委員長（井出悟） 水道事業管理監。
- 水道事業管理監 今回委託して漏水調査をやったということは、まず実施計画の中で有収率が87%ぐらいに設定されております。現在が83%なものですから、その目標値を達成するのはどうしたら良いかというような、そうですね83.6%ですね。すみません。29年度が81.6%で、それを実施計画で87%に上げていくにはどうしたら良いかというような検討をしたところ、特にひどいのが、有収率の悪いのが千福が丘地区というようなことで今年度委託をかけて何が原因かというものを徹底的に洗うということで委託をしました。先ほどのご指摘のとおり先にやって次の年というのが普通なんですけど、ちょっと上手く予算の配分が出来なかったということは承知しております。
- 委員長（井出悟） 土屋委員。
- 委員（土屋主久） 市の方の管轄はメーターまでですか。
- 委員長（井出悟） 水道事業管理監。
- 水道事業管理監 市で決めてある決まりは、官地内だけです。官地内の漏水については市の方でやっています。ただし、今回は漏水の問題がありますのでそこだけやってもしょうがないだろうということで、住民の方のご理解をいただいて宅内にいたる場合もございます。
- 委員長（井出悟） 土屋委員。
- 委員（土屋主久） その答えでいくと、敷地がすごく長い場合であった時に本来、本人が負担すべきものまで負担することは大変になってしまうことになり、基準を決めたらそこでおさめることが本来ではないかと。
- 委員長（井出悟） 水道事業管理監。
- 水道事業管理監 決まりは第1止水栓が付いているところまでというようなところ、官民境界ということに基本はなっております。中につきましては、先ほどの回答が悪かったんですけど、住民の方のご理解をいただいて住民の負担でやっていただいております。
- 委員長（井出悟） 他に質疑はありますか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はありま

せんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長(井出悟) 分科会外委員の質疑を終了いたします。以上で第26号議案の質疑を終わります。これより第26号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長(井出悟) 分科会外委員の意見はございますか。

(「なし」の声あり。)

○委員長(井出悟) 以上で第26号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。

上下水道経営課、上下水道工務課（第 27 号）

- 委員長（井出悟） 次に第 27 号議案の審査になります。水道事業管理監の説明を求めます。水道事業管理監。
（水道事業管理監、説明）
- 委員長（井出悟） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 休憩願います。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩いたします。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。小林委員。
- 委員（小林俊） 除却だけというのは理解できないんですけど、在るものここは撤去しました、けど、それに代わる工事をしているわけですよね。除却だけでなく新たに設置していることになるでしょ。そのところは会計上どうなっているんですか。
- 委員長（井出悟） 水道事業管理監。
- 水道事業管理監 設置した時期によって台帳に入れますので、新しく設置したものはその年度の台帳に入ります。除却したものは無いということでございます。今まで在った管は除却というかたちで、今度新しく布設替えしたものは新しく台帳の方に載ります。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 新しいのは何年度ですか。
- 委員長（井出悟） 上下水道経営課課長代理。
- 上下水道経営課課長代理 新しく布設したものにつきましては、今年度登録しまして今年度末に、年度末に、決算では計上出来るようになるかたちになります。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） そうすると会計上、出入としては同じ金額になるんですか。
- 委員長（井出悟） 上下水道経営課課長代理。
- 上下水道経営課課長代理 ものの長さや管種等が違いますので違ってきます。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） それは決算では入るけれど、ここで補正予算をしなければいけない、補正予算をするなら設置費の方も補正した方が良くないの。
- 委員長（井出悟） 上下水道経営課課長代理。
- 上下水道経営課課長代理 それは工事費として入っていますので、ここでは入れません。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 工事費はどこに入っているんですか。

- 委員長（井出悟） 上下水道経営課課長代理。
- 上下水道経営課課長代理 当初予算の方に含まれていますので、その工事の方でやっています。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 当初予算でそれは見積もってあったということですか。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩いたします。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。上下水道経営課課長代理。
- 上下水道経営課課長代理 含まれております。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） その工事費が当初予算に入っているんだったら、今回の補正に入っていない理由はどういう理由ですか。
- 委員長（井出悟） 上下水道経営課課長代理。
- 上下水道経営課課長代理 工事自体は全体を見越して予算を組みます。その中では不意の工事なんかもある程度見込んでいるところもあるんですけども、当初では工事を請け負わせているなかで、除却分について抜くか抜かないかは計画上、ちょっと判らなかつた、予算を組む時には判らなかつたということです。

（「判らなかつたということね。」

「はい」

「それなら良いです。」の声あり。）

- 委員長（井出悟） その他、質疑はありますか。
- （「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 委員長（井出悟） 分科会外委員の質疑を終了いたします。以上で第 27 号議案の質疑を終わります。これより第 27 号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 委員長（井出悟） 分科会外委員の意見はございますか。
- （「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 以上で第 27 号議案に関する意見を終わります。続きまして、第 21 号議案の内の関係部分に関する意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 委員長（井出悟） 分科会外委員の意見はございますか。

(「なし」の声あり。)

○委員長（井出悟） 以上で第 21 号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。

上下水道経営課、上下水道工務課（第 17 号）

- 委員長（井出悟） 次に第 17 号議案の審査になります。上下水道工務課長の説明を求めます。上下水道工務課長。
- （上下水道工務課長、説明）
- 委員長（井出悟） 説明は終わりました。
- 質疑に入ります。質疑はありますか。小林委員。
- 委員（小林俊） 今、人口減少と言いましたか。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 増です。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 了解、わかりました。面積の端数処理のことですけど、こんなに変わってくるものなんですか。端数処理で。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 暫時休憩願います。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 静岡県の都市計画の面積にあわせて面積を出しております。
- 委員長（井出悟） 二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） 人口が 3,600 人ぐらい増えて、そしてヘクタールの場合については端数処理ということでした。そして処理量が、3,600 人ぐらい増えているんですけど、処理量の方が減っている。これはどういうふうに考えたらよろしいのでしょうか。
- 上下水道工務課長 暫時休憩願います。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 人口の方は増えておりますけれど、排水量の方は工業統計調査が減っておることから減ってしまったということになっております。
- 委員長（井出悟） 二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） 工業統計調査からというと、実際にはこの数字は違うということですか。
- 上下水道工務課長 暫時休憩願います。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 排水量が全体的に減っているために数字的に落ちております。

- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） それぞれの数字がどこから出たのかちょっと判らなかつたんですけど、先ほど面積については県の都市計画、今の話は県の統計調査、人口の部分については何の数値から導きだされた人数になっていますか。
- 上下水道工務課長 暫時休憩願います。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 算出方法を変えまして従来の考え方を変えたことによって変わりました。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 計画処理人口のところだけは市の試算でされた数字ということでよろしいですか。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 これは県の方に委託しながらやっているもので、うちの方で数字を出している訳ではないんですけど、県の方の委託でやっています。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 裾野市のアクションプランとの関係はどうなりますか。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 アクションプランとの直接的なつながりにはなっていないと、これに関しては。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 狩野川流域だけの部分についてということで、よろしいんですよね。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 そのとおりです。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 裾野市全体のアクションプランとは関係性はないんですか。
- 上下水道工務課長 暫時休憩願います。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 アクションプランとの関係は今後整合性を取るようなかたちで考えています。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 条例を読んでないんでわからないですけど、この人数と流量は最高値を定めるものですか。

- 上下水道工務課長 暫時休憩願います。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開いたします。上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 最大で考えております。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 人口も最大ですか。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 最大です。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） この数値が変わることによって、裾野市の県に払っている負担金が変わることはあるんですか。ないんですか。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 毎年、見ながらやっていますので、これとは直接関係ないです。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 見ながらというのは、流量を測定してやっているということですか。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 そのとおりです。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 流量の測定地点というのは裾野地内には何か所あるんですか。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 5か所です。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） それは全量測定。
- 委員長（井出悟） 上下水道工務課長。
- 上下水道工務課長 全量測定です。
- 委員長（井出悟） その他、質疑はありますか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 委員の質疑を終わります。委員外議員の質疑はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 委員外議員の質疑を終了いたします。以上で第17号議案の質疑を終わります。

上下水道経営課、上下水道工務課（第 18 号）

○委員長（井出悟） 次に第 18 号議案の審査になります。上下水道工務課長の説明を求めます。上下水道工務課長。

（上下水道工務課長、説明）

○委員長（井出悟） 説明は終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。賀茂委員。

○委員（賀茂博美） この条例の改正によって、裾野市の中での影響というのはどういうふうに、対象が増えるとかという部分では把握は出来てますか。

○委員長（井出悟） 上下水道工務課長。

○上下水道工務課長 その辺はまだ予測はしておりません。わかりません。

○委員長（井出悟） その他、質疑はありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（井出悟） 委員の質疑を終わります。委員外議員の質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（井出悟） 委員外議員の質疑を終了いたします。以上で第 18 号議案の質疑を終わります。以上で上下水道経営課及び上下水道工務課の質疑を終わります。以上で、環境市民部関係の議案を終わります。暫時休憩いたします。

10 時 05 分 休憩

建設部

- 委員長（井出悟） 再開します。ただいまから建設部関係の審査に入ります。
発言の際には録音の関係上、必ずマイクをご使用願います。
建設部長の総括説明を求めます。建設部長。
（建設部長、総括説明）
- 委員長（井出悟） 総括説明は終わりました。

建設管理課（第21号）

- 委員長（井出悟） はじめに、建設管理課の審査を行います。
第21号議案の内の関係部分の審査になります。建設管理課長の説明を求めます。建設管理課長。
（建設管理課長、説明）
- 委員長（井出悟） 説明は終わりました。
質疑に入ります。質疑はありませんか。二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） 今の説明の中で関係者との調整に不測の日数を要したとありましたが、そして繰り越して9月とか10月にもっていくわけですけど、その辺のところは今、それを延ばせば大体完了するという事によろしいんですか。
- 委員長（井出悟） 建設管理課長。
- 建設管理課長 こちらのほうはもう調整が終わってまして、年内に用地買収につきましては契約の見込みと考えております。
- 委員長（井出悟） 二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） 神山深良線のお話がありました。発生土が多く出てくるということで、御殿場地先の地域の了解が・・・という話があったんですけど、何人ぐらいの地権者ですか。
- 委員長（井出悟） 建設管理課長。
- 建設管理課長 こちらにつきましては今年度で御殿場地先11件の買収が完了したと聞いております。これにつきまして周辺の方、主には駿河療養所さんと聞いておりますが、そちらの進入路等が道路工事との兼ね合いで、一緒に共有してしまうということで、そちらの調整が掛っております。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 平松深良線の用地交渉が難航していて収用を考えているという話ですけども、収用になるとすると1年ぐらいで片づくものなんですか。

- 委員長（井出悟） 建設管理課長。
- 建設管理課長 収用の申請から7か月から8か月というかたちですので、一応年内には、期限的には、今予定しています。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 東名の千福の撤去ですけれども、これは中央分離帯のところにクレーンを置くスペースが欲しいということで、中央分離帯が邪魔と言う話ですか。
- 委員長（井出悟） 建設管理課長。
- 建設管理課長 大型のクレーンが入るために中央分離帯を跨いで工事を行わないといけないということで、また切ったものをそのまま降ろさないといけないため中央分離帯が支障になるため、中央分離帯を一時的に撤去するというかたちになります。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 一時期は全面通行止めになる時間があるということですか。
- 委員長（井出悟） 建設管理課長。
- 建設管理課長 夜間通行止めと、あるいは昼間は車線規制等が入ると考えております。
- 委員長（井出悟） 建設管理課長。
- 建設管理課長 先ほどの収用の説明で「年内」と言ったのは、「年度内」に訂正願います。31年度内ということで。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 残土の処理の件なんですけれども、先ほども神山深良線、それから呼子大橋のところで残土、建設残土ですかね。掘ったものの処理についてではちょっと時間を要しているようですが、残土処理に関しては業者の方に場所とか処理方法を含めて業者の方にお任せというかたちになってますか。
- 委員長（井出悟） 建設管理課長。
- 建設管理課長 呼子大橋につきましては発生土を埋め戻すかたちに使います。ですから一時仮置きすることで、現場内ということ想定していたんですが、河川が近いということで雨が降ったときに河川側の方に落ちる可能性があるということで、安全を考慮して場所を変更させていただいたということになります。神山深良線につきましては裾野分のところは大きな切土になります。当初は切土の部分を工事したときの発生土が出ますので、その発生土の活用方法を出来る限り多方面に考えてはいたんですが、御殿場地先が早めに終わってきたということからそちらに持っていくというふうに考えております。

- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 休憩で。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩いたします。
- 委員長（井出悟） 再開します。二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） 駿河療養所との交渉というのは国と交渉するの。
- 委員長（井出悟） 建設管理課長。
- 建設管理課長 御殿場が事業主体となっておりますので御殿場市が交渉しております。
- 委員長（井出悟） 二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） 国立ですので御殿場が国と交渉するの。
- 委員長（井出悟） 建設管理課長。
- 建設管理課長 そのとおりだと思います。
- 委員長（井出悟） 土屋委員。
- 委員（土屋主久） 失礼な言い方かもしれませんが、繰越明許が多いと感じるんですけど、工事の発注時期とか、この理由、いずれにしても工事と言うと必ず地権者が絡んできますので大変なこととお察しいたしますが、発注時期とかを前よせしていくには技術職員が足りているとか、交渉する事務系職員が足りているとかその辺も関係してくると思うんですけど、その辺はどうなんですかね。
- 委員長（井出悟） 建設部長。
- 建設部長 技術職員については完全に足りているというふうには思っておりませんが、ただ、少ない技師がいる中ではそれぞれを配置をしてなるべく事務が進むように配置はしていただいているとは考えています。
- 委員長（井出悟） 土屋委員。
- 委員（土屋主久） 今の話は全体的なことだと思っておりますが、例えば、今は建設管理課、一つ一つを考えたときに今現状は足りているのか足りない状況かということです。
- 委員長（井出悟） 建設部長。
- 建設部長 建設管理課につきましては若干足りないところもあるかとは考えますが、他のところに比べれば技師的には足りているのかなとは考えています。
- 委員長（井出悟） 他に質疑はありますか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はありませんか。
（「なし」の声あり。）

○委員長（井出悟） 分科会外委員の質疑を終了いたします。以上で第 21 号議案の内の関係部分の質疑を終わります。これより第 21 号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（井出悟） 分科会外委員の意見はございますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（井出悟） 以上で第 21 号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で建設管理課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

10 時 35 分 休憩

建設課（第21号）

- 委員長（井出悟） 再開いたします。次に建設課の審査を行います。
発言の際には、録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第21号議案の内の関係部分の審査になります。建設課長の説明を求めます。建設課長。
（建設課長、説明）
- 委員長（井出悟） 説明は終わりました。
質疑に入ります。質疑はありますか。二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） 6ページの8款の土木費、道路橋梁費の中の民生安定道路整備事業、このところで前払いが出来てないというようなところで、補足説明書によると受注者の判断により契約金の支払いが未確定、受注者の判断を教えてください。
- 委員長（井出悟） 建設課長。
- 建設課長 受注者の判断というのは前払い請求につきましては受注者が請求を行なった場合に支払いが出来るということで、受注者の判断に委ねられているというかたちでこのような表現をさせていただきました。
- 委員長（井出悟） 二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） そうすると受注者の方で申請が無かったということ。
- 委員長（井出悟） 建設課長。
- 建設課長 現段階ではまだ申請がされていないという状況です。請求されていない状況です。
- 委員長（井出悟） 二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） 受注をすることが決まっていて、前払金でお金をいただいて、というようなところで、こういう判断によって申請をしないというようなことも幾つかあるんですか。今まで。
- 委員長（井出悟） 建設課長。
- 建設課長 工事の規模によってはですね、受注者が前払い請求をしない場合もあります。今回は舗装工事ですけど、申請してくる受注者は多いんですけど、現段階では請求されていない状況です。
- 委員長（井出悟） 二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） 1,400万円だからそれくらいは前払いで請求しなくても出来るという、そういうあれ。
- 委員長（井出悟） 建設課長。
- 建設課長 受注者の判断となります。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。

- 委員（賀茂博美） 入札不調の話が何件かありましたので、まず5ページ。
道路維持補修事業につきましても入札が不調に終わったと、この理由はなん
ですか。
- 委員長（井出悟） 建設課長。
- 建設課長 理由については不明です。業者の判断での入札ですので、結果的
に参加者が無い状況でしたので、推測の域になりますので不明となります。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） まだ今確定出来てないですか。
- 委員長（井出悟） 建設課長。
- 建設課長 現在5件を入札に掛けたんですけど、1件は参加者がありまして
残り4件につきましては参加者なしというかたちになっております。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 休憩して下さい。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩いたします。
- 委員長（井出悟） 再開します。賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 河川費の部分についても同じ理由になりますか。入札の
不調になった原因は。
- 委員長（井出悟） 建設課長。
- 建設課長 河川維持補修事業についても同様に入札不調になって日数を要し
たということになっています。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） これから先はどのようにされていくおつもりですか。
- 委員長（井出悟） 建設課長。
- 建設課長 現実、こういうかたちで下半期に受注者が出ないということす
ので、発注の時期を前倒しに持っていくように、前倒しに切り替えるように
来年度以降持っていきたいと思っています。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 27ページの社会資本整備総合交付金の件です。国の方の
追加交付があつての舗装工事ということなんですが、国の内示はいつ来てい
ますか。
- 委員長（井出悟） 建設課長。
- 建設課長 所管は建設管理課なんですけれども、ちょっとお答えが出来ない
というのは失礼ですけど、暫時休憩願います。
(「ごめんなさい。」という声あり。)
- 委員長（井出悟） 暫時休憩いたします。
- 委員長（井出悟） 再開します。小林委員。

- 委員（小林俊） 繰越の民生安定で前払いの話ですけど、繰越明許にせざるを得ないことは、業者さんの前払い条件が未確定だったからという説明に聞こえたんだけど、それで良いですか。
- 委員長（井出悟） 建設課長。
- 建設課長 業者の請求があつて初めてなりますんで、良いです。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 業者の都合があつたんでしょうけど、それでもって市の事業が繰越明許せざるを得ないというのは、困りますよね。元々そんなスケジュールはあつたの。
- 委員長（井出悟） 建設課長。
- 建設課長 スケジュールというよりも契約の制度、そこで決められた規定ですので、前払い請求できるという規定になってますので請求があつて初めてこちらも支払うことになりますので。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 請求がなければ、前払いはゼロで良いんだね、早く工事して頂戴よ、という話にはならないのか。
- 委員長（井出悟） 建設課長。
- 建設課長 請求と工事の実施とはまた別でして、あくまで判断は別物となります。前払い請求と工事の実施とは別です。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） だから平成 30 年度の事業として発注しているわけだから 30 年度で工事を完了するようにやってということではないんですか。
- 委員長（井出悟） 建設課長。
- 建設課長 この工事は平成 30 年度、31 年度事業として発注しておりまして、
- 委員長（井出悟） 暫時休憩いたします。
- 委員長（井出悟） 再開します。小林委員。
- 委員（小林俊） 前払いはゼロで進むという見通しなんですか。
- 委員長（井出悟） 建設課長。
- 建設課長 そこは業者の判断となるのでわからないという答えです。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 繰越明許は建設管理とあわせて 3 億円いってるんだけど、それってちょっと多くない。200 億の中で。
- 委員長（井出悟） 建設部長。
- 建設部長 今回上げさせている部分でいきますと約、そのぐらいの金額になりますけど、中には今の説明にもありましたように発注をかけている部分もありますので、それが全額になるということではないというふうには考えて

います。ただ、金額的には確かに多い、件数的には多いと感じています。

○委員長（井出悟） 小林委員。

○委員（小林俊） それは特に問題はない。

○委員長（井出悟） 建設部長。

○建設部長 全然問題がないかと申しますとそういうことはないと思います。

先ほど申したように発注時期をもう少し考えるということをして、次年度以降は繰越が一件でも少なくなるようにやっていきたいと考えています。

○委員長（井出悟） 小林委員。

○委員（小林俊） 道路でも橋でも早く出来れば市民がそれを使って便利な生活を出来るわけですよ。スケジュールどおりやっていくというのは意識しないといかんと思うんだけど、どうですか。

○委員長（井出悟） 建設部長。

○建設部長 工事の発注につきましては早く出来るというものはなるべく早く出したいと思います。ただ、地権者がからむ用地の場合、地権者に同意を戴かないと次に行けないところがあって、地権者交渉に不測の日数が、その部分があるものですから、なるべく努力はしたいと思います。

○委員長（井出悟） 小林委員。

○委員（小林俊） 地権者の協力が、度合が悪くなってるみたいな話は特にないのですか。

○委員長（井出悟） 建設部長。

○建設部長 特にとということではないですが、どうしても個々の当たり方とかにもよって、土地だけという方もいらっしゃいますし、建物がどうしても架かってしまうという部分でなかなかその部分の補償等、それを越さなければならぬとか、そういうものもありますのでどうしても個々の条件によっては変わってくるかなと。

○委員長（井出悟） 小林委員。

○委員（小林俊） 多分、行く担当者、部長が行くか終いには市長が行って欲しいんだけど、そういう人の熱意が伝わると思うんで、それが見えないから「うん」と言ってくれないということがなければいいんだけど。ちゃんと努力して欲しいんだけど、どうですか。

○委員長（井出悟） 建設部長。

○建設部長 今ご指摘のようなことは特には無いのかなとは考えておりますが、なるべく早い時期に同意を戴けるように今後も努力したいと考えております。

○委員長（井出悟） 他に質疑はありますか。

（「なし」の声あり。）

- 委員長（井出悟） 委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はありませんか。増田委員。
- 分科会外委員（増田祐二） 業者選定がうまくいかないというお話を伺いましたが、そのあと見積もり合わせというふうな言葉があったんですけど、それを教えていただいてもよろしいですか。
- 委員長（井出悟） 建設課長。
- 建設課長 先ほどの市単独事業の茶畑向田川だと思わんですけれど、見積もり合わせというのは入札不調になった場合に、見積もり合わせが出来るという随意契約の条項がありまして、その中で単価のあった業者を見積もり合わせを行ったことがあります。
- （「わかりました、ありがとうございます。」の声あり。）
- 委員長（井出悟） その他、分科会外委員の質疑はありませんか。
- （「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 分科会外委員の質疑を終了いたします。以上で第 21 号議案の内の関係部分の質疑を終わります。これより第 21 号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。
- （「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 分科会外委員の意見はございますか。
- （「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 以上で第 21 号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で建設課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

11 時 01 分 休憩

まちづくり課 (第 21 号)

- 委員長 (井出悟) 再開いたします。次にまちづくり課の審査を行います。
発言の際には、録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第 21 号議案の内の関係部分の審査になります。まちづくり課長の説明を求めます。まちづくり課長。
- (まちづくり課長、説明)
- 委員長 (井出悟) 説明は終わりました。質疑はございませんか。小林委員。
- 委員 (小林俊) これ (図面) で言うと、(都) 平松深良線道路改築事業のところに相当するんですね。
- 委員長 (井出悟) まちづくり課長。
- まちづくり課長 緑 (図面の) の部分が該当になります。
- 委員長 (井出悟) 小林委員。
- 委員 (小林俊) 収用もやむを得ないと思いますが、その地主さんは 2 年越しくらいで同意いただけない状況なんではないでしょうか。
- 委員長 (井出悟) まちづくり課長。
- まちづくり課長 具体的な申し出は平成 25 年度から行っております。
- 委員長 (井出悟) 小林委員。
- 委員 (小林俊) 大体、右を見て左を見てということもあるんですが、収用をかけるというのは大変勇気がいると思うんですけど、5 年も 6 年もかかるって言うと困りますよね。もうちょっと早く何とか出来ないものだったんじゃないでしょうか。
- 委員長 (井出悟) まちづくり課長。
- まちづくり課長 実はこの路線一度延伸の手続きをしております。その時にはその中で同意をいただくということで求めておりますが、2 回目はないということで今回このような手続きを起こしているところでございます。
- 委員長 (井出悟) 土屋委員。
- 委員 (土屋主久) 収用の手続きを粛々と進めていくということで、これはまだ所有者にはお伝えはしていない、話はいってない。
- 委員長 (井出悟) まちづくり課長。
- まちづくり課長 先方にはお話をさせていただいております。
- 委員長 (井出悟) 土屋委員。
- 委員 (土屋主久) できればそういうかたちではっきりと、やっぱり必要な道路ですと、そういうことを伝えたいうえで進めることは良いことだと思いますので、大変だけど頑張ってください。以上です。

- 委員長（井出悟） まちづくり課長。
- まちづくり課長 手続きの方、肅々と進めさせていただくと共に、任意交渉は継続して行わなければならないということがございますので、平行してそちらも行ってまいります。
- 委員長（井出悟） 他に質疑はありますか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 分科会外委員の質疑を終了いたします。以上で第 21 号議案の内の関係部分の質疑を終わります。これより第 21 号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 分科会外委員の意見はございますか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 以上で第 21 号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上でまちづくり課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

11 時 16 分 休憩

区画整理課（第 21 号）

○委員長（井出悟） 再開いたします。次に区画整理課の審査を行います。

発言の際には、録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第 21 号議案の内の関係部分の審査になります。区画整理課長の説明を求めます。区画整理課長。

（区画整理課長、説明）

○委員長（井出悟） 説明は終わりました。

質疑はございませんか。二ノ宮委員。

○委員（二ノ宮善明） 1,601 万円の減額。入札差金、電線共同溝、たしかもう一つあったかと思うんですけど教えて下さい。

○委員長（井出悟） 区画整理課長。

○区画整理課長 年度末に伴いまして事業費が確定したことによります。

○委員長（井出悟） 小林委員。

○委員（小林俊）（図面の）③特 6M-1 号線、これ、何か、鋼矢板打ち込むのがどうのこうの、あれはどうなりました。

○委員長（井出悟） 区画整理課長。

○区画整理課長 今、委員のおっしゃったのは三間堀の河川改修工事だと思うんですけど、あれについては年度内に完了する予定で進めております。

○委員長（井出悟） 小林委員。

○委員（小林俊） 特殊道路というのは河川の上にあるという意味に解釈して良いんですか。

○委員長（井出悟） 区画整理課長。

○区画整理課長 区画整理の場合の特殊道路というのは歩道等の道路ですので、3m 道路等になります。ですんで特殊道路というのはこの他にも何か所かがございます。

○委員長（井出悟） 小林委員。

○委員（小林俊） ②（図面中）のところは、何か左側だけ赤く塗ってあるんですけど、歩道という意味ですか。

○委員長（井出悟） 区画整理課長。

○区画整理課長 側溝の布設の工事であります。以上です。

○委員長（井出悟） 他に質疑はありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（井出悟） 委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長（井出悟） 分科会外委員の質疑を終了いたします。以上で第 21 号議案の内の関係部分の質疑を終わります。これより第 21 号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長（井出悟） 分科会外委員の意見はございますか。

(「なし」の声あり。)

○委員長（井出悟） 以上で第 21 号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で区画整理課の質疑を終わります。以上で建設部関係の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

11 時 25 分 休憩

産業部

- 委員長（井出悟） 再開します。次に、産業部関係の審査に入ります。
発言の際には録音の関係上、必ずマイクをご使用願います。
産業部長の総括説明を求めます。産業部長。
（産業部長、総括説明）
- 委員長（井出悟） 総括説明は終わりました。

農林振興課（第 21 号）

- 委員長（井出悟） はじめに、農林振興課の審査を行います。
第 21 号議案の内の関係部分の審査になります。農林振興課長の説明を求めます。農林振興課長。
（農林振興課長、説明）
- 委員長（井出悟） 説明は終わりました。
質疑に入ります。質疑はありませんか。小林委員。
- 委員（小林俊） 25 ページの県営裾野愛鷹線林道整備事業、これは幾らが幾らになったんですか。
- 委員長（井出悟） 農林振興課長。
- 農林振興課長 事業費といたしましては、当初予算で 1 億 7,000 万円を見込んでおりました。負担金としましては事業費の 1 割になりますので、1,700 万円が予算として見込まれておりましたけれども、確定しました県の事業費が 9,926 万円です。その 1 割の 992 万 6 千円が負担金となりますので、707 万 4 千円の減というかたちになります、
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 県の方は年度が延びたんですか。それとも補正予算が付かなかっただけで、いつ完成するか判らないという風なイメージですか。
- 委員長（井出悟） 農林振興課長。
- 農林振興課長 県の事業計画で行きますと、毎年淡々と進めて行くというかたちになっておりまして、ちょっとまって下さい。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩いたします。
- 委員長（井出悟） 再開します。農林振興課長。
- 農林振興課長 43 年までの計画となっています。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 県単独土地改良事業費の圃場整備ですけど、1 年分前倒しという解釈で良いんですか。

- 委員長（井出悟） 農林振興課長。
- 農林振興課長 31年度分を補正で前倒しをすると、半年分になりますけれど、今も実際には30年度分を施工しておりますけれどもそれを淡々と継続的に進めるというかたちになると思います。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） これは繰越が入っているんですね。
- 委員長（井出悟） 農林振興課長。
- 農林振興課長 県事業だもんですから、我々は負担金を払うだけになります。で、県のルールからしまして当該年度で付いたお金については事業が終わってなくても払うというかたちになっています。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 完成年度は今のところ移動なしか。
- 委員長（井出悟） 農林振興課長。
- 農林振興課長 工事の方では、おそらく当初・・・
- 委員長（井出悟） 暫時休憩いたします。
- 委員長（井出悟） 再開します。農林振興課長。
- 農林振興課長 工事の方は31年度の完了の予定になっています。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 農業振興費の農業用機械等導入支援の補助金申請が少なかったということですが、これは申請が出来るハードルが高すぎるという実感があるんですけど、何とかならないものですかね。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩いたします。
- 委員長（井出悟） 再開します。農林振興課長。
- 農林振興課長 該当者が認定農業者なので少ないということになります。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 農業法人等を結成すればそこも対象になると思って良いですかね。
- 委員長（井出悟） 農林振興課長。
- 農林振興課長 農業法人が認定農業者の資格を取っていただければ支払の該当になります。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 24ページの環境保全型農業直接支払補助金ですが、これは例年同じ方が無農薬の作物を作られた補助金だったものですが、今回申請が無かったということは、辞められてしまったということですか。
- 委員長（井出悟） 農林振興課長。
- 農林振興課長 おっしゃるとおりです。

- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 辞めてしまった理由というのはお聞きされていますか。
- 農林振興課長 暫時休憩願います。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩いたします。
- 委員長（井出悟） 再開します。農林振興課長。
- 農林振興課長 申請が、該当しなくなりました。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 機構集積協力金についても申請が無かったということなんですが、理由はなんですか。
- 委員長（井出悟） 農林振興課長。
- 農林振興課長 機構集積協力金に関しては当初の始まったときに比べて要件が厳しくなって、それに該当する集積の案件がありませんでした。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） これは県の補助制度になりますか。
- 委員長（井出悟） 農林振興課長。
- 農林振興課長 そのとおりです。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 県の交付要綱の方がかなり厳しくなったということですか。
- 委員長（井出悟） 農林振興課長。
- 農林振興課長 そうということです。それに合わせて申請を受理するような私たちになりますので、そういうことです。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 当初、予算を組んだ時にはある程度見込みがあつての予算上だったと思うんですが、申請をしたかったけれど出来なくなってしまう方がいらっしゃったということで良いですか。
- 委員長（井出悟） 農林振興課長。
- 農林振興課長 申請はかなりあるんですけど、補助金に該当する案件では無かったということで、該当するものはありませんでした。
- 委員長（井出悟） 他に質疑はありますか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はありませんか。岡本委員。
- 分科会外委員（岡本和枝） 特産作物奨励金が増になって、酒米づくりが増えたということですが、これは面積が増えたのですか。
- 委員長（井出悟） 農林振興課長。

- 農林振興課長 これにつきましては、圃場整備が進んだ関係で面積も増えました。で、耕作者も増えました。その関係で交付金が多くなりました。
- 委員長（井出悟） 岡本委員。
- 分科会外委員（岡本和枝） 変化の数字というのは判りますか。
- 委員長（井出悟） 農林振興課長。
- 農林振興課長 酒米が大きく変わっておりますのでその部分についてご説明をさせていただきますが、平成 28 年度につきましては申請者が 5 名で作付面積が 9,300 m²程度でございました。交付金につきましては 16 万 2 千円。29 年度は 5 名、面積はちょっと減っておりますして 8,900 m²程度、15 万 6 千円です。30 年度につきましては 8 名、作付面積が 1 万 4,900 m²ということで、26 万 2 千円に上がっておりますのでそこで不足額が発生してしまったかたちになります。
- 委員長（井出悟） 岡本委員。
- 分科会外委員（岡本和枝） 将来的には圃場整備の中で中心的に取り組んでいこうというようなそういう計画みたいなものというはあるんですか。それに基づいて増えていることなんでしょうか。
- 委員長（井出悟） 農林振興課長。
- 農林振興課長 具体的に酒米を推し進めましょうというかたちではありません。元々酒米が五百万石から酒米ですよというふう売り方にすればよくなったということと同じように、農協さんが求めるものを耕作者も作られていくようなかたちにもなりますので、JA の方では、するがのきわみという特産品を作りたいがっておりまして農家さんに奨励しておりますので、今後とも酒米が進むかどうかというところはちょっと判らないところでございます。
- （「はい、わかりました。」の声あり。）
- 委員長（井出悟） その他、分科会外委員の質疑はありませんか。
- （「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 分科会外委員の質疑を終了いたします。以上で第 21 号議案の内の関係部分の質疑を終わります。これより第 21 号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。
- （「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 分科会外委員の意見はございますか。
- （「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 以上で第 21 号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で農林振興課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

11 時 53 分 休憩

演習場対策室（第21号）

- 委員長（井出悟） 再開いたします。次に演習場対策室の審査を行います。
発言の際には、録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第21号議案の内の関係部分の審査になります。演習場対策室長の説明を求めます。演習場対策室長。
- （演習場対策室長、説明）
- 委員長（井出悟） 説明は終わりました。質疑に入ります。
質疑はございませんか。土屋委員。
- 委員（土屋主久） 演習場防災調整池保全管理委託なんですけれども、よく耳にするのが、浚渫が何かそんなに進んでないんじゃないかという、かなりまだ溜まっていると聞くんですけれども、その辺はどうなのでしょう。
- 委員長（井出悟） 演習場対策室長。
- 演習場対策室長 暫時休憩願います。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩いたします。
- 委員長（井出悟） 再開します。演習場対策室長。
- 演習場対策室長 排砂工事につきましては事業量の増額を国に要望しておりまして、これからもそういう方針でいきたいと思っております。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 確認ですけど、今の排砂工事は国の直轄工事で市はタッチしてないんですね。
- 委員長（井出悟） 演習場対策室長。
- 演習場対策室長 国から裾野に委託を受けておりまして、裾野市で入札による工事を実施しております。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 対象の調整池はいくつかあると思うんですが全部なんですか、どういうふうになっているんですかね。
- 委員長（井出悟） 演習場対策室長。
- 演習場対策室長 今、排砂を実施してますのは一番最初に調整池を作りました用沢川2号調整池、一番北側の調整池のみを排砂しております。
- 委員長（井出悟） 他に質疑はありますか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はありませんか。中村委員。
- 分科会外委員（中村純也） 今回の補助の額は減りましたが事業の量は

変わらないということでしたけれど、当初の予算でこの減額が見込まれていたってことでよろしいでしょうか。

○委員長（井出悟） 演習場対策室長。

○演習場対策室長 前年度に事業量の積算をします。まれにですけど人件費であるとか資材費が極端に高騰するような場合がありますから、ギリギリに予算を計上しますと年度当初に事業が執行できないということが考えられますので、5%から10%程度の余裕を持った予算額とさせていただいております。そういう関係で今回減額補正をさせていただくものでございます。

○委員長（井出悟） 中村委員。

○分科会外委員（中村純也） ということは当初の見込みの5%、10%の振れ幅に対しては適量だったということよろしいですね。

○委員長（井出悟） 演習場対策室長。

○演習場対策室長 そのように考えております。

○委員長（井出悟） その他、分科会外委員の質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（井出悟） 分科会外委員の質疑を終了いたします。以上で第21号議案の内の関係部分の質疑を終わります。これより第21号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（井出悟） 分科会外委員の意見はございますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（井出悟） 以上で第21号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で演習場対策室の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

12時03分 休憩

産業振興課（第21号）

- 委員長（井出悟） 再開いたします。次に産業振興課の審査を行います。
発言の際には、録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第21号議案の内の関係部分の審査になります。産業振興課長の説明を求めます。産業振興課長。
- （産業振興課長、説明）
- 委員長（井出悟） 説明は終わりました。質疑に入ります。
質疑はございませんか。二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） 12ページの16. 2. 7の企業誘致費補助金のところの減額です。地域産業立地促進事業費の補助金、県の方の何かが変更になって、それによって、これがこういうふうな金額になったという、変更を、すみません教えてくださいませんか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長代理。
- 産業振興課長代理 県の補助金に対して土地の代金が当初よりも減額されているという点と、あとは雇用に対する人数が5人から3.5人に減少していることが要因となっています。
- 委員長（井出悟） 二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） それは5人から3.5人になったというこちらからの申請によってということですか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長代理。
- 産業振興課長代理 今回の該当の企業さんが株式会社エーユーという企業でございますけれど、こちらの申請に基づき変更しているということになります。
- 委員長（井出悟） 二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） バイシクルピットという、ちょっとイメージが湧かないんですけども、自転車が壊れたりしたときに修理したりするところだと思うんですけど、小屋を建てるんだとかテントがあるとか、どのようなイメージをしたら良いですか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 バイシクルピットは自転車のラックがあること。それから修繕用の工具、空気入れだとかを設置してあるというかたちでバイシクルピットというものの認定を受けることができます。
- 委員長（井出悟） 二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） ピットだものですから、建物はないですか。テントと

かそういう物もないんですか。

○委員長（井出悟） 産業振興課長。

○産業振興課長 建物はありません。

○委員長（井出悟） 土屋委員。

○委員（土屋主久） 看板等の設置工事なんですけれども、物は決まっているかということ、あと何か所ぐらい設置するのか・・・

（「一問一答で」という声あり。）

○委員（土屋主久） 設置する看板は決まっていますでしょうか。

○委員長（井出悟） 産業振興課長。

○産業振興課長 看板は3か所に設置する予定となっております。

○委員長（井出悟） 暫時休憩いたします。

○委員長（井出悟） 再開します。土屋委員。

○委員（土屋主久） 看板設置工事の設置する物は決まっていますか。

○委員長（井出悟） 産業振興課長。

○産業振興課長 物は決定しておりませんが景観法に準じたものになるということになります。

○委員長（井出悟） 土屋委員。

○委員（土屋主久） 水ヶ塚公園のクロスカントリーコース整備工事なんですけれども、これは当初予算から載ってる事業ですか。

○委員長（井出悟） 産業振興課長。

○産業振興課長 当初予算にはありません。

○委員長（井出悟） 土屋委員。

○委員（土屋主久） この段階でなぜ補正になったのかをお聞きしたいと思います。

○委員長（井出悟） 産業振興課長。

○産業振興課長 この事業につきましては、静岡県に裾野市長が要望を提出いたしまして、水ヶ塚公園内に準高地トレーニングで活用できるクロスカントリーコースを設置してもらいたいということの要望に応じていただいて県の方で水ヶ塚公園の中にクロスカントリーコースを設置をします。その後、市がその管理を引き受けましてそちらの方にチップ等を設置するというふうなかたちになっております。

○委員長（井出悟） 土屋委員。

○委員（土屋主久） これは日本ランドというかですね、ぐりんぱの中のゴルフ場の後のとは違うんですか。

○委員長（井出悟） 産業振興課長。

○産業振興課長 水ヶ塚公園に雪遊び広場があるんですけれども、そちらの方

を一部改良させていただいて、クロスカントリーコースを設置します。暫時休憩願います。

- 委員長（井出悟） 暫時休憩いたします。
- 委員長（井出悟） 再開します。土屋委員。
- 委員（土屋主久） このコースはぐりんぱのゴルフコースの中とは違いますが。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 違います。
- 委員長（井出悟） 土屋委員。
- 委員（土屋主久） それは具体的に場所はどこになりますか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 ぐりんぱのゴルフ場は標高が 1,200m か 1,300m程度のところにコースはありまして、ここから大体 400 から 500 m 離れてます。こちらの方は標高 1,450 m から 1,500 m ぐらいの、水ヶ塚公園の敷地を使ったコースとなりますので、場所としては全く違うところになります。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 今、関連してですけど、クロスカントリーコースに木製チップを敷く予算ということでしたけれど、敢えて木製チップにした理由は何ですか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 こちらは実業団の監督さん方に話を伺って木製チップとさせていただきます。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） ちなみにこの木製チップはどこ産のものを使う予定ですか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 まだ決定しておりません。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 産業振興課として市内での市内林を使う予定はありますか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 今のところそのような計画は持っておりません。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） それは何故ですか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 準高地トレーニングというものが標高 500m から 1,500m を示

します。そのエリアでの市内で活用できる、なおかつそれなりの距離を持つというところであって、なおかつ自然休養林等を外した場合に使えるエリアというものが今のところ見つかってないというのが状況です。

(「木製チップだよ。」との声あり。)

- 産業振興課長 市内での木製チップを作っているところが見当たらなかったというところと、シルバー等で作っていたものもあったんですが、走路で使用できるようなチップとしての数が足りなかったということが理由にあります。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） オリンピック関係です。バイシクルピット、これは店舗とか事業所とか、そういうところのご協力いただくようになっていますか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 そのようなことも可能となっております。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） ラックと修理とかするときの物を置くというお話でしたけれど、無人の場所にそれを置くようなかたちになりますか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 現在のところ無人のところに設置する予定はありません。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 具体的に8か所と出てますけれど、8か所はどちらになりますか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 富士山資料館、ヘルシーパーク、運動公園、市民体育館、深良支所、富岡支所、須山支所、で、あと事業とかに持っていくための1か所分というかたちになります。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 木製ラックは今回5基増設となっておりますけど、既に3基はあることでよろしいですか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 そのとおりです。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 今回、オリンピックに合わせてこういったものを整備するわけですが、これが整備してあるということを情報発信すると思うんですがその点についての考えは何かありますか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 設置したことにしましては広域でも広報していきますが、

市内のオリンピック、パラリンピックの推進事業の中で広報等をしていきたいと考えております。

- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 今、市内のオリパラに広報されるということでよろしいですか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 市内のオリパラの機運醸成事業の中の一つとして、こういうものを設置しましたということでの広報をしていきます。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） ちなみに、この木製チップ、駐輪ラック、こちらはどこから仕入れるんですか。どこから購入されますか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 まだ決定はしてません。暫時休憩で良いですか。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩いたします。
- 委員長（井出悟） 再開します。賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 情報発信でもう一点。例えば沼津なんかでは専用のサイトのようなものを立ち上げてピットのある場所であったりとか、こういったものをスタンプラリー形式で廻るとか、コースとしての売り出しをしていますが、これも一体化してそれぞれの場所を廻るようなかたちの売り出し方というのは、する予定はありますか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 そちらのチラシにつきましては、今後2市1町で連携をして作るような形で検討に入ってます。暫時休憩で良いですか。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩いたします。
- 委員長（井出悟） 再開します。小林委員。
- 委員（小林俊） 水ヶ塚のクロスカントリーコースは、オリンピック、パラリンピックとは関係ないと思って良いんですか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 オリパラのレガシー創出の一つの事業としてオリンピックが終わったあとに対してもこの地域をスポーツの聖地として残していくための一つのアイテムとして使っていきたい考えです。
- 委員長（井出悟） 再開します。小林委員。
- 委員（小林俊） 看板3か所ってどこか聞きましたっけ。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 看板の3か所につきましては現在調整中でありまして。暫時休憩で良いですか。

- 委員長（井出悟） 暫時休憩いたします。
- 委員長（井出悟） 再開します。小林委員。
- 委員（小林俊） この看板は何が書いてあるんですか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 イメージとさせていただきますけれど、まだこれも決定していませんが、市内のオリンピックコースを公開するようなイメージで看板を設置したいと考えております。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） それは車に乗ってる人が対象で考えてますか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 車に乗ってる人でなく、そこに来られる方に出していきたいというのが2か所、で、1か所は車に乗っている方にも判るようなかたちで作りたいなと思ってるところが1か所あります。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） さっきの3か所だと運動公園はともかくとして、そこに居る人って居ないじゃないですか、大野路もあっちも。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 須山地区の御殿場からの入口のところにつきましては、車の往来が多いものですから、そちらは車からも見えるようにしたいと考えております。で、富士市側の入り口のところに関しましては、観光用の看板とかも置いてありますので、そちらの方に併設で置かしていただいて、で、なおかつ、そちらの方は写真の撮影の方も歩いたりとか、先ほどもお話したとおり自転車に乗ってらっしゃる方がオリンピックロードを走りたいというようなかたちで登ってきている方もおられるものですから、そちらに関しましてはその場で見えるようなかたちにしたいと思っております。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 今の、富士側の入り口って具体的にはどこ。
（「忠ちゃん牧場」という声あり。）
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） レガシーということでオリンピックサイクルロードということを示すようなことを残すんですか。例えば道路の端にずーっと線を引くとか、そんなことはある。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 矢羽根を県の方で469号線等につきまして設置して、裾野市のコースにつきましても矢羽根を設置していくかたちになります。
- 委員長（井出悟） 小林委員。

- 委員（小林俊） それは路面に書くということですか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 路面に書きます。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） ウッドチップの話ですけどクロスカントリーコースの。森林組合がチップにする機械を持っていますよね。あれでは全然ダメだったんですか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 今現在は無いという話でした。以前はあったけれど。
- 委員（小林俊） 暫時休憩願います。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩いたします。
- 委員長（井出悟） 再開します。賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 看板の件なんですけれども、繰越で予定は31年7月となつていますが、ここまでかかりますか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 先ほどちょっとお話いたしましたけれど、景観の関係の手続きと地主さんとの打合せ等が生まれましてその辺を鑑みまして7月というふうなかたちにさせてもらっております。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） オリパラの日にちが決まっていて1日でも早く気運醸成のためだと思います。ちなみに12月にもサインの補正をしましたがけれども、それもまだですよ。なるべく早く事業を進めていただきたいと思いますがお願いできますか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 わかりました。暫時休憩を。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩いたします。
- 委員長（井出悟） 再開します。小田委員。
- 委員（小田圭介） バイシクルピット、8か所の選定理由というか条件はどこにあったんですか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 市内の各所であること、それから人が必ず常駐をしているということ、公共施設というふうなことから8か所を選定しております。
- 委員長（井出悟） 小田委員。
- 委員（小田圭介） 予算の都合上8か所になっているのか、それとも予算が付けばもう少し増やしたかったのか、それはどちらですか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。

- 産業振興課長 当初10か所程度予定していたんですが、先ほどの理由とすでに設置をしてある等の考え方から8か所に逆に減らしております。
- 委員長（井出悟） 小田委員。
- 委員（小田圭介） その減った2か所とはどこだったんですか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 減った2か所につきましては、1か所が中央公園、中央公園には実はサイクルピットの機能があります。それから実はもう1か所はパノラマ遊花の里に設置をしたかったんですけど、人が居ないということで設置をあきらめました。
- 委員長（井出悟） 小田委員。
- 委員（小田圭介） その後のコースの設定とかを考えたときに水ヶ塚公園の中に設置をするみたいな考え方はなかったですか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 水ヶ塚公園の管理については県の管理になりますんで、現在自転車のラック自体は既に設置がされてます。あと、工具器具があるかどうか確認はしてないんですけど、そのような対応になってますので、その辺につきましては今後確認してみたいと思います。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） サイクルピットは盗難防止はどうやってやるんですか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 ラック自体は非常に大きいものですので、開館しているときは出しますけれど、閉館の時は横によけてもらうと言いますか盗まれないようなかたちに置いてもらうようなかたちで考えております。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 工具とかエアポンプとかっていうものは。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 工具につきましては建物の中で管理をしてもらって使用者が建物の方へ行ってもらうようなことを考えてますので、外に出しっぱなしというのはありません。
- 委員長（井出悟） 二ノ宮委員。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩いたします。
- 委員長（井出悟） 再開します。委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はございますか。中村委員。
- 分科会外委員（中村純也） バイシクルピットの件です。設置する8か所というのはサイクリストからみても適正な場所なんではないでしょうか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。

- 産業振興課長 今後、市内に多くのサイクリスト、自転車愛好家を呼び込むのに各所にあった方が良いということの中で管理等を考えて設置をしました。今後は多くの方に裾野市に来てもらうためにも分散していた方が良いでしょうというところで設置をしております適正だと考えております。
- 委員長（井出悟） 中村委員。
- 分科会外委員（中村純也） サイクリストさんのコースとしてここを望んでいるかどうかの声は確認していますか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 確認はしておりません。
- 委員長（井出悟） 中村委員。
- 分科会外委員（中村純也） 行政都合のような設置の場所の気がしますが、観光施策としてこの位置を活用していくのはどういうふうを活用するのでしょうか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 各地区それぞれ歴史文化等あると思います。各支所におきましてはそれぞれの地域からでいけば深良用水だとかそういうものに関してサイクリストを呼び込んでもらおうと。富岡地区に関しては葛山だとか景ヶ島だとかというものをもっと活用してもらおうような設置というような、須山につきましてはオリンピックロードの活用というふうなかたちで今あるものの活用をしていただきたいと考えております。
- 委員長（井出悟） 中村委員。
- 分科会外委員（中村純也） サイクリングのコースの中で設置という割には、今、考え方がその設置した場所場所でバラバラのような感がありましたけれど、何か統一した意識を持ってピット8か所を付けているということによろしいんですね。確認します。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 設置側としましてはそのように考えております。
- 委員長（井出悟） 中村委員。
- 分科会外委員（中村純也） 伝わらなかったです。どういうふうにやりますか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 ラック等につきましては移動ができますので、こちらの方から移動させることも可能です。各種地域のイベント等で持ち出してもらったり、様々な活用を検討していきたいと考えております。
- 委員長（井出悟） 中村委員。
- 分科会外委員（中村純也） 先ほどは、管理はそれぞれの建物に任せている

ような説明だった気がしてましたけど、ニーズに合わせて貸し出すときの窓口は観光になるんですね。

- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 そのとおりです、
- 委員長（井出悟） 中村委員。
- 分科会外委員（中村純也） 今回提示いただいた 8 か所というのは、とりあえずの設置場所ということで、今後の動きを見ながら観光施設と設定場所を決めていくと、流動的な考えということによろしいでしょうか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 そのような考え方も持っております。
- 委員長（井出悟） 勝又豊委員。
- 分科会外委員（勝又豊） サイクリングの必要な備品を配置するという、メンテナンスに必要な備品を配置することなんですけれど、消耗品等も含めて入っているのか、パンクとかを想定されていると思うんですけど、どうでしょうか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 そのとおりです、消耗品等も含まれています。
- 委員長（井出悟） 勝又豊委員。
- 分科会外委員（勝又豊） それを使用する場合にお金を取りますか。それとも無料ですか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 無料です。
- 委員長（井出悟） 勝又豊委員。
- 分科会外委員（勝又豊） できれば備品の内容は。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩いたします。
- 委員長（井出悟） 再開します。産業振興課長。
- 産業振興課長 自転車の修理等をする工具類のまず一式と、それから自転車の空気入れのポンプと、パンク用修理用セットになります。
- 委員長（井出悟） 増田委員。
- 分科会外委員（増田祐二） 看板に関してなんですけど、設置予定の 3 か所の看板、これから協議なんだろうけど、実際に看板が建つ際には借地として借り上げ料をお支払するかたちになるんでしょうか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 まだそちらの方につきましても決定していません。暫時休憩を。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩いたします。

- 委員長（井出悟） 再開します。その他よろしいですか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 分科会外委員の質疑を終了いたします。以上で第 21 号議案の内の関係部分の質疑を終わります。これより第 21 号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 分科会外委員の意見はございますか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 以上で第 21 号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で産業振興課の質疑を終わります。以上で産業部関係の議案を終わります。暫時休憩いたします。

14 時 03 分 休憩

討論・採決（第17号、第18号）

○委員長（井出悟） 再開いたします。以上で予算決算委員会産業建設分科会に割り振られました議案及び産業建設委員会に付託されました議案の質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました第17号議案 裾野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正することについての討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（井出悟） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

只今から、採決いたします。本委員会に付託されました第17号議案 裾野市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正することについてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか、

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（井出悟） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に本委員会に付託されました、第18号議案 裾野市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正することについての討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（井出悟） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

只今から、採決いたします。本委員会に付託されました第18号議案 裾野市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正することについてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（井出悟） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託された本日の議案の審査は、すべて終了いたしました。補正予算関係の議案につきましては、来る2月28日の予算決算委員会で分科会委員長報告をいたします。その他の議案につきましては、来る3月4日の本会議で委員長報告をいたします。審査にご協力賜りましたことに感謝申し上げます。予算決算委員会産業建設分科会及び産業建設委員会を閉会いたします。

裾野市議会 予算決算委員会総務分科会（委員会）

平成 30 年 2 月 20 日（水）

9 時 00 分 開会

○委員長（中村純也） ただいまから、予算決算委員会総務分科会及び総務委員会を併せて開会いたします。

本日の日程は、お手元に配布のとおりであります。

これより、予算決算委員会に付託され、本分科会に割り振られました、第 21 号議案 平成 30 年度裾野市一般会計補正予算（第 6 回）の内の関係部分、第 25 号議案 平成 30 年度裾野市墓地事業特別会計補正予算（第 1 回）及び本委員会に付託されました第 11 号議案 裾野市部設置条例の一部を改正することについて、第 12 号議案 裾野市市民協働によるまちづくり推進協議会設置条例の一部を改正することについて、第 13 号議案 裾野市議会議員及び裾野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正することについて、第 19 号議案 静岡地方税滞納整理機構規約の変更についての審査を行います。

審査の方法は、各課単位で行い、それぞれ当局の説明を求めてから質疑に入りたいと思います。

予算関係の議案は、質疑の後、賛否に関する意見を伺います。その他の議案は、討論、採決を関係各部、課すべて一括して行います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（中村純也） ご異議ありませんので、そのようにいたします。

ここで、各委員に申し上げます。質疑は、一問一答で、要点を明確に、簡潔な質疑をお願いいたします。

意見につきましても、要点を明確に、簡潔をお願いいたします。

次に、分科会外委員の発言の許否について、お諮りいたします。 質疑、意見について、分科会外委員から発言の申し出があった場合には、委員長がその発言の許否を定めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（中村純也） ご異議ありませんので、そのようにいたします。

なお、分科会外委員の発言は、本委員の発言終了後といたします。

また、発言の際には、録音の関係上、必ずマイクをご使用願います。

総務部

- 委員長（中村純也） ただいまから、総務部関係の審査に入ります。総務部長の総括説明を求めます。総務部長。
（総務部長、総括説明）
- 委員長（中村純也） 総括説明は終わりました。暫時休憩いたします。

財政課（第 21 号）

- 委員長（中村純也） 再開いたします。はじめに財政課の審査を行います。第 21 号議案の内の関係部分の審査になります。財政課長の説明を求めます。財政課長。
（財政課長、説明）
- 委員長（中村純也） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。勝又委員。
- 委員（勝又利裕） 確認です。33 ページの基金積立金の説明のところの特定防衛施設周辺の所が 65,499 になってるんだけど、65,550 の誤りではないのかな。端数調整、これ。
- 委員長（中村純也） 財政課長。
- 財政課長 こちらにつきましては特定防衛、交付金につきましてはあくまでも 6,555 万円でございますが、基金に対する利子分が当初予算よりも 5 万 1 千円ほど減額になっておりますので、その相殺というかたちになっております。
- 委員長（中村純也） 勝又委員。
- 委員（勝又利裕） はい、わかりました。そうすると調書の 7 ページの 65,550 からマイナス 51 を引いたということ。
- 委員長（中村純也） 財政課長。
- 財政課長 お話のとおりでございます。
- 委員長（中村純也） 勝又委員。
- 委員（勝又利裕） 10 ページの地方消費税交付金のマイナスの 7 千万円。ここをもう少し詳しく教えて下さい。
- 委員長（中村純也） 財政課長。
- 財政課長 平成 30 年度分の予算編成時には経済成長率等を勘案した予算編成を行いました。実際、昨年度の、今年度に入ってから成長率は消費者の消費に対するマインド等の持ち直しの動きが想定どおり動きませんで、予定通りの経済成長率とまだ年度途中でございましてございませぬ。一昨年度までは経済成長率自体の数値が伸びが良かったためそれを見越した予算編成としました。結果、年度途中までの交付金の伸びを勘案して減額とさせ

ていただいております。

○委員長（中村純也） 勝又委員。

○委員（勝又利裕） そうすると、年度途中というと上半期ぐらいでこれを出しているのかな。

○委員長（中村純也） 財政課長。

○財政課長 これは年4回の交付になっておりまして、現在3回まで出ております。29年度に対する利率で計算させていただいております。

○委員長（中村純也） 内藤委員。

○委員（内藤法子） 寄附金の中で県庁裾野市応援団というのがあるんですけど、これはどういう組織なんですか。

○委員長（中村純也） 財政課長。

○財政課長 県の職員の方で以前裾野市の方に勤務をしていただいた方たちがメンバーとなっております。

○委員長（中村純也） 内藤委員。

~~○委員（内藤法子） 何人ぐらいいらっしゃるんですか。~~

（「暫時休憩願います」の声あり。）

○委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。

○委員長（中村純也） 再開いたします。内藤委員。

○委員（内藤法子） 人数については取り消します。

○委員長（中村純也） 岡本委員。

○委員（岡本和枝） 寄附金のところで一点。故斉藤英子さんからの寄附というのはどのような寄附金なんですか。

○委員長（中村純也） 財政課長。

○財政課長 斉藤様自体は相続をされる方がいらっしゃらないということで、それを後見人というかたちで関わられる方がいらっしゃいました。斉藤様の方のお話から福祉或いは教育に関することということで遺言のかたちで頂いておりましたので、後見人の方と相談したうえで予算の方を割り振ることをやらさせていただきました。

○委員長（中村純也） 岡本委員。

○委員（岡本和枝） 今回の繰越明許のところで21事業なんですけれども、財政課としてかなり多いし色々な理由があるんですけど、財政課としてはこれだけ多いことに対して何か、どのようにお考えでしょうか。

○委員長（中村純也） 財政課長。

~~○財政課長 実際は前回議会でご審議いただいたエアコン等がまた入っている状況です。事業につきまして来年度の10月の消費税改正がございますもので、それまでに仕事を前倒して出来るものはなるべく進めていただきたいと思います。~~

~~というようなことで全庁的に対応しておりますので、その結果本数が増えてきてしまったのかなとは思っております。以上です。~~

- 委員長（中村純也） 総務部長。
- 総務部長 基本的にやはり予算というのは単年度というのが原則だとは承知しております。先ほど説明もございましたけれども、事業の進捗状況で必要なものとか、そういうものにつきましては議会の皆様のご理解を戴いて繰越ということで対応しております。基本的にはやはり少ない方が望ましいですけれども、必要なものにつきましてはお願いするという考え方でやっております。以上です。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開いたします。財政課長。
- 財政課長 先ほどの私の発言は取り消しさせていただきます。
- 委員長（中村純也） 岡本委員。
- 委員（岡本和枝） いろいろな状況があり一生懸命やって下さっているのは判るんですけど、その中でもこれは、この点は繰越が発生する原因は、問題だと捉えているところは何かありますか。
（「暫時休憩を。」という声あり。）
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開いたします。総務部長。
- 総務部長 基本的に提案しています繰越というのは必要ということで提案しております。内容については精査しております。この中であるのは相手のある仕事ですね。想定していない劣化によるものもございまして、原則は単年度ということで考えておりますけれど、どうしても市政を進めるうえで必要なものにつきまして絞ったうえで提案しております。以上です。
- 委員長（中村純也） 他はありますか。村田委員。
- 委員（村田悠） 12ページ、17款1項2目、利子及び配当金の所です。財政調整基金の利子のところの627万5千円なんですけど、減額になります。利子についてですから預けている絶対額があってその差額分の利率を掛けたところで627万5千円が生じておるんですが、当初見込んでおった金額から残高が幾ら減って627万5千円の差額が生まれたか教えて下さい。
- 委員長（中村純也） 財政課長。
- 財政課長 当初見込んでおりました利率は29年度の利率を想定しております。0.11%と言う数字を見込んでございました。結果、金融機関による見積もり合わせというかたちの利率の比較を行うんですが、0.05%という利率になりました。
- 委員長（中村純也） 村田委員。

- 委員（村田悠） 0.05%の見積もり、昨年度が0.11ですから、当市とこの利率の協議というのは行われておるのでしょうか。
- 委員長（中村純也） 総務部長。
- 総務部長 これは金融機関に運用条件を示していただいておりますので、その結果なので向こうの示した数字でございます。
- 委員長（中村純也） 村田委員。
- 委員（村田悠） この運用状況なんですけど、金融機関なんてのは色々あると思うんですけど、地銀からメガバンクあると思うんですけど、利回りの良いところに預けるような検討というのはされておるのでしょうか。
- 委員長（中村純也） 総務部長。
- 総務部長 運用の考え方なんですけど、基本的に条件を提示して指定金融機関に対して見積もり合わせを行って、いただいておりますので、いただいたものがこちらにとっての一番良い条件のものを選んでやっています。
- 委員長（中村純也） 村田委員。
- 委員（村田悠） 毎回思うんですけど、利子及び配当金というふうになってるんですけど、この補正予算書に関しては利子及び配当金の配当金の部分はないですね。
- 委員長（中村純也） 財政課長。
- 財政課長 今回の補正につきましては配当金分の補正はございません。
- 委員長（中村純也） 村田委員。
- 委員（村田悠） ~~及び配当金のところ、無くしてもらって良いですか。利子及び……~~
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開いたします。村田委員。
- 委員（村田悠） 取り消します。
- 委員長（中村純也） 岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 消費税交付金のところで、昨年の伸びというのは増加要因ありと言う答弁だったんですけども、で、いまの消費マインドは上がらないということだったんですけど、これは下がっている状態ですか。
- 委員長（中村純也） 財政課長。
- 財政課長 下がっているわけではないのですが、思ったほどの伸びではなかったという結果になります。
- 委員長（中村純也） 岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 消費者或いは企業双方ともというかたちなんでしょうか。
- 委員長（中村純也） 財政課長。
- 財政課長 消費者総合指数というものを一つの基準として判断しております。

(「どういう指数なんですか。」という声あり。)

- 委員長(中村純也) 暫時休憩いたします。
- 委員長(中村純也) 再開いたします。他にありますか。勝又委員。
- 委員(勝又利裕) ふるさと納税の資料ありがとうございます。合計が36,527
となってるんですけど、これはいつ時点でしょうか。
- 委員長(中村純也) 財政課長。
- 財政課長 寄附の実績につきましては平成30年12月31日現在の数値になって
おります。
- 委員長(中村純也) 勝又委員。
- 委員(勝又利裕) あと3か月あるんですけど、増える可能性はあるのかな。
- 委員長(中村純也) 財政課長。
- 財政課長 残り3か月ございますので、まだ増額になって決算時には増える
見込みでございます。ただし、この3か月分の歳入につきましては、予算化
につきましては来年度になってから6月に対応させていただきます。
- 委員長(中村純也) 総務部長。
- 総務部長 ふるさと納税寄附金の考え方につきましては、12月までの寄附に
つきましての用途ということで予算化を3月補正でやっています。で、現実
的に3月までは少しはございますが、個人の申告の関係もございまして12
月までが多くなっています。ですので、1月から3月分の寄附につきまして
は歳計外現金というところに置いて31年度予算の計上で活用を考えており
ます。以上でございます。
- 委員長(中村純也) 勝又委員。
- 委員(勝又利裕) そうすると、31年度予算で目的別に財源を振り返ること
もあるってことですね。
- 委員長(中村純也) 総務部長。
- 総務部長 31年度に頂いたものも含めましてそこを考えていきたいと考
えております。以上です。
- 委員長(中村純也) その他ありますか。
(「なし」の声あり。)
- 委員長(中村純也) 委員の質疑を終わります。次に分科会外委員の質疑に
入ります。質疑はありませんか。井出委員。
- 分科会外委員(井出悟) 10ページで委員から質疑がありました地方消費税
交付金なんですけれども、経済成長率が予測したものより下がっているとい
うことなんですけれども、これ経済成長率ってよかったです。暫時休
憩をお願いします。
- 委員長(中村純也) 暫時休憩いたします。

- 委員長（中村純也） 再開いたします。財政課長。
- 財政課長 地方消費税につきましては、平成29年度の同時期です。先ほども申し上げましたが11月に3回目の交付をいただいております。29年度に対して1.023というような伸び率になっております。金額で言いますと10億9,559万6千円と言う数字を推定しております。したがって、当初予算の11億6,500万円に対しての概ね7,000万円の減額というような対応を考えております。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開いたします。財政課長。
- 財政課長 実際は29年度の伸び率を用いまして当初予算の方を編成しておりますが、これまでの内示を見ましたら伸び率が予定していたものよりも低かったという結果になっております。
- 委員長（中村純也） 井出委員。
- 分科会外委員（井出悟） 12ページの18款の寄附金なんですけれども、ふるさと納税の金額が・・暫時休憩願います。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開いたします。井出委員。
- 分科会外委員（井出悟） 寄附金のところのふるさと納税分の合計と3,652万円の差があるように見えるんですが、教えて下さい。
- 委員長（中村純也） 財政課長。
- 財政課長 実際は、30年度予算につきましては当初より事業に充当するような予算計上をしております。そのため今回の補正につきましてはその数値との差を補正させていただいておりますもので合計しますと同額になることになっております。以上です。
- 委員長（中村純也） 他にありますか。土屋委員。
- 分科会外委員（土屋主久） 確認をさせていただきたいと思います。先ほど地方消費税の交付金についてですね、内閣府の消費者総合指数をと言うことで、伺いましたが、予算編成の時にそういう数値ばかりじゃなくて経済研究所等の経済の成長率を見込みを参考にしながら、それも1社でなくて2社とか3社と言う例が多くみられるんですが、裾野市はそれはどういうふうに対応しているか伺います。
- 委員長（中村純也） 財政課長。
- 財政課長 今、委員の方からお話をいただきましたけれど、実際は裾野市は内閣府の数字のみで対応させていただいております。
- 委員長（中村純也） 土屋委員。
- 分科会外委員（土屋主久） 国の数値だけを見て予算編成していくことはち

よっとあり得ない話でないですか。やはりしっかり、経済、本当につかんでいるのが何処かという事です。やはり経済研究所、それも競い合って取り組みをしてるわけですよ。やはりそういうものを持って予算編成に臨むということが大切じゃないかと思うんですけれど。そしてもう一つ、地域経済にとってもものすごく大変なんですね。この地方消費税交付金というのは裾野市の地域の経済をはっきり表しているものですね。これはすごく大変な問題なんです。ここをしっかりと捉えなかったらやはり予算編成に臨むとか施策を打っていくかたちをしていかなければならないと思いますけど、その辺はどうでしょうか。

○委員長（中村純也） 総務部長。

○総務部長 今委員がおっしゃった考え方で充分参考にさせていただきながら予算編成を考えていきたいと思えます。以上でございます。

○委員長（中村純也） その他ありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 以上で第21号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第21号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 分科会外委員の意見を伺います。意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 以上で第21号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で財政課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

9時42分 休憩

人事課（第21号）

○委員長（中村純也） 再開いたします。次に人事課の審査を行います。第21号議案の内の関係部分及び第11号議案及び第12号議案の審査になります。はじめに第21号議案の内の関係部分の審査になります。人事課長の説明を求めます。人事課長。

（人事課長、説明）

○委員長（中村純也） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。増田委員。

○委員（増田祐二） 確認を含めてなんですけど、基本的には未雇用期間が発生しているところでの減額が大半を占めるかと思うんですけど、それぞれに対して今回補正だけでなく前回から引きずっているものも多数あるかとは思いますが、その点に関してどのようなことをされてこういう結果になっているというのは現状ありますでしょうか。

○委員長（中村純也） 人事課長。

○人事課長 正規職員の育児休業者ですけど、12月補正をさせていただいているところがございますけれども、期間、期間で減額をさせていただいているということになります。臨時職員の方につきましても未雇用期間の実績に伴うものがございます、12月に行っているものと同様の内容となっております。以上です。

○委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。

○委員長（中村純也） 再開いたします。人事課長。

○人事課長 賃金の関係でございますけれども、未雇用期間の間には当然採用募集で対応してはございますけれども、それが満たない部分につきまして減額しているというかたちでございます。以上です。

○委員長（中村純也） 増田委員。

○委員（増田祐二） 暫時休憩でよろしいでしょうか。

○委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。

○委員長（中村純也） 再開いたします。増田委員。

○委員（増田祐二） 未雇用期間等々が発生しているという状況の中で、人事課として行政サービスの質が低下しているとかということの認識はないということよろしいでしょうか。

○委員長（中村純也） 人事課長。

○人事課長 担当課とのやり取りの中ではそのような低下したということは認識してございません。以上です。

- 委員長（中村純也） 勝又委員。
- 委員（勝又利裕） 34 ページの給与明細の時間外の関係で当初予算がちょっと絞りすぎたのかなというきらいもなきにしも非ずだけれども、212 万 3 千円が増えた要因というかそこら辺を教えてください。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 時間外につきましては各部署ごと繁忙期等が違うという現状がございます。その中で委員のおっしゃるとおり予算計上上ですけれども、昨年と同様に目標値を 20%削減というかたちで、これは意識を高くしておくということで持っております。その中で実績の予測でございますけれども、前年同様若しくは少し減るというような傾向でございますので時間外の縮減につきましては頑張っているところではないかというふうには認識しております。以上です。
- 委員長（中村純也） 勝又委員。
- 委員（勝又利裕） 12 月定例会の時も聞いたんですけれども、時間外縮減の対策で色々手は打っていると思うんですけど、その辺の効果はどのように表れていると認識しているか。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 昨年と同様と言う風な内容が主でございますけれども、一方、継続して行うことが重要かと考えております。先ほど申し上げましたとおり、見込みですけれども前年同様若しくは少し減るではないかという見込みの中で言うとそれが少しずつ効果が表れてきているのではないかというふうに考えています。以上です。
- 委員長（中村純也） 勝又委員。
- 委員（勝又利裕） 勿論人事課が主導してやっていくことなんだけど、やはり各所属長が、職員の意識もそうでしょうけど、所属長がマネジメントしてもらえないと中々浸透していかないのかなというところがあるもので、所属長への働きかけというかそういうところもやってもらう必要があるのかなということでございます。

（「要望でいい。」という声あり。）

- 委員長（中村純也） 他にありますか。岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 30 ページの給食センター管理費とその前のページの小学校費の給食管理運営費の賃金がそれぞれ、小学校費の方では 380 万円、で、給食センターの方では 500 万円の減です。で、先ほど増田委員のお話で行政サービス等が減というか影響を認識してないというお話でしたけど、実際に働いている人にとってはとても厳しい状況が生じてるのではないかと思います。その辺の認識は人事課としてどのように捉えられていますか。特に現

場において。

- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 担当課であります教育総務課とは情報共有はさせていただいております。そんな中で実際未雇用という事実があるなかで、なるべく現場が疲弊しないように、足りない分については応急措置ではあるんですけど派遣対応をしたりとか、働き側のニーズに対応した短いパート職をすすめているところで、そういうことを導入することによって現場の負担軽減が出来ればというふうな方策も考えているところでございます。以上です。
- 委員長（中村純也） 岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 実際に給食センターの中で派遣の方という対応の方たちはいらっしゃいますか。現在。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 暫時休憩願います。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開いたします。人事課長。
- 人事課長 派遣で入っている者はいます。
- 委員長（中村純也） 岡本委員。
- 委員（岡本和枝） それぞれ自校、給食センター何人ぐらいいらっしゃいますか。わかりますか。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 給食センターの方で3人というふうに認識しております。
- 委員長（中村純也） 岡本委員。
- ~~○委員（岡本和枝） それはいつからかわかりますか。~~
- 人事課長 暫時休憩願います。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開いたします。岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 今の質疑は取り消します。あと一点。17 ページ、戸籍住民基本台帳費の中で 20 万円の賃金が増えてますけれど、これはどのような必要性というか、どのような内容のものでしょうか。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 こちらは賃金の増額で人が増加したということではなくて、OJTということで職場での研修を行っているということの中で、臨時職員が参加しているということとその分の時間外的なものとして賃金が増額となっている内容です。
- 委員長（中村純也） 他に質疑はありませんか。
（「なし」の声あり。）

- 委員長（中村純也） 委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はありませんか。井出委員。
- 分科会外委員（井出悟） 未雇用期間等で、現時点で一番長い、例えば連続何か月だとか、暫時休憩願います。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開いたします。井出議員。
- 分科会外委員（井出悟） 未雇用期間の一番長いものはどのようなかたちになっていますか。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 長い職員につきましては年度当初から雇用が出来ていないという職種があります。
- 委員長（中村純也） 井出議員。
- 分科会外委員（井出悟） それらの職種の定員に対する充足率とかつてのはどのようなかたちですか。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 充足率は出してはいませんけれど、職種でいいますと幼稚園教諭がそれにあたるんですけども、原因としましては過年度において方針的にパート職というのがあったんですけど、そちらをフルタイム職に変えたという経緯がございます。そちらの分が未雇用に至っている部分がございます。以上です。
- 委員長（中村純也） 小林委員。
- 分科会外委員（小林俊） 子どもたちが幼稚園とか保育園に行けないことに関して、面倒を見る人が居ないと、未雇用とか足りないということで問題が出てるということはないんですか。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 現場の方の状況をやり取りしてる中で、現場に支障のないように現有の中でやりくりしながらやっただいている現状があるかと思えます。人事課としてはそういう認識をさせていただきます。
- 委員長（中村純也） 小林委員。
- 分科会外委員（小林俊） それを採用するのは人事課が担当なんですよ。主担当なんですよ。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 採用に関しましてはおっしゃるとおり人事課の方で事務的なこと庶務的なことを行いますけれど、一方現場というものも重要なことということで、採用する、採用イコール人事だから全てお任せということではなく、担当課も一緒かと認識しておりますので、双方でそれぞれ情報共有しながらやっ

ていくということで考えております。

- 委員長（中村純也） 小林委員。
- 分科会外委員（小林俊） 現場から何とかしてくれという声は上がってこないんですか。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 募集をしてるということは不足をしているというふうな認識がございまして、そういう意味ではニーズと言いますか、ことはあるのではないかなという認識はしています。
- 委員長（中村純也） 小林委員。
- 分科会外委員（小林俊） 34 ページの時間外手当、1 億 1,300 万円、これはおしなべてなんでしょうけど何時間ぐらいに相当するんですか。時間外の時間です。
- 人事課長 暫時休憩願います。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開いたします。人事課長。
- 人事課長 昨年の実績でいきますと 4 万 6 千時間。暫時休憩願います。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開いたします。人事課長。
- 人事課長 昨年と同様の見込みと考えますと、約 4 万 3 千時間から 4 万 4 千時間ぐらいの相当の金額になろうかと思えます。
- 委員長（中村純也） 小林委員。
- 分科会外委員（小林俊） 臨時の職員さんがいないとか未雇用があるということで、これを押し上げているということはないか。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 その分析は非常に難しいもので、今募集がされている職種のところとそここのところの時間外がイコールかというところでもない部分もございまして、そこは必ずしもイコールにならないものだというふうにも考えています。
- 委員長（中村純也） その他ありますか。土屋委員。
- 分科会外委員（土屋秀明） 未雇用、或いは臨時の関係ですけど。今回の補正の中で賃金でマイナスをしているものの総トータルは幾らですか。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 一般会計の総額で 3,560 万円の減額となっております。
- 委員長（中村純也） 土屋委員。
- 分科会外委員（土屋秀明） 30 年度に限らずこういう傾向があるように思いますが、数字を捉えているならば答弁願いたいんですけど、当初予算で臨時

職員として考えている人数と実際に雇用できなかった人数の比較がもし判ったら教えて下さい。

○委員長（中村純也） 人事課長。

○人事課長 総数での比較も含めまして手元に資料がございません。

○委員長（中村純也） 土屋委員。

○分科会外委員（土屋秀明） 先ほどの答弁の中で、職員が不足しているけど行政サービスには支障がないようなお話だったんですが、現実の話からすると同様な傾向が続くということは少なくとも市民サービスに影響があるのが当然だと思うんですけど、これからの話、先の話、臨時職員の単価のアップも含めてですけども、先ほどから出ている臨時職員でなくて人材派遣を更に使うとか具体的なものとか検討されているんですか。

○委員長（中村純也） 人事課長。

○人事課長 募集の方法であったり、労働条件、賃金の関係であったり雇用形態であったり検討できるものは検討しているという状況でございます。その中で賃金については中々年度途中というのは難しいという現状がございますので年度途中においては予算の範囲内で派遣で対応できるものであったり、労働形態を変えられるものがあればそういう検討をして対応しているという状況でございます。

○委員長（中村純也） その他ありますか。土屋主久委員。

~~○分科会外委員（土屋主久） 職員の定数ありますよね。職員全体の、その中で正規職員と臨時職員の割合ですね。今現状どのような割合になっているか教えて下さい。~~

~~○人事課長 暫時休憩願います。~~

~~○委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。~~

~~○委員長（中村純也） 再開いたします。人事課長。~~

~~○人事課長 細かい数字は今持っていないのでお答えすることが難しいです。以上です。~~

~~○委員長（中村純也） 土屋主久委員。~~

~~○分科会外委員（土屋主久） 今の50対50というのはかなり低い方のレベルになるのではないかと思います。~~

○委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。

○委員長（中村純也） 再開いたします。土屋委員。

○分科会外委員（土屋主久） 認識していただければ結構ですので取り消します。

○委員長（中村純也） その他ありますか。

（「なし」の声あり。）

- 委員長（中村純也） 以上で分科会外委員の質疑を終わります。以上で第 21 号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第 21 号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 分科会外委員の意見はありますか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 以上で第 21 号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。

人事課（第 11 号）

○委員長（中村純也） 次に、第 11 号議案の審査に入ります。人事課長の説明を求めます。人事課長。

（人事課長、説明）

○委員長（中村純也） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。勝又委員。

○委員（勝又利裕） 総括質疑でもちょっと出ましたけれど、市民協働室、市民協働の関係が企画へ来るというところで、教育委員会から市長部局へ来るんだけど、その辺の狙う効果、そこをちょっと教えていただければ。

○委員長（中村純也） 人事課長。

○人事課長 市民協働室、シビックプライド推進室の事務、共に市民を主体にした事業があらうかと思います。そんな中で市民協働のまちづくりを進めていくなかでは当然シビックプライドの醸成というところも関わりがあるということの中で双方関係ございますので一緒にすることにより、より効果的な事務が出来るものということで統合と言うことで考えています。以上です。

○委員長（中村純也） 勝又委員。

○委員（勝又利裕） 職員の意識醸成とか色々あるなかで非常に、私が総務部長で居る頃に教育委員会と市長部局でということもあったけど、今度職員研修何かは非常にやり易くなるのかなんて思ってますんで、その辺を進めて行っていただければ良いと思います。で、そこは良いです。もう一点。放課後児童室が今度教育委員会へ行くんですけれども、その狙う効果は。

○委員長（中村純也） 人事課長。

○人事課長 放課後児童室につきましては利用する施設が学校ということになりますので、施設利用の観点もありましたので教育総務課の方がより効果的に出来るじゃないかということの考えがございました。以上です。

○委員長（中村純也） 勝又委員。

○委員（勝又利裕） 子どものことになりますから私も良いんじゃないかと思っています。以上です。

○委員長（中村純也） 増田委員。

○委員（増田祐二） FMと行財政改革推進が企画の方に移管されるというふうなところで、同じ質疑ですが見込まれる効果について伺います。

○委員長（中村純也） 人事課長。

○人事課長 今年度行財政構造改革に取り組んだということの中を踏まえまして、行政経営監、行政課、財政課、企画の中で企画が事務事業を持っている関係上そちらの方がより効果的ではないかという判断でなっております。以上です。

- 委員長（中村純也） 増田委員。
- 委員（増田祐二） 今のお話はどちらかと言うと行財政の話かと思うんですけど、FMに関しては監付が二人いらっしゃると思います。FMに関しての推進もそちらの人員そのまま移動してそちらでやられるということで認識して良いんですか。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 人数の貼りつけの関係はこれからですけど、基本的に行政経営監付は企画の方へ移るという考え方でおります。以上です。
- 委員長（中村純也） 増田委員。
- 委員（増田祐二） 当然推進力を持つての異動だと思いますので、それに合わせて部署との連携、特にFMも行財政のどちらも単独部署で済む話ではないと思いますのでそれに関しての推進に庁内部署ではなくても連携は図っていくというふうな方向性で認識して良いでしょうか。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 その点につきましては本年度もそういう体制は考えておるわけですけど、従前どおりそういう考えでよろしいかと思えます。以上です。
- 委員長（中村純也） 佐野委員。
- 委員（佐野利安） 放課後児童室の事務を教育総務課の方へ移るんですけど、厚生省と文科省ってなると、移った場合、例えば何々クラブとかっていうあれになるんでしょうか。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 名称の所までは把握してない部分もございますけれど、放課後自動室の事務につきましては現在子育て支援課で委託の方でやっているということでございます。ですから実施自体がそれをそのまま教育総務課に移すという状況になっていますので名称等につきましてはそこまで認識していませんでした。
- 委員長（中村純也） 岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 提案理由に組織のスリム化と事務の円滑化とありますが、前に副市長を一人にするときも二人にするときも本当に同じ事務の効率化とか円滑化という理由だったんです。具体的に組織のスリム化と事務の円滑化、特に組織のスリム化とは何を意図してるんでしょうか。で、数的なものを見れば8室あったものが7室になったということではあるんですけど、組織のスリム化とは何なんでしょうか。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 今回の見直しの視点としましては課内室のような小規模所属について業務の平準化とか仕事の属人化の傾向がございますので、見直しをした

という結果の中で、ただ一方、課内室におきましても設置が必要な部署もあるということを精査したということでございます。

○委員長（中村純也） 岡本委員。

○委員（岡本和枝） いつもその言葉に、平準化とか具体的に何を言っているのかとても判りにくいんですけれども、具体的には何なんでしょう。例えば男女共同参画が前は室だったものが、そこで持っている政策課題が、数値的な全国的指標だとか色々あるわけです。それをどう達成するかという部分はどうかね。

○委員長（中村純也） 人事課長。

○人事課長 事業の達成度という観点もあろうかと思いますが、一般論的話になりますけれど、例えば二人で行っているところを一緒にして4人にすることによってより多くのことを、仕事を学べると言いますか、補いあえるという観点でいきますと市民協働室につきましては今年度3人体制ですけど、従前は2人体制ということもございますので、なかなか平準化している職員というのは少ないという状況がありますので大きくすることによって平準化が図られるというふうに考えております。

○委員長（中村純也） 岡本委員。

○委員（岡本和枝） 一方で業務の委託という部分もとても増えてきています。で、特に市民課なんか窓口業務さえも委託されているんですけど、その点の関係で事業を平準化しながら質を向上させるという目的のためだったならば、委託が人材育成に結びつかない、そういう課題みたいなものが生じてきていませんか。

○委員長（中村純也） 暫時休憩します。

○委員長（中村純也） 再開します。岡本委員。

○委員（岡本和枝） 事業のスリム化というのは外部へ出すこととかそういうこともひっくるめてスリム化を目指してらっしゃるんですか。

○委員長（中村純也） 人事課長。

○人事課長 人事では組織改編の取扱なものですから、個々のアウトソーシングする、委託することにつきましては担当課の方で色々と検討していく事項かなという部分もあるかと思います。以上です。

○委員長（中村純也） その他ありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 委員の質疑を終わります。委員外議員の質疑を受けません。質疑ありますか。賀茂議員。

○委員外議員（賀茂博美） 市民協働室をシビックプライド推進室に移管する件です。総括質疑でも伺いましたけれど、市民主体ということでこちらに異

動したということは、狙いということでした。それであるならば元々市民協働というのは地区振興にありまして、市民課に移す考えはなかったんですか。

○委員長（中村純也） 人事課長。

○人事課長 組織の改編にあたりましては色々検討してまいりました。従前にあったところも当然考え方としてあろうかとは思いますが。その中で来年度につきましてはこういうかたちが良からうということの判断でこういう結果になったということでございます。

○委員長（中村純也） 賀茂議員。

○委員外議員（賀茂博美） 市民協働という業務の内容なんですけれども、市民と関わることが非常に多くなる部になると思います。今までは生涯学習センターの中に市民協働事務があつて、そこに市民活動センターがあつて、そこにスペースがあつてということがありましたが、今回このシビックプライド推進室に異動することで3階のスペースになりますよね。庁舎の中の市民がそこに来やすいかということではこの組織のあり方はどうかと思うところがあるんですが、如何ですか。

○委員長（中村純也） 人事課長。

○人事課長 シビックプライド推進室の統合ですけれど、庁舎3階になるものですからそちらの方に職員は配置されるんじゃないかというふうには考えますけれど、そういうふうになったとしても影響のない範囲といいますか、支障のない範囲で運営をしていくようお願いするのも変ですけれど、担当課の方では対応していただくようになると思います。以上です。

○委員長（中村純也） 賀茂議員。

○委員外議員（賀茂博美） 市民協働を掲げていらっしゃるんですけど、対市民、市民といかに触れ合うというか、場は絶対必要だと思うんです。今の状況では市民は行きにくい場所になるのかなと、すごく心配されます。是非検討をしていただきたいなと思います。場、スペースです。

○委員長（中村純也） 小林議員。

○委員外議員（小林俊） この中でオリンピック・パラリンピックという言葉がどこにも出てないんだけど、それはどう解釈したら良いんですか。

○委員長（中村純也） 人事課長。

○人事課長 今回の条例改正の部分につきましては、そういう必要性が無かったということで条例改正に至らないというか、なつてございません。以上です。

○委員長（中村純也） 小林議員。

○委員外議員（小林俊） どこに入っているということになるの。この条例では。

- 委員長（中村純也） 暫時休憩します。
- 委員長（中村純也） 再開します。人事課長。
- 人事課長 産業部産業振興課内で事務分掌の位置づけでは産業部に入るものとなります。
- 委員長（中村純也） 小林議員。
- 委員外議員（小林俊） 50年、60年に一遍の特別なイベントなんですよ。だから企画部門の市民協働なんて言葉をわざわざ入れるくらいだったら、産業部の観光及びオリンピック・パラリンピックに関することって入れる方が条例としては妥当性があるんじゃないかと思うんですけどどうでしょうか。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 部設置条例のどういう項目を各部に載せるかという議論があるかと思いますが。その中で市民協働室は従前載ってるものですから、条例改正するものということが一つの理由です。オリンピック・パラリンピック確かに50年、60年ですけども、それを時限的に行われるものについて載せるかというのは議論のあることだということで、従前ないものでそのまま条例改正の中では盛り込まれてないというふうな状況でございます。
- 委員長（中村純也） 小林議員。
- 委員外議員（小林俊） 市民協働だって本来は環境市民部ですよ。普通に考えればね。それを暫定的に企画に置きましたと書いているわけだから、書くことは一時的なものでもこの2年間のことだから、書くことは何ら問題ないと思うんですけど、如何ですか。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 繰り返しの答弁になろうかと思いますが、そういう考えには至らなかったという結論の中でオリンピック・パラリンピックについてはこちらには載せないということでございます。
- 委員長（中村純也） 小林議員。
- 委員外議員（小林俊） 教育委員会の分掌事務はどこで規定するんですか。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 条例ではございませんで、教育委員会内部規則、規則だったと、そちらの方で事務分掌を定めてございます。
- 委員長（中村純也） 小林議員。
- 委員外議員（小林俊） それは片手落ちだと思うんだけど、当局からそちらに移しましたということであれば、それも教育委員会の方のものも改正されるべきだと思うんだけど。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩します。
- 委員長（中村純也） 再開いたします。人事課長。

- 人事課長 今回の上程につきましては条例関係の部分でございまして、教育委員会の方の規則改正に必要な部分は教育委員会の方で対応する予定というかたちになってます。
- 委員長（中村純也） 小林議員。
- 委員外議員（小林俊） それはレベルが違うから、規則だったら議会は何もわからないし、市民だってわからないわけですから、議会がそれを条例化しない、議会がまだ頑張りが足りない、そういうことかね。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩します。
- 委員長（中村純也） 再開いたします。人事課長。
- 人事課長 教育委員会の規則の関係に関しましては教育委員会の中で取り扱う内容となつてございます。それで本条例では上程されていないということでございます。
- 委員長（中村純也） 他、よろしいでしょうか。勝又豊議員。
- 委員外議員（勝又豊） 産業振興課で自然公園を生活環境課の方に移管されたということによって、市民にとって判りやすい組織になったかどうかということをお聞きしたいんですけれども。暫時休憩を。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩します。
- 委員長（中村純也） 再開いたします。勝又議員。
- 委員外議員（勝又豊） 先ほどの質疑を替えまして。この改正によってどんな効果が得られるかお願いします。
- 委員長（中村純也） 人事課長。
- 人事課長 本事務につきましては、国立公園内での特定行為ということで、工作物等の届け出になります。自然公園と言う関係になりますと環境部局にあった方が適当であろうという判断のもとで動かしてございます。以上です。
- 委員長（中村純也） 他はありますか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 以上で、第11号議案に関する質疑を終わります。

人事課（第 12 号）

○委員長（中村純也） 次に第 12 号議案の審査になります。人事課長の説明を求めます。人事課長。

（人事課長、説明）

○委員長（中村純也） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 委員の質疑を終わります。委員外議員の質疑はありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 以上で第 12 号議案に関する質疑を終わります。以上で人事課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

10 時 39 分 休憩

行政課（第21号）

○委員長（中村純也） 再開いたします。次に行政課の審査を行います。第21号議案の内の関係部分及び第13号議案の審査になります。はじめに第21号議案の内の関係部分の審査になります。行政課長の説明を求めます。行政課長。

（行政課長、説明）

○委員長（中村純也） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。増田委員。

○委員（増田祐二） 一般管理費の11節、12節のところで、これはふるさと納税の返礼品の発送とか配送に関しかかっている金額が載っていることでよろしいですか。

○委員長（中村純也） 行政課長。

○行政課長 私どもが聞いてますのが寄附を受けてそのお礼のお手紙や例えば特例申請ですかね、税法上の。その関係で通知をしているということなんです。

○委員長（中村純也） 増田委員。

○委員（増田祐二） 返礼品がらみではなくて、それに付随するもの。事務的な処理のものということでしょうか。

○委員長（中村純也） 行政課長。

○行政課長 そのように聞いております。

○委員長（中村純也） 内藤委員。

○委員（内藤法子） 市議会議員の選挙費で24人と見込んだその根拠というのはどなたから24人なんですか。

○委員長（中村純也） 行政課長。

○行政課長 正直言ってわかりませんが、前回、4年前の26年を参考にして定数も減ったのも見込みまして24人というかたちで見込みさせていただきました。

○委員長（中村純也） 内藤委員。

~~○委員（内藤法子） 定数も減ったことから24人という見込みの予算建てがちょっと大きすぎたと私は思うんですけど、そうではないんですか。~~

○委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。

○委員長（中村純也） 再開します。内藤委員。

○委員（内藤法子） 取り消します。

○委員長（中村純也） 他はありますか。勝又委員。

- 委員（勝又利裕） 18 ページの委託料のところ、105 万円の減額だけどこれは入札差金なのかそれともポスター掲示場の枚数の違いなのか、どちらでしょう。
- 委員長（中村純也） 行政課長。
- 行政課長 主な理由は入札差金になります。ポスター掲示の関係で入札しましてその差金がほとんどのかたちになっています。以上です。
- 委員長（中村純也） 勝又委員。
- 委員（勝又利裕） 19 節の 602 万 7 千円の減額の要因ですけど、24 人が減ったということもあるんでしょうけれど、選挙公営自体を請求をしたというかその人数というかそれはわかりますか。
- 委員長（中村純也） 行政課長。
- 行政課長 選挙公費につきましては 24 人分もともと盛っていた部分はありませんけれど、候補者は全部で 20 名ということなんですけど、全体的に公営費が皆様のご協力で上限までいってないと、基本的にはある程度節減したかたちでの公営費となっていますのでそれも含めて全体として予算の減額の要因となったというところですよ。
- 委員長（中村純也） 他にありますか。岡本委員。
- 委員（岡本和枝） ポスター掲示の関係で、台風の被害の影響というのは委託料には何ら問題はなかったんでしょうか。影響は何かありましたか。
- 委員長（中村純也） 行政課長。
- 行政課長 被害が出たものについては、それは後日清算というかたちで委託の方でやってございます。
- 委員長（中村純也） 岡本委員。
- 委員（岡本和枝） では、清算を含めての金額が出ているということでしょうか。
- 委員長（中村純也） 行政課長。
- 行政課長 そのとおりでございます。
- 委員長（中村純也） 岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 影響額はどれくらいあったんでしょうか。わかりますか。
- 委員長（中村純也） 行政課長。
- 行政課長 暫時休憩願います。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩します。
- 委員長（中村純也） 再開いたします。行政課長。
- 行政課長 市内 1 か所で破損した部分がありまして、そちらの方の修理代として追加の費用の負担をしていますが手元に資料がございませんので金額は申しあげられません。

- 委員長（中村純也） 他にありませんか。村田委員。
- 委員（村田悠） 16 ページ、12 節の役務費。さっきの説明だとふるさと納税の郵送代とかが増えたということで 40 万円の補正を加えたと聞いておるんですが、料金後納とかで送ってあるものがあってこの補正を加えてる。通信費の後払いのものがあって既に送ってしまってるものがあるうえでの補正なのかどうなのか。
- 委員長（中村純也） 行政課長。
- 行政課長 昨年の 4 月以降から枚数とか金額につきましては整理しております。基本的には 12 月ぐらまでの実績と今後の見込みを集めて予算の方を計上させていいております。
- 委員長（中村純也） 村田委員。
- 委員（村田悠） そうするとまだ当初予算が残っていて、今後の予測をたてたうえで 40 万円をプラスということで、使いきってしまって何か払わなければいけないものがあって、これは少し問題があると思うけど、今後の予測をたてたものということでよろしいですね。
- 委員長（中村純也） 行政課長。
- 行政課長 そのとおりでございます。
- 委員長（中村純也） その他、質疑はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 以上で第 21 号議案の関係部分に関する質疑を終わります。これより第 21 号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 分科会外委員の意見はありますか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 以上で第 21 号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。

行政課（第13号）

○委員長（中村純也） 次に、第13号議案の審査に入ります。行政課長の説明を求めます。行政課長。

（行政課長、説明）

○委員長（中村純也） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。岡本委員。

○委員（岡本和枝） 第8条でビラの作成を業とするものとの間においてという作成が契約締結ということですが、自分たちで作るとか印刷だけ業者の方に頼むとか、そういうかたちのものも対象になるのでしょうか。

○委員長（中村純也） 行政課長。

○行政課長 現在、詳細につきましてはまだ纏まってはいるところですので、またQ&Aみたいなかたちとかもありますので、そこら辺までに整理させていただきながらまた細かい点は情報提供させていただきます。個別案件についてはまたということをお願いできればと思います。

○委員長（中村純也） 岡本委員。

~~○委員（岡本和枝） それはわかりました。是非お願いいたします。でもその中で一点、4000枚にビラをそれぞれ市議会議員でも貼る、このことについては何か問題みたいなものというのは出てはいなかったですか。証紙です。~~

○委員長（中村純也） 行政課長。

○行政課長 暫時休憩願います。

○委員長（中村純也） 暫時休憩します。

○委員長（中村純也） 再開いたします。岡本委員。

○委員（岡本和枝） 今の質疑は取り消します。

○委員長（中村純也） その他、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 委員の質疑を終わります。委員外議員の質疑はありませんか。勝又豊議員。

○委員外議員（勝又豊） 大きさは決まっているのでしょうか。

○委員長（中村純也） 行政課長。

○行政課長 A4版以内でございます。

○委員長（中村純也） ほかにありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 以上で第13号議案に関する質疑を終わります。以上で行政課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

11時06分 休憩

11時07分 再開

税務課（第19号）

○委員長（中村純也） 再開いたします。次に税務課の審査を行います。第19号議案の審査になります。税務課長の説明を求めます。税務課長。

（税務課長、説明）

○委員長（中村純也） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 委員の質疑を終わります。委員外議員の質疑はありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 以上で第19号議案に関する質疑を終わります。以上で税務課の質疑を終わります。以上で総務部関係の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

11時10分 休憩

企画部

○委員長（中村純也） ただいまから、企画部関係の審査に入ります。発言の際には、録音の関係上必ずマイクをご使用願います。企画部長の総括説明を求めます。企画部長。

（企画部長、総括説明）

○委員長（中村純也） 総括説明は終わりました。

企画政策課（第 21 号）

○委員長（中村純也） はじめに企画政策課の審査を行います。第 21 号議案の内の関係部分の審査になります。企画政策課情報政策室長の説明を求めます。情報政策室長。

（情報政策室長、説明）

○委員長（中村純也） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。勝又委員。

○委員（勝又利裕） 17 ページの委託料の 259 万 2 千円の減額で、12 月定例会で補正をしているんですよね。マイナンバー関連で。そことの違い、そこをちょっと詳しく説明して下さい。

○委員長（中村純也） 情報政策室長。

○情報政策室長 12 月補正において住民票等の旧姓併記に伴う充実に関わる補正の方を行いました。こちらについては歳入歳出それぞれに総務省からの確定通知或いはこちらのかかる費用の決定をもって補正を行ったものでございます。今回の 3 月補正に係る減額についてなんですけども、こちらは別のものマイナポータルからデータ連携ですね、基幹業務へのデータを取り込みに係る部分についての予算を昨年当初予算で計上しておったんですけど、件数が現時点でほとんどないということになりまして、こちらについては手動で対応が全然可能なものですからこの 259 万 2 千円をかけた改修は行わず今後も手動で対応していこうという方針に変えております。

○委員長（中村純也） 勝又委員。

○委員（勝又利裕） 件数はほとんどないという理由はどのような理由になるのかな。

○委員長（中村純也） 情報政策室長。

○情報政策室長 子育て支援に関するワンストップサービスで、マイナンバーカードを持っている方が国のマイナポータルのホームページから申請書を出せるという物なんですけど、現時点でマイナンバーカードがそこまで普及

していないこととやはり子育て関連は皆さん窓口に実際に来庁して申請をする方が安心なんじゃないかなということで、オンラインの申請件数は伸びてないところでは考えています。

- 委員長（中村純也） 勝又委員。
- 委員（勝又利裕） マイナンバーをお知らせする取組みというのは情報か市民課かわからないけど、如何ですか。
- 委員長（中村純也） 情報政策室長。
- 情報政策室長 マイナンバーカードの発行の事業については市民課が対応しております、市民課の方で積極的にPRしていると考えています。
- 委員長（中村純也） 勝又委員。
- 委員（勝又利裕） 折角ある制度だから、積極的にPRすることをこれからも望みます。以上です。
- 委員長（中村純也） 増田委員。
- 委員（増田祐二） 繰越明許の方は今の委託費をそのまま、今后来年度以降やるという方向性の繰越明許でよろしいですか。
- 委員長（中村純也） 情報政策室長。
- 情報政策室長 繰越明許に関しましては、今年度元々予定しておりました住基ネットの最新版へのリプレイスについての明許繰越なんですけれども、今年度中の実施が国の細かい仕様の変更等があったりして、今年度中の実施が見込めなくなって来年度の、今年の6月の実施というかたちに固まったものですから、それに合わせて委託費用については繰越明許をそのまましております。で、賃借料については減額の中に新しい設備の賃借料を含めていたものについては全部落とすようなかたちで来年度新たに予算をとっております。
- 委員長（中村純也） ほかにありますでしょうか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 以上で委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はありませんか。小林委員。
- 分科会外委員（小林俊） 繰越明許の住基ネットリプレイス事業、リプレイスするものは何なんですか。
- 委員長（中村純也） 情報政策室長。
- 情報政策室長 今回の住基ネットリプレイスにつきましては、第4次の住基ネットシステムを全国一斉にやっているものになるんですけど、そのシステム更新にともなう物ということでやっております。内容的には住基ネットと連絡をとるサーバーですとかクライアントはそのまま使う物もあるんです

が、そういった通信に係るものが主なものになりますが、所謂、システム全般を新しいものに全国的に交代することになっております。

○委員長（中村純也） 小林委員。

○分科会外委員（小林俊） ハードウェアではないですね。

○委員長（中村純也） 情報政策室長。

○情報政策室長 基本的にはハードウェアの入れ替えなんですけれども、それに伴う委託料部分というのがその更新に係る作業が発生しますので予算としては賃借料と委託料のそれぞれ 30 年度とっていたものになります。

○委員長（中村純也） ほかにありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 以上で第 21 号議案の関係部分に関する質疑を終わります。これより第 21 号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 分科会外委員の意見はありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 以上で第 21 号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で企画政策課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

11 時 26 分 休憩

戦略広報課（第21号）

- 委員長（中村純也） 再開いたします。次に戦略広報課の審査を行います。
第21号議案の内の関係部分の審査になります。戦略広報課長の説明を求めます。戦略広報課長。
（戦略広報課長、説明）
- 委員長（中村純也） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。勝又委員。
- 委員（勝又利裕） 19ページの無線放送設備の関係の、ちょっと休憩して下さい。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩します。
- 委員長（中村純也） 再開いたします。勝又委員。
- 委員（勝又利裕） 19ページの無線放送設備設置費の工事請負費の事業費が下がった理由を教えてください。
- 委員長（中村純也） 戦略広報課長。
- 戦略広報課長 当初、消防に置いてあります機器との連動装置につきまして予算計上しておりましたけれど、消防連動の方の準備が遅れておりますのでそちらの方を削ったためということになります。
- 委員長（中村純也） 勝又委員。
- 委員（勝又利裕） 消防連動はここでは答えられないかもしれないけど、消防連動はどういうふうにするのかな。わかる。
- 委員長（中村純也） 戦略広報課長。
- 戦略広報課長 現在のところ未定となっております。
- 委員長（中村純也） 勝又委員。
- 委員（勝又利裕） 16ページの広報広聴費の委託料が490万3千円減額になっているけれど、これは入札による差金ですか。
- 委員長（中村純也） 戦略広報課長。
- 戦略広報課長 入札差金となっております。
- 委員長（中村純也） 勝又委員。
- 委員（勝又利裕） 事業費が幾らに対してこの差が出たのか。元が幾らなのか。そこを教えてください。
- 戦略広報課長 休憩をお願いします。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩します。
- 委員長（中村純也） 再開いたします。戦略広報課長。
- 戦略広報課長 本契約については単価契約となっております。

- 委員長（中村純也） 暫時休憩します。
- 委員長（中村純也） 再開いたします。戦略広報課長。
- 戦略広報課長 本契約については単価契約となっておりまして、ページ数によって変動することがございますので、その結果でございます。
- 委員長（中村純也） ほかにありますか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 以上で委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はありますか。小林委員。
- 分科会外委員（小林俊） ふるさと納税の返礼品とかも当然変わってきてると思うんですが、聞き漏らしたかもしれませんが、どこに出ているんですか。
- 委員長（中村純也） 戦略広報課長。
- 戦略広報課長 返礼品の数も本年度中につきまして増えております。実際の数で言いますと9月末現在で42件だったものが、本日現在で173件というかたちで増えております。
- 委員長（中村純也） 小林委員。
- 分科会外委員（小林俊） それは補正予算措置は必要ないんですか。
- 委員長（中村純也） 戦略広報課長。
- 戦略広報課長 これに伴いまして経費等が掛かりますので今回補正をさせていただきます。
- 委員長（中村純也） 小林委員。
- 分科会外委員（小林俊） どこに載ってるか教えて下さい。
- 委員長（中村純也） 戦略広報課長。
- 戦略広報課長 議案別冊16ページ、説明書の4ページのところで、12節の役務費の手数料並びに13節の委託料の56万円の増額を補正させていただいております。すいません。訂正をお願いいたします。委託料につきましては560万円の補正をさせていただいております。
- 委員長（中村純也） ほかにありますか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 以上で第21号議案の関係部分に関する質疑を終わります。これより第21号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 分科会外委員の意見はありますか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 以上で第21号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で戦略広報課の質疑を終わります。以上で企画部関係の質疑を

終わります。暫時休憩いたします。

11時37分 休憩

環境市民部

○委員長（中村純也） ただいまから、環境市民部関係の審査に入ります。発言の際には、録音の関係上必ずマイクをご使用願います。環境市民部長の総括説明を求めます。環境市民部長。

（環境市民部長、総括説明）

○委員長（中村純也） 総括説明は終わりました。暫時休憩いたします。

生活環境課（第 21 号）

○委員長（中村純也） 再開いたします。はじめに生活環境課の審査を行います。第 21 号議案の内の関係部分及び第 25 号議案の審査になります。はじめに第 21 号議案の内の関係部分の審査になります、生活環境課長の説明を求めます。生活環境課長。

（生活環境課長、説明）

○委員長（中村純也） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。増田委員。

○委員（増田祐二） 汚泥掻き寄せ機の方からなんですけど、26 年度に大規模な点検をされて、その際には腐食等は見られなくて 30 年度に見つかったというふうなことなんですけど、この間何か特別なことがあったということではなく経年劣化によるものだというお話で、それまでに大分期間が竣工から平成 26 年まであって、26 年からたった 4 年間で腐食したという認識でよろしいですか。

○委員長（中村純也） 生活環境課長。

○生活環境課長 そのとおりの認識で結構だと思います。

○委員長（中村純也） 増田委員。

○委員（増田祐二） 繰越明許も含めて緊急性が非常に高いものだと思いますので、この点に関してはやらねばならんことだと認識しているんですけど、これによつての、緊急性を要するということで延命ということは特に考えずにまずこれをなさねば美化センターの汚泥掻き寄せ、最終処分場としての機能がもう保てないというふうなことでしょうか。

○委員長（中村純也） 生活環境課長。

○生活環境課長 適正な管理をする中で、こちらの水処理というのは一番重要なところの一つでありますので事故なくなるべく早く直すことが必要だと考えております。

○委員長（中村純也） 増田委員。

○委員（増田祐二） ~~補正予算書 22 ページ、墓地の方ですね。繰越金で見込みが下回ったという話でしたが、想定の見込みの件数と販売出来た件数というものを教えて下さい。~~

（「墓地事業でやりますか。」の声あり。）

○委員（増田祐二） 今の質疑取り消します。

○委員長（中村純也） 勝又委員。

○委員（勝又利裕） 汚泥の機械の関係です。10月に判って、2月から3月になろうとしているんだけど、先ほどの課長の説明だといつ落ちてもおかしくないような話をしてたんだけど、もっと早くやろうと、今でなくて12月の補正でも良かったのでは。そこはどうなんですか。

○委員長（中村純也） 生活環境課長。

○生活環境課長 ~~事業を行うには財源が必要になりますので、その財源の確保を色々算段している中でここで補正をするという財政的な事情が整ったということでありませう。~~

○委員長（中村純也） 暫時休憩致します。

○委員長（中村純也） 再開します。生活環境課長。

○生活環境課長 取り消します。12月の補正予算に間に合わなかったために今回上程させていただくことになりました。その間はいろいろ調整等をしていったということでありませう。

○委員長（中村純也） 内藤委員。

○委員（内藤法子） 22ページの19節の負担金、補助金です。太陽光発電システムですけど、予定したものが少なかったというふうに聞こえたんですけど、そもそも予定した件数はあるんですか。

○委員長（中村純也） 生活環境課長。

○生活環境課長 太陽光につきましては当初80件、太陽熱は15件、燃料電池については20件を想定しておりました。

○委員長（中村純也） 内藤委員。

○委員（内藤法子） それが実際に幾つになったんですか。

○委員長（中村純也） 生活環境課長。

○生活環境課長 太陽光が66件、太陽熱が12件、燃料電池が15件を見込んでおります。

○委員長（中村純也） 内藤委員。

○委員（内藤法子） 予定に満たないことに関してはPRするか何かの工夫はされたんですか。

○委員長（中村純也） 生活環境課長。

- 生活環境課長 ウェブサイトで常に最新の残り件数を明示しておりますので
それを見て状況を判断して申請をしてもらえるようなところでございます。
- 委員長（中村純也） 内藤委員。
- 委員（内藤法子） 状況として減っていく傾向にあるんでしょうかね。これ。
- 委員長（中村純也） 生活環境課長。
- 生活環境課長 ものによって増えていくもの減っていくものがあります。
- 委員長（中村純也） 他に。岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 最終処分場の工事請負費のところ、工場で半年ぐら
いかかるという表現があったと思うんですけど、具体的にどういう状況でそ
れをどう直すか良く判らないんですけど、来年度のスケジュール、予定され
ているスケジュールみたいなのはどういうふうになっていますか。
- 委員長（中村純也） 生活環境課長。
- 生活環境課長 補正予算をご審議いただいて、ご承認いただきましたら速や
かに今年度中に契約を行いまして、来年度なるべく早い段階で事業の方を進
めるように考えております。工期につきましては9月を予定しております、
工場であらかたの掻き寄せ機の本体を製造いたしまして、出来上がったとこ
ろで現地に持ってきて据え付けるというそういう工程になっております。現
地の工事は8月を予定してございます。
- 委員長（中村純也） 岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 8月から9月ぐらまでということで、その間の最終処
分場の機械を使ったところの状態というのはそのままで何も問題はない状
態なんですか。
- 委員長（中村純也） 生活環境課長。
- 生活環境課長 先ほど申し上げましとおりいつ落ちても、壊れておかしくな
い状況にありますので、そこは点検を日々強化すると同時に、万が一脱落し
て使用できなくなった場合は他の事例をみて検討はしております。
- 委員長（中村純也） 岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 他の事例とはどのようなことが想定されるんですか。
- 委員長（中村純也） 生活環境課長。
- 生活環境課長 エアーを送る必要がありますので、外付けのブロアーでエア
ーを送りながらという作業を今のところ考えています。
- 委員長（中村純也） その他ありますか。村田委員。
- 委員（村田悠） 今から作ると半年かかるということで、今使っているメー
カーがあるじゃないですか。今使っているメーカーでまた更新じゃなくて新
規で入れるような方向でこれは考えていますか。
- 委員長（中村純也） 生活環境課長。

- 生活環境課長 設備の機器の一部を入れ替えという、そういう修繕工事になります。
- 委員長（中村純也） 村田委員。
- 委員（村田悠） 設備の一部を修繕する工事であるからハードの部分の一部を替えるだけだからその業者でなければどうしてもダメだということですか。
- 委員長（中村純也） 生活環境課長。
- 生活環境課長 その事業者が本体なりそのメーカーがありますので、そこに合う物が有利であるというふうに考えています。
- 委員長（中村純也） 村田委員。
- 委員（村田悠） そこに合うものが有利であるということを広く多くの企業に対して言って、昭和62年から、暫時休憩願います。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩致します。
- 委員長（中村純也） 再開します。村田委員。
- 委員（村田悠） その一つのメーカーに限らず、性能等を見て広く多くのメーカーにこの予算を有効に使う算段をしていくつもりはありますか。
- 委員長（中村純也） 生活環境課長。
- 生活環境課長 今回の場合は緊急性を要することが一つございます。それからこうしたものはやはり本体との相性と言いますか、元々の製造メーカーのものを入れた方があとあとのメンテナンスだとか全体的なバランス等もありますので、今回はその元々のメーカーにお願いしようかなと考えています。
- 委員長（中村純也） 村田委員。
- 委員（村田悠） そういうことは餅は餅屋で市が判断することじゃなくて、いろんなところに意見を聞きながら総合的に判断される柔軟さが私は必要だと思いますが如何でしょうか。
- 委員長（中村純也） 生活環境課長。
- 生活環境課長 委員のおっしゃることは一理あると思っております。ただ今回の件については排水処理という非常に重要な機能の部分でありますので、やはりマッチングと言いますか相性というところを、一番安全性安定的な処理というところというのを考えて選定する必要があると考えています。
- 委員長（中村純也） 村田委員。
- 委員（村田悠） ~~やっぱりこれは、どこでも役所というのは安定的にとか安全にとか色んなものに関しても一つの業者に固執するところがあるんだけど、取り消します。やめます。~~

- 委員長（中村純也） 委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はございますか。井出委員。
- 分科会外委員（井出悟） 最終処分場の件ですけれども、平成26年の時には良好でそのあとの4年間ぐらいでということなんですけれども、何で急激な劣化が起こしたかという部分は解析が済んでいるんですか。
- 委員長（中村純也） 生活環境課長。
- 生活環境課長 26年度のときは別な工事があって、その時に併せて点検をしてもらったという経過がございます。その時にも劣化の状況はあったんですが、もうしばらく大丈夫だろうという判断で今日に至っております。今回はそれから4年くらい経っておりますので、やはり経年的な劣化の部分が大きいのかなというふうに観ています。
- 委員長（中村純也） 井出委員。
- 分科会外委員（井出悟） 暫時休憩願います。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩致します。
- 委員長（中村純也） 再開します。井出委員。
- 分科会外委員（井出悟） 原因が答弁の中で判らなかつたのですが、同様の設備を入れても同じような早期劣化が起きないということをどのように検証されるのか。
- 委員長（中村純也） 生活環境課長。
- 生活環境課長 こちらの施設は昭和62年から稼働して、そのままその時から修繕していないわけでありまして、その間の長い間に少しずつ劣化が進んで行ったということになります。ですから26年の時からは今まで4年経ってはおりますけれど、ここで更新すれば少なくとも同じくらいの間は持つのかなというふうには思います。
- 委員長（中村純也） 井出委員。
- 分科会外委員（井出悟） ということは26年のときにもある程度の劣化は把握していて次の時にはかえなきやいけないなと言う認識があったということですか。
- 委員長（中村純也） 生活環境課長。
- 生活環境課長 認識はありました。ただその時には交換するまでではないという、そういう判断をいたしております。
- 委員長（中村純也） 小林委員。
- 分科会外委員（小林俊） 汚泥掻き寄せ機って、どんなものなんですか。そのものとしては。
- 委員長（中村純也） 生活環境課長。

- 生活環境課長 真ん中にシャフトがありまして、それがグルグルと回転しながら爪がついて汚泥を掻き寄せていくようなそういう装置でございます。
- 分科会外委員（小林俊） 暫時休憩願います。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩致します。
- 委員長（中村純也） 再開します。小林委員。
- 分科会外委員（小林俊） 材質は何なんですか。
- 委員長（中村純也） 生活環境課長。
- 生活環境課長 ステンレスと鉄製でございます。
- 委員長（中村純也） 小林委員。
- 分科会外委員（小林俊） 鉄のところ腐食するとかそういうことはないですか。普通、腐食するならやっぱりステンでやろうかということになると思うんだけど、それは大丈夫。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩します。
- 委員長（中村純也） 再開します。生活環境課長。
- 生活環境課長 真ん中のシャフトが 250mm、直径が 250mm でございます。そして高さが 3.6 メートルの高さでございます。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩します。
- 委員長（中村純也） 再開します。生活環境課長。
- 生活環境課長 鉄の部分が主に腐食しているというふうな状況です。
- 委員長（中村純也） 小林委員。
- 分科会外委員（小林俊） 材質は替えたりすることを考えているんでしょうかね。それはメーカーが考えているの。
- 委員長（中村純也） 生活環境課長。
- 生活環境課長 そこはこれからメーカーとの調整になるかと思えます。
- 委員長（中村純也） 三富委員。
- 分科会外委員（三富美代子） この工事請負費 2,350 万円とした根拠を教えてください。
- 委員長（中村純也） 生活環境課長。
- 生活環境課長 本体工事の製造メーカーからの見積もりによります。
- 委員長（中村純也） 三富委員。
- 分科会外委員（三富美代子） この工事が 2,350 万円で出来ると、この範囲内で出来るという判断ということによろしいですか。
- 委員長（中村純也） 生活環境課長。
- 生活環境課長 そのとおりでございます。
- 委員長（中村純也） 他にありますか。勝又豊委員。
- 分科会外委員（勝又豊） 定期検査はどんなスパンでやってるんでしょうか。

- 委員長（中村純也） 生活環境課長。
- 生活環境課長 定期的な保守管理委託は毎年行っております。
（「わかりました。」の声あり。）
- 委員長（中村純也） ほかにありますか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 以上で第 21 号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第 21 号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 分科会外委員の意見はありますか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 以上で第 21 号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で生活環境課の質疑を終わります。休憩します。

12 時 11 分 休憩

生活環境課（第 25 号）

○委員長（中村純也） 再開いたします。次に第 25 号議案の審査になります。
生活環境課長の説明を求めます。生活環境課長。
（生活環境課長、説明）

○委員長（中村純也） 説明はおわりました、質疑に入ります。質疑はありますか。増田委員。

○委員（増田祐二） 申込みの区画が 41 から 38 に減っている。見込みよりも少なかったというふうなお話なんですけど、総区画数、販売区画数を教えていただいてよろしいですか。

○委員長（中村純也） 生活環境課長。

○生活環境課長 当初予算では市内の方の分を 30 区画、それから市外の分として 11 区画を予定してました。

○委員長（中村純也） 増田委員。

○委員（増田祐二） それが今回販売できるすべてということだったというふうに認識して良いですか。

○委員長（中村純也） 生活環境課長。

○生活環境課長 そこに達しなかったということでございます。

○委員長（中村純也） 増田委員。

○委員（増田祐二） 販売方法としてどのようなことを採用されていたのかお願いします。

○委員長（中村純也） 生活環境課長。

○生活環境課長 広報誌、市の公式ウェブサイト、報道提供、チラシ等であります。

○委員長（中村純也） 増田委員。

○委員（増田祐二） 基本的に市内の方に対しての告知をされていたのかと思うんですけど、市外の方に対しての告知というのは、チラシというのは折り込みチラシを実施されていますか。

○委員長（中村純也） 生活環境課主幹。

○生活環境課主幹 チラシというのは仏壇屋、斎場、セレモニーホールにも配りまして市外の方にもお知らせするようにしております。

○委員長（中村純也） 増田委員。

○委員（増田祐二） 補正ですのでここまで結構ですが、墓地の売れ残りについて当初予算でも伺いたいと考えております。以上です。

- 委員長（中村純也） 他にありますか。勝又委員。
- 委員（勝又利裕） 今現在販売というか使用している区画数に対して、使用を許可したところ、残りはいくつですか。
- 委員長（中村純也） 生活環境課長。
- 生活環境課長 残りは10区画であります。
- 委員長（中村純也） 内藤委員。
- 委員（内藤法子） 市内30と市外11とおっしゃったんですが、売れ残りの明細は、どちらが売れ残ったのか。
- 委員長（中村純也） 生活環境課長。
- 生活環境課長 市内が1基、市外が2基売れ残りしました。
- 委員長（中村純也） 内藤委員。
- 委員（内藤法子） その件は判りました。販売なんですけど、受付の日にちを限ってますよね。これを年間通していつでも受け付けるということには出来ないんでしょうか。
- 委員長（中村純也） 生活環境課長。
- 生活環境課長 残りが10区画でありますので、これは新年度から販売方法についてはもう少し売り切れるようなそういう方向で検討していきたいと思っております。
- 委員長（中村純也） 内藤委員。
- 委員（内藤法子） 最近売れ残る傾向が今回あったんですけど、市民の意識の変化もあるものですからこの辺については課内で何か検討とかされたんでしょうか。
- 委員長（中村純也） 生活環境課長。
- 生活環境課長 逐次、課内では色んな最新の動向を掴みながら検討はしております。
- 委員長（中村純也） 内藤委員。
- 委員（内藤法子） 一般会計からの繰入は好ましくないものですから、頑張ってくださいと思います。以上です。
- 委員長（中村純也） 他はありますか。
(「なし」の声あり。)
- 委員長（中村純也） 以上で委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はありませんか。土屋主久委員。
- 分科会外委員（土屋主久） 今の質疑で何か売れてしまった方が良いとかたちが多いんですけど、あせって販売をしてしまってよろしいんでしょうか。将来的に考えてですけど。
- 委員長（中村純也） 生活環境課長。

- 生活環境課長 これは次の4号、5号の整備の話も関連してきますけれども、欲しいときにやはりなきゃ困るということもございますので、焼骨をお持ちの方を優先的に考える必要があるのかなとは思っています。
- 委員長（中村純也） 土屋主久委員。
- 分科会外委員（土屋主久） 30年度で29基が市外の方が買われた、市内の方が10基買われたということで、それはすべて遺骨を持っている方でしょうか。
- 委員長（中村純也） 生活環境課長。
- 生活環境課長 市内が29で、市外が9基だったんですが、これは必ずしも焼骨をもっている方とは限りませんでした。
- 委員長（中村純也） 土屋主久委員。
- 分科会外委員（土屋主久） 市内のこれから、高齢化が進んでおりますので、当然お亡くなりになられる方で、墓地を持ってない方が出てきますので、そういうときにない状況を避けるためには、やはりある程度ストックしておいて希望者があった段階で提供していくという形がベストではないかと考えますけど如何でしょうか。
- 委員長（中村純也） 生活環境課長。
- 生活環境課長 色んなご意見がありますので、ご意見の一つとして承っておきたいと思います。あわせていろいろ検討していきたいと思っています。
- 委員長（中村純也） 土屋主久委員。
- 分科会外委員（土屋主久） ~~次の計画は具体的に~~あるんでしょうか。
（「何やら言う声あり。」）
- 分科会外委員（土屋主久） 今のは訂正します。今のは取り消します。
- 委員長（中村純也） 他にありますか。井出委員。
- 分科会外委員（井出悟） 事業収入のところ、予定していた区画数があったと思うんですけど、そちらの区画を売り切れば一般会計の繰入が必要なかったということになるということによろしいでしょうか。
- 委員長（中村純也） 生活環境課長。
- 生活環境課長 そこまでには至りません。
- 委員長（中村純也） 井出委員。
- 分科会外委員（井出悟） ということは残り10区画なので、10区画を売り切ったとしても一般会計の繰入は必要だということによろしかったですか。
- 委員長（中村純也） 生活環境課長。
- 生活環境課長 必要であると考えています。
- 委員長（中村純也） 井出委員。

- 分科会外委員(井出悟) この10区画を売り切ったあとに必要な償還金の分、2,000万円弱はそのあとも何年か繰り入れる必要があるということによかったでしたっけ。事業収入として売り切った場合。
- 委員長(中村純也) 生活環境課長。
- 生活環境課長 当面の間、繰り入れが続く見込みです。
- 委員長(中村純也) 他にありますか。
(「なし」の声あり。)
- 委員長(中村純也) 以上で第25号議案に関する質疑を終わります。これより第25号議案について意見を伺います。賛否に関する意見はありますか。
(「なし」の声あり。)
- 委員長(中村純也) 分科会外委員の意見はありますか。
(「なし」の声あり。)
- 委員長(中村純也) 以上で第25号議案に関する意見を終わります。以上で生活環境課の質疑を終わります。暫時休憩します。

13時21分 休憩

危機管理課（第21号）

○委員長（中村純也） 再開いたします。はじめに危機管理課の審査を行います。第21号議案の内の関係部分の審査になります。危機管理課長の説明を求めます。危機管理課長。

（危機管理課長、説明）

○委員長（中村純也） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。勝又委員。

○委員（勝又利裕） 19ページの防災費のところの備品購入費、可搬ポンプの話をもうちょっと。元々3台予定していたものが2台になったということだけれども、ここをもう少し詳しく教えてください。

○委員長（中村純也） 危機管理課長。

○危機管理課長 交付金があるんですが、これらを利用していただいて各區で修繕をしていただきました。そうしたら、最初はその申請が出ていたんですけど、可搬ポンプがまだまだ継続して使用できるということになったものから、それで1台貸与する予定がなくなりました。以上です。

○委員長（中村純也） 勝又委員。

○委員（勝又利裕） その可搬ポンプについては毎年毎年何台か分の予算どりをしているという解釈で良いですか。

○委員長（中村純也） 危機管理課長。

○危機管理課長 はい。

○委員長（中村純也） 勝又委員。

○委員（勝又利裕） そうすると、今回は2台だけれど新年度では同じような項目が出てくるという考え方ですか。

○委員長（中村純也） 危機管理課長。

○危機管理課長 昨年度から新規の受付は今保留としています。ですが、今貸与しているものが万が一不良が出たりするときのことを考えて、1台分だけは予算を計上させていただきました。

○委員長（中村純也） 暫時休憩します。

○委員長（中村純也） 再開します。佐野委員。

○委員（佐野利安） 可搬ポンプ。備品購入費。例えば、バッテリーだとかも入っているということによろしいですか。

○危機管理課長 暫時休憩願います。

○委員長（中村純也） 暫時休憩します。

○委員長（中村純也） 再開します。危機管理課長。

- 危機管理課長 対象となっております。
- 委員長（中村純也） 内藤委員。
- 委員（内藤法子） 工事請負費の道路反射鏡整備工事と道路反射鏡補修工事、これ区長要望の全てが完了したということでも嬉しいんですけど、何か所とかありますか。
- 危機管理課長 暫時休憩願います。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩します。
- 委員長（中村純也） 再開します。危機管理課長。
- 危機管理課長 今年度は新設が3件となります。
- 委員長（中村純也） 岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 補修の要望というのはどれくらいあったんでしょうか。新設が3件。その下の補修工事ってのは何件。
- 委員長（中村純也） 危機管理課長。
- 危機管理課長 件数はカウントしてないんですが、金額で14万円ほどとなります。
- 委員長（中村純也） 岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 28ページの非常備消防費の中の一般消耗品で旧基準と新基準で減額ということですけど、ちょっと詳しく、それは価格が違うのか、その辺をもう少し詳しく。
- 委員長（中村純也） 危機管理課長。
- 危機管理課長 新団員なんかは、今まで元々入ってらっしゃる団員は旧基準、デザインなんかも含めて、古い基準の活動服を貸与しているものですから、新しく入る方についても、古いものを用意しようとなっていたんですが、そのために予算計上をしていました。で、更に3か年かけて新基準の活動服にすべての団員の方の活動服を替えておこうということで30年度から予算計上させてもらってます。で、その中で旧基準については敢えて新たに購入しなくても対応してもらおうということで、旧基準の方を購入を控えましたので、この分を減額となっております。
- 委員長（中村純也） 岡本委員。
- 委員（岡本和枝） その基準とは具体的に何が違うんですか。
- 危機管理課長 暫時休憩願います。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩します。
- 委員長（中村純也） 再開します。危機管理課長。
- 危機管理課長 新基準と旧基準ではデザイン等が違っておまして、今はどの団も新基準の方が変わっておまして当市でもそのようにしております。
- 委員長（中村純也） 村田委員。

- 委員（村田悠） カーブミラーのところもう一回。100万円が補正で出てる、Aランクで3本。100万円残ってる。一本おいくらですか。カーブミラーは。
- 委員長（中村純也） 危機管理課長。
- 危機管理課長 新設ですと概ね一本15万円ぐらいです。
- 委員長（中村純也） 村田委員。
- 委員（村田悠） 100万円残っていたらB、Cランクのところ出でいるところを100万円返すぐらいだったらもうちょっとつけるような努力はなかったですか。
- 委員長（中村純也） 危機管理課長。
- 危機管理課長 BとCのところというのは、市としては設置をする、暫時休憩願います。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩します。
- 委員長（中村純也） 再開します。危機管理課長。
- 危機管理課長 設置をしようとして判断したところは設置したんですが、それ以外のところは市の方では設置に不可と判断していますので、追加での設置工事はありませんでした。
- 委員長（中村純也） 村田委員。
- 委員（村田悠） 他に区要望で上がったところ以外に危機管理課で調べるなりしたところでカーブミラーが必要だと思ったところの箇所は、100万円で何かやろうと思ったようなアクションを起こされたことはありますか。
- 委員長（中村純也） 危機管理課長。
- 危機管理課長 今のところないです。
- 委員長（中村純也） 村田委員。
- 委員（村田悠） 例えば企業とかから上がってきたようなものも無くて100万円返してしまうんですか。
- 委員長（中村純也） 危機管理課長。
- 危機管理課長 企業から上がってきているカーブミラーは把握できておりません。
- 委員長（中村純也） 他にありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はありませんか。賀茂委員。
- 分科会外委員（賀茂博美） 19ページのですね、防災費の件なんですけど。財源をふるさと納税できた財源と振替をしていますよね。で、個人で防災寄附を戴いた方の部分については基金に積み立てているんですけど、このふる

さと納税の部分を基金の方に持っていこうというふうな補正は考えられなかったですか。

○委員長（中村純也） 危機管理課長。

○危機管理課長 財政課と調整はしたんですが、基金の方に入れるのは個人からの寄附のみということで、そういうかたちになりました。

○委員長（中村純也） 賀茂委員。

○分科会外委員（賀茂博美） このふるさと納税は目的をもって寄附された部分の、まあ、防災に対してのことで寄附を戴いた今回の 265 万円か。なんですけれども。何か基金で纏めて大きなものに使おうというような検討はせずに補正に関わってきたものの財源を一般財源と振り替えてしまおうという。ちょっともったいないかなと思ったんですが、そういう検討は課内ではされなかったんですか。

○委員長（中村純也） 危機管理課長。

○危機管理課長 はい、特段はしなかったです。

○委員長（中村純也） 他にありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 以上で第 21 号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第 21 号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 分科会外委員の意見はありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 以上で第 21 号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で危機管理課の質疑を終わります。以上で環境市民部関係の質疑を終わります。暫時休憩します。

13 時 39 分 休憩

(自由討議は行わないことに決定した。)

討論・採決(第11号～第13号、第19号)

○委員長(中村純也) 再開いたします。以上で予算決算委員会総務分科会に割り振られました議案及び総務委員会に付託されました議案の質疑を終了いたします。次に、本委員会に付託されました第11号議案 裾野市部設置条例の一部を改正することについての討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長(中村純也) 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。ただいまから採決致します。本委員会に付託されました第11号議案 裾野市部設置条例の一部を改正することについて を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

○委員長(中村純也) ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に本委員会に付託されました第12号議案 裾野市市民協働によるまちづくり推進協議会設置条例の一部を改正することについての討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長(中村純也) 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。ただいまから採決致します。本委員会に付託されました第12号議案 裾野市市民協働によるまちづくり推進協議会設置条例の一部を改正することについて を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

○委員長(中村純也) ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、本委員会に付託されました、第13号議案 裾野市議会議員及び裾野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正することについての討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長(中村純也) 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。ただいまから採決致します。本委員会に付託されました第13号議案 裾野市議会議員及び裾野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用

ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正することについて を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

- 委員長(中村純也) ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に本委員会に付託されました第19号議案 静岡地方税滞納整理機構規約の変更について の討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり。)

- 委員長(中村純也) 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。ただいまから採決致します。本委員会に付託されました第19号議案 静岡地方税滞納整理機構規約の変更について を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

- 委員長(中村純也) ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託された本日の議案の審査はすべて終了致しました。

予算関係の議案につきましては、来る2月28日の予算決算委員会で、分科会委員長報告をいたします。その他の議案につきましては、来る3月4日の本会議で委員長報告をいたします。

審査にご協力賜りましたことに感謝申し上げまして予算決算委員会総務分科会及び総務委員会を閉会いたします。

13時45分 閉会

裾野市議会 予算決算委員会 厚生文教分科会・厚生文教委員会

平成 31 年 2 月 21 日 (木)

9 時 00 分 開会

○委員長 (杉山茂規) ただいまから、予算決算委員会 厚生文教分科会及び厚生文教委員会 を、併せて開会いたします。

本日の日程は、お手元に配布のとおりであります。

これより、予算決算委員会に付託され、本分科会に割り振られました、第 21 号議案 平成 30 年度裾野市一般会計補正予算 (第 6 回) の内の関係部分、第 22 号議案 平成 30 年度裾野市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 回)、第 23 号議案 平成 30 年度裾野市後期高齢者医療事業特別会計 補正予算 (第 2 回)、第 24 号議案 平成 30 年度裾野市介護保険特別会計 補正予算 (第 3 回) 及び、本委員会に付託されました、第 10 号議案 裾野市犯罪被害者等支援条例を制定することについて、第 14 号議案 裾野市青少年育成基金条例の一部を改正することについて、第 15 号議案 裾野市介護保険給付準備基金条例の一部を改正することについて、第 16 号議案 裾野市国民健康保険税条例の一部を改正することについての審査を行います。

審査の方法は、各課単位で行い、それぞれ当局の説明を求めてから質疑に入りたいと思います。予算関係の議案は、質疑の後、賛否に関する意見を伺います。その他の議案は、討論・採決を、関係各部・課全て一括して行います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 (杉山茂規) ご異議ありませんので、そのようにいたします。

ここで、各委員に申し上げます。質疑は、一問一答方式で、要点を明確に、簡潔な質疑をお願いいたします。意見につきましても、要点を明確に、簡潔をお願いいたします。

次に、分科会外委員 及び 委員外議員の発言の許否について、お諮りいたします。質疑・意見について、分科会外委員 及び 委員外議員から発言の申し出があった場合には、委員長がその発言の許否を定めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 (杉山茂規) ご異議ありませんので、そのようにいたします。

なお、分科会外委員 及び 委員外議員の発言は、本委員の発言終了後といたします。また、発言の際には、録音の関係上、必ずマイクをご使用願います。

教育部

- 委員長（杉山茂規） ただいまから、教育部関係の審査に入ります。教育部長の総括説明を求めます。教育部長。
（教育部長、総括説明）
- 委員長（杉山茂規） 総括説明は終わりました。

鈴木図書館（第 21 号）

- 委員長（杉山茂規） はじめに、鈴木図書館の審査を行います。第 21 号議案の内の関係部分の審査になります。鈴木図書館長の説明を求めます。鈴木図書館長。
（鈴木図書館長、説明）
- 委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 寄附金関係ですが、32 ページの特定財源のところを見ると、612 万 4 千円、これ一般寄附とふるさと納税を合せた額ですが、減額しているのが 640 万円の地方債。これは工事に絡んでの減額ですが、ふるさと納税で寄附をした方の考え方の中には、施設整備というような考え方でふるさと納税をしたのはわかっているのでしょうか。それともそうでなくて、全体の中で財源を割り振るためにこういうやり方にしたのでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 鈴木図書館長。
- 鈴木図書館長 基本的に教育費寄附金としてふるさと納税の部分ということで、広報の方と協議の上、こういう形での充当という形となっています。
- 委員長（杉山茂規） 土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 休憩を。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。鈴木図書館長。
- 鈴木図書館長 そちらの部分につきましては、確認をしておりません。
- 委員長（杉山茂規） 土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 同じ歳出の工事請負費で、繰越明許が LED の照明ですが、説明の中で蛍光灯の三分の一の安定器が不良で、消えているのか、見えにくいということですが、これは利用者からの声はなかったのですか。照明が不良だよということだとか。それともこれは一般の人が入るところに限らずということなのでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 鈴木図書館長。
- 鈴木図書館長 今まで、一部で暗いよという意見はいただいたことがあります。部分的に、箇所によっては LED 化で対応してきた部分もあります。

- 委員長（杉山茂規） 土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 利用者にとって利用しにくいような状態ではなかったということなのですか。
- 委員長（杉山茂規） 鈴木図書館長。
- 鈴木図書館長 照度的に足りない箇所はありましたが、確かにそういう部分は現状あったという状況にはありました。
- 委員長（杉山茂規） 三富委員。
- 委員（三富美代子） 今のところですが、今回 LED 化する箇所が LED になった場合、全体の照明の中でどの程度 LED 化が行われていることになるのか。
- 委員長（杉山茂規） 鈴木図書館長。
- 鈴木図書館長 これまで、学習閲覧室と閉架書庫の部分は既に LED 化を実施しています。残りは部分的には LED に替えているのですが、ほとんど LED になっていないので、既存の蛍光灯になります。今回の工事によって1階の一般開架は全て LED 化の工事を計画しているところと、不点灯箇所が多いエントランスホール、1階ですが、こちらは修繕工事を行う計画です。
- 委員長（杉山茂規） 三富委員。
- 委員（三富美代子） そうしますと今回の工事が進めば1階部分はほぼ LED 化になるという解釈でいいですか。
- 委員長（杉山茂規） 鈴木図書館長。
- 鈴木図書館長 一般開架の部分はほぼ LED 化になり、あと一部分、児童コーナーのところが残っているのですが、こちらは照明のタイプが違っており今回はその部分は入っていません。
- 委員長（杉山茂規） 三富委員。
- 委員（三富美代子） 今後は照明器具が劣化、不具合が生じた時に今後のことを考えていく、検討する、という状況ですか。
- 委員長（杉山茂規） 鈴木図書館長。
- 鈴木図書館長 今の時点では、利用者の声があった部分と一番利用される部分を重点的に直していきたいと考えております。
- 委員長（杉山茂規） 岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 繰越明許ですが、31年9月工事完了になっているのですが、この工事の仕方というのは、どんな形で、閉館にして集中的に行うのか、それとも時間でやっていくのか、工事はどういう方法で行いますか。
- 委員長（杉山茂規） 鈴木図書館長。
- 鈴木図書館長 暫時休憩をお願いします。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。

- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。鈴木図書館長。
- 鈴木図書館長 今回の工事は、閉館しなくても対応できると考えております。
- 委員長（杉山茂規） 勝又委員。
- 委員（勝又豊） LED 照明化設計委託ということで 30 万円ありますが、今までの照明の場所を変えたいとか、何か大きな変更があつてのことなのでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 鈴木図書館長。
- 鈴木図書館長 今回の設計委託ですが、今まで箇所箇所で行っていたのですが、全体的に実施するという方向なので、実際、施設の図面が当時の青焼きのような図面しかないので、その部分を含めて、図面のデータ化、蛍光灯の位置を全てプロットでおとして、今後整備をすることがあつた時にそれに対応できる形のものを考えております。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。浅田委員。
- 委員（浅田基行） ~~一つ確認をさせていただきます。32 ページ、同じところになりますが、10 日 15 節の工事請負費、3 つ工事がありますが、金額の内訳は。~~
- 鈴木図書館長 暫時休憩をお願いします。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。浅田委員。
- 委員（浅田基行） 今の質疑は取り消します。 東側外壁改修工事について、説明では平成 28 年から東西南北を 4 年間に渡りやる、それを前倒しで東側を今年度に前倒しするということですが、これは 32 年度までかかるものを短縮するというのでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 鈴木図書館長。
- 鈴木図書館長 工事自体は 31 年度中に全て完了する形です。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） 先程の説明では 4 年間と。計画では 32 年度になるかと思うのですが。
- 委員長（杉山茂規） 鈴木図書館長。
- 鈴木図書館長 31 年度で終わる予定です。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） 繰越明許で図書館の外壁の完了予定が 31 年の両方とも 9 月と。説明を見ますと外壁は経年劣化、進行していると。その下の早急にといい表現で説明されていますが、9 月よりもう少し早くならないかと思うのですが、やはりこのくらいまでかかってしまうものなののでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 鈴木図書館長。

- 鈴木図書館長 補正予算の確定で、今のところ 3 月中に入札等できればと考えています。工期は2ヶ月くらいかかるとお思いますのでできるだけ早く完了するように考えています。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） 計画がスムーズに行けるようにできるだけ早くやっていたらと思います。
- 委員長（杉山茂規） 以上で、委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑をお受けいたします。井出委員。
- 分科会外委員（井出悟） LED 照明化設計委託の必要性の部分をもう少し教えてください。暫時休憩をお願いします。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。鈴木図書館長。
- 鈴木図書館長 図面はあるのですが、それがデータ化されていないので、施設全体の照明の状況をデータ化するという目的も含めて、今後の工事等の対応も含めて考えております。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。鈴木図書館長。
- 鈴木図書館長 設計に関して紙ベースのものしかないので、データ化することによって、今後の工事にスムーズに対応できると考えています。
- 委員長（杉山茂規） 井出委員。
- 分科会外委員（井出悟） 現状、紙もしっかり残っていて、設計図書も残っていて、設計図書を…暫時休憩をお願いします。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。井出委員。
- 分科会外委員（井出悟） 図面が紙であって、それをきれいな、電子化したからということですが、電子化にする理由がやはりよくわからないのですが。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。鈴木図書館長。
- 鈴木図書館長 単に図面に起こすというのではなく、一般的に今後使えるような形でキャドデータ等の取得それに伴い作業面も含めてデータ化する設計委託を考えております。
- 委員長（杉山茂規） 賀茂委員。
- 分科会外委員（賀茂博美） 同じく LED 化にする件についてです。先程も質疑がありましたが、今現在、三分の一程度が点灯していないという点で、これはいつから認識されていますか。

- 委員長（杉山茂規） 鈴木図書館長。
- 鈴木図書館長 徐々に部分的に蛍光灯の安定器が不良になってくる形で、いっぺんにまとまってということではないのですが、去年当たりから年に2箇所所とか3箇所とか不点灯になったことを確認しております。
- 委員長（杉山茂規） 賀茂委員。
- 分科会外委員（賀茂博美） こういった図書館といった特殊な施設なのですが、照度に関する基準は設けられていませんか。
- 委員長（杉山茂規） 鈴木図書館長。
- 鈴木図書館長 図書館ハンドブックに載っている照度の基準は、500ルクスから750ルクス、こちらが推奨の照度となっております。
- 委員長（杉山茂規） 賀茂委員。
- 分科会外委員（賀茂博美） 実際に市民の方からもちよっと見にくいという話があった中で、現場の方でこの照度は確認されましたか。測定しましたか。
- 委員長（杉山茂規） 鈴木図書館長。
- 鈴木図書館長 実際、各箇所でも照度を確認いたしました。不点灯箇所ですが、こちらでは300ルクスないような場所もあります。逆に、既にLED化した所のブラウジングコーナー、新聞のコーナーにつきましては、600ルクスを保っています。
- 委員長（杉山茂規） 賀茂委員。
- 分科会外委員（賀茂博美） 市民の方からの声もあった、ある程度暗いということを知っていた、ということで、もっと早くLEDにしようというようなことは考えられなかったですか。
- 委員長（杉山茂規） 鈴木図書館長。
- 鈴木図書館長 確かに、財政的な部分ではありますが、できるかぎり替えていくという考えは持っていました。
- 委員長（杉山茂規） 分科会外委員の質疑を終わります。以上で、第21号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第21号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 分科会外委員の意見はありますか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 以上で、第21号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で、鈴木図書館の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

9時44分 休憩

教育総務課（第21号）

- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。次に、教育総務課の審査を行います。
第21号議案の内の関係部分の審査になります。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。教育総務課長の説明を求めます。教育総務課長。
- （教育総務課長、説明）
- 委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。浅田委員。
- 委員（浅田基行） 29ページ、10款、工事請負費、南小学校太陽光発電設備パワーコンディショナー復旧工事、説明だと今年の8月12日の落雷を受けた被害と。これ年度内に間に合わなくて繰越となっていますが、年度内という半年以上ある中で、これはすぐ手を打つとか、そういう計画にはならなかったのでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 こちらの工事につきまして、財政課とも協議をしておりました。しかし、子どもの安全等には直接関わらないということで、実は次年度の予算で工事をする予定でした。それを前倒しで今回補正予算を予定しているところでございます。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） 次年度で予算を組もうとしたのが、前倒しでやろうとした理由は何ですか。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 このパワーコンディショナーの設備ですが、建物共済保険の対象物件であることがわかりましたので、保険対象でもあることから、今回、前倒しで工事費を要求したものです。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） 保険対象って、真っ先にわかる気がするのですが。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 暫時休憩願います。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。教育総務課長。
- 教育総務課長 暫時休憩願います。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。教育総務課長。

- 教育総務課長 故障の原因が落雷であることがわかったのが10月であったためです。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） 仮に保険対象がわかったのが10月だったとしても、この時期というのがあまりにもかかりすぎていると思うのですがいかがでしょう。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 暫時休憩願います。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。教育総務課長。
- 教育総務課長 31年度に計画していた工事ですが、財政課と協議の結果、今回、補正予算を要求させていただくことになりました。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） わかりました。繰越で31年8月完了予定となっておりますが、これは要望です、これからやっていく中で、できるだけ早く、早く太陽光で、売電するのですよね、工事の完了を早めをお願いします。以上です。
- 委員長（杉山茂規） 勝又委員。
- 委員（勝又豊） 関連ですが、先程、保険対象に当てはまることがあったということですが、この太陽光発電に関しての補償は何年で、落雷や自然災害も含めるといふ考えでよろしいでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 自然災害による補償なので、保険の対象になることは確認しております。暫時休憩願います。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。教育総務課長。
- 教育総務課長 この設備の保険については行政課の方で対応しておりますので、詳細については把握しておりません。
- 委員長（杉山茂規） 土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 南小の太陽光発電、これが年間にどのくらいの発電量、金額にするとどのくらいですか。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 暫時休憩願います。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。教育総務課長。
- 教育総務課長 この機器が故障してから9月から1月までの5か月間で、電気料は前年と比較しまして、20万7,500円程、支出が増加しております。1

月換算すると、4万1,500円程の増となっておりますので、この太陽光発電につきましては、1月換算しますと4万円強の縮減ができているということです。

- 委員長（杉山茂規） 土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 給食管理運営費、賄材料費、歳入歳出で同額の減額ですが、喫食数が少なくなったという、元々これは入ってくるお金で支出する性格のものと思いますから、当初予算に比べて減額するというのは当然の予算立てなのでしょうけども、少なくなった原因はどのようなことでしょうか。人数なのか。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 まず、当初見込み数につきましては若干人数を多くした状況で歳入を計算しております。それについて見込み数が減となった部分については児童生徒数の自然減ということです。
- 委員長（杉山茂規） 土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 小中学校で何人分、例えば100人で年間の食する量なのか、数字的なものはどうですか。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 予算上の当初の見込み数、自校式の、小学校ですが、2,818人で見込んでおりました。こちらが決算の見込数で約2,760人、ということで、約58人の差が生じています。給食センター分としまして、当初見込み数は2,042人、こちらが決算見込み数で約1,990人。約52人の差が生じています。
- 委員長（杉山茂規） 岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 30ページ、給食センター管理運営費で伺います。昨日、人事課だったと思うのですが、賃金の話の中で、今、給食センターも職員が足りないということで、派遣の方を入れているのではということで、これは担当課に確認しないとわからないということだったのですが、今、派遣の方は入っていますか。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 派遣の方3名にお手伝いいただいています。
- 委員（岩井良枝） 職員が足りなくて、今、大変ではないかと思うのですが、全体として何人足りないのでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 現段階で派遣の方を抜いた場合、臨時職員の給食員として5名欠員です。
- 委員長（杉山茂規） 岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 給食センターだけですね。

- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 自校式の給食員1名も含んだ数です。
- 委員長（杉山茂規） 岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 給食を出すのに皆さん頑張ってくださっていると思うのですが、そのところが、やはり食事を作るということで、人を増やすということをしていけないと思うのですが、その辺、人事課とどのような形で連携しているのでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 人事課とは給食員の雇用条件、年齢制限、そういったものについて協議をしています。
- 委員長（杉山茂規） 岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 現段階で派遣の方が3人入っているのですが、2人足りない状況と思いますが、4月までに何とかうまりそうなのか、見通しもないということでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 まだ、今月末、そして3月に退職を予定している職員が4人から5人程います。そういったことを考えると定員に達するのがちょっと難しいのかなというふうに判断しております。
- 委員長（杉山茂規） 委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑をお受けいたします。井出委員。
- 分科会外委員（井出悟） 14ページの学校給食納付費の減額ですが、説明だと人数が総数で110名程減ったからということですが。暫時休憩をお願いします。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。井出委員。
- 分科会外委員（井出悟） 570万円の減額で、一番多い理由、減額の理由、食数のどういう減でこれが起きているかをもう少し詳しく教えてください。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 暫時休憩をお願いします。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。教育総務課長。
- 教育総務課長 純粹に当初の見込み数と決算の見込数の児童生徒の差による減額です。
- 委員長（杉山茂規） 内藤委員。
- 分科会外委員（内藤法子） 南小学校太陽光発電設備を保険適用ということを知ったのですが、それだったら保険金でやる時は予算立てがいるのでしょ

うか。

- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 修繕を先に行いまして、それから保険を請求するという形で、後から保険金を市にいただくということです。
- 委員長（杉山茂規） 内藤委員。
- 分科会外委員（内藤法子） わかりました。では歳入が後から載ってくるということで、これは100パーセント出るということですか。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 保険につきましては他の課で対応しておりますので、詳細についてはわかりません。
- 委員長（杉山茂規） 内藤委員。
- 分科会外委員（内藤法子） それはやはり知るべきだと思うのですが、もう一つ、太陽光発電が発電できなくなったのが9月にわかったのですが、校内に発電パネルがあつて、今いくら発電しているとか、ですからコンディショナーが壊れたらその場でパネルにエラーが出るのですが、こういう時の校内からの御課への連絡というのは、もう少しスピーディーにできないのでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 10月にわかったのは、この故障が自然災害によるものだということがわかったということです。
- 委員長（杉山茂規） 小林委員。
- 分科会外委員（小林俊） 13ページの教育費寄附金、中学校費寄附金、70万4千円の減額とありましたが、これは安くできたからということだったのですが、安くできたということは、この費用に合わせて寄附金を募ったということなのですか。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 この寄附金は200万円の寄附金をいただいて、当初は東中学校の防犯灯の改修工事に充当するというので予定をしていました。入札の結果、安価に契約できたため、差額の70万4千円を減額しております。
- 委員長（杉山茂規） 小林委員。
- 分科会外委員（小林俊） 200万寄附があつたのではなくて130万円の寄附になったということですか。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 教育総務課として200万円を充当して工事をする予定でしたが、70万4千円の入札差金が生じました。この70万4千円を13ページの教育費寄附金の4節の図書館費寄附金、こちらに70万4千円を新たに計上し

ています。こちらにつきましては、寄附金の元であります Y-City 様より承諾を得て図書館の工事に充当させていただくということで承諾を頂いております。

○委員長（杉山茂規） 小林委員。

○分科会外委員（小林俊） 図書館費の 70 万 4 千円、さっき図書館の方で説明があったのならいいです。

○委員長（杉山茂規） 以上で、分科会外委員の質疑を終わります。以上で、第 21 号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより、第 21 号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 分科会外委員の意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で、第 21 号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で、教育総務課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

10 時 12 分 休憩

生涯学習課（第21号）

- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。次に生涯学習課の審査を行います。第21号議案の内の関係部分及び第14号議案の審査になります。はじめに、第21号議案の内の関係部分の審査になります。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。生涯学習課長の説明を求めます。生涯学習課長。
- （生涯学習課長、説明）
- 委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 教育費国庫補助金、10ページ、この国からの補助金は、正式に言うと補助事業としてはどういう呼称になるのでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 暫時休憩願います。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。生涯学習課長。
- 生涯学習課長 呼称につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金ということで、基金化しています。防衛の補助金が年2回に分けて入ってくるのですが、その後段の部分につきまして、ここで確定できるものから、これを基金化しているものです。基金につきましては、基金条例を設けまして、そこで文化センターと運動施設についての整備に充当できるようにしています。
- 委員長（杉山茂規） 土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 暫時休憩願います。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 10ページの教育費国庫補助金、文化センター整備ですが、この補助対象事業は国で言うどのような事業のメニューになるのでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 これらは、基金化はしていますが、もしそれぞれのメニューで相談をかければ、採択されれば補助事業になります。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。土屋委員。
- 委員（土屋秀明） やめます。

- 委員長（杉山茂規） 三富委員。
- 委員（三富美代子） 文化センターのエレベータ改修工事、現時点で予定されているスケジュールがもしわかりましたら。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 エレベータ改修工事につきましては、完了しています。工期より早く終わりました、成人式の直前から供用開始しております。
- 委員長（杉山茂規） 以上で、委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり。）

- 委員長（杉山茂規） 以上で、第 21 号議案の関係部分に関する質疑を終わります。これより、第 21 号議案の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありますか。

（「なし」の声あり。）

- 委員長（杉山茂規） 分科会外委員の意見はありますか。

（「なし」の声あり。）

- 委員長（杉山茂規） 以上で、第 21 号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。

生涯学習課（第 14 号）

- 委員長（杉山茂規） 次に、第 14 号議案の審査になります。まず、教育部長から総括的にお願いいたします。教育部長。
（教育部長、説明）
- 委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。生涯学習課長の説明を求めます。
生涯学習課長。
（生涯学習課長、説明）
- 委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。三富委員。
- 委員（三富美代子） そもそもこの条例を制定した時に、処分の規定を入れなかったのはなぜですか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 そもそもは運用益、利息ですね、これでもって事業を行うということで作られたものです。なので入れていませんでした。
- 委員長（杉山茂規） 三富委員。
- 委員（三富美代子） 確認させていただきますと、今回、多額のご寄附をいただいたので、新たに明記したという理解でよろしいですか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長。おっしゃるとおりでございます。
- 委員長（杉山茂規） 勝又委員。
- 委員（勝又豊） 今回限りのという感じなのですか。今後も使っていくことができるというものですか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 こちらにつきましては、吹奏楽フェスティバルにつきまして、年額 50 万円で計算しております。それ掛ける 10 年で 500 万円見積もっています。それから別に平和教育の方は 80 万円掛ける 5 年で 400 万円見積もっています。
- 委員長（杉山茂規） 以上で委員の質疑を終わります。次に、委員外議員の質疑をお受けいたします。勝又議員。
- 委員外議員（勝又利裕） 年限を区切っている理由は何でしょう。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 サンセット決めてあるというわけではありません。平和教育の方は私どもの部署ではないので明言できませんが、吹奏楽フェスティバルにつきましてはサンセット決めたわけではなく、当面という意味合いを込めてまず 10 年はできるような予算組みを今回させていただいているということです。

- 委員長（杉山茂規） 勝又議員。
- 委員外議員（勝又利裕） その関係は、今、生涯学習課長が答えていますが、市としての考え方になっていきますか。
- 委員長（杉山茂規） 教育部長。
- 教育部長 暫時休憩お願いします。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。教育部長。
- 教育部長 今回、この 900 万円いただいた中で、執行人様の方と協議をしながら、故人の意思として教育関係にお金を充てたい、子ども達の関係の活動に充てたいということで、その中でいくつか、今、市が取り組んでいる事業の中で2つの事業をピックアップされて、一つの日安としてそれぞれの事業をその年限でその 900 万円を使わせていただく、そういう形で市として方向性を協議した結果です。
- 委員長（杉山茂規） 勝又議員。
- 委員外議員（勝又利裕） 青少年育成基金というのは、元々5千万円以上、たしか基金があるはずですよ。それらも全部ひっくるめてこの第6条ができていますから、たまたま今回、900 万円の話になっていますが、全体として考えていかなければならないかなと思っています。
- 委員長（杉山茂規） 賀茂議員。
- 委員外議員（賀茂博美） 日安としてそれぞれ年数を言われたのですが、今、行財政構造改革をされていますが、今回、ご寄附ということでその意思もあるということ、となるとこれから先の見直し対象からはずれると考えてよろしいですか。
- 委員長（杉山茂規） 教育部長。
- 教育部長 今の時点でははっきりとお答えできかねるところです。
- 委員長（杉山茂規） 井出議員。
- 委員外議員（井出悟） 第5条の繰替運用との関係性を教えてください。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。教育部長。
- 教育部長 今ご質疑のありました、繰替運用、第5条の部分ですが、これは基金として位置付けられている部分を一旦歳計現金の方に移し替えをしまして、運用、預け入れをして利息を得るため。そういうことができるということで規定してあることとして、今回の条例改正で提案しております基金本体の方の処分のこととは別のものがございます。
- 委員長（杉山茂規） 以上で、委員外議員の質疑を終わります。以上で、第14号議案に関する質疑を終わります。以上で、生涯学習課の質疑を終わります。

す。以上で、教育部関係の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

10時48分 休憩

(健康福祉部 保育課 終了後) 13時20分 再開

生涯学習課(第14号) 答弁訂正

○委員長(杉山茂規) 再開いたします。はじめに、教育部より発言の訂正について申し出がありましたので、これを許します。教育部長。

○教育部長 午前中、審査いただきました第14号議案、裾野市青少年育成基金条例の一部を改正することについての質疑の中での繰替運用の説明について訂正をさせていただきたいと思います。先程の説明では利息を得るために運用する旨の発言をしましたが、繰替運用とは、日々の支払いに充てる現金、歳計現金に不足が生じる場合、基金等から繰替えて使用することでありましたので、訂正をさせていただきます。もう一点、今般の改正の第6条でいうところの基金とは、今回新たに積み立てる900万円のみではなく、現在、青少年育成基金として積み立てられています金額も含めまして処分することができることとするものですので、併せてそちらの方も説明させていただきます。申し訳ありませんでした。

○委員長(杉山茂規) 教育部長の説明は終わりました。委員の皆様、よろしいでしょうか。

(特になし)

○委員長(杉山茂規) 以上で、発言の訂正について終わります。暫時休憩いたします。

13時21分 休憩

健康福祉部

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。次に、健康福祉部関係の審査に入ります。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。健康福祉部長の総括説明を求めます。健康福祉部長。

（健康福祉部長、総括説明）

○委員長（杉山茂規） 総括説明は終わりました。

健康推進課（第21号）

○委員長（杉山茂規） はじめに、健康推進課の審査を行います。第21号議案の内の関係部分の審査になります。健康推進課長の説明を求めます。健康推進課長。

（健康推進課長、説明）

○委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。土屋委員。

○委員（土屋秀明） ヘルシーパークの工事の関係ですが、落雷によりということで、復旧工事ですが、今、ヘルシーパークは改修工事で閉館していますよね。併せて同時に発注するような手続きができなかったのは何か理由があるのですか。

○委員長（杉山茂規） 健康推進課長。

○健康推進課長 まず、落雷により被害を受けた時に復旧工事を行いたかったのですが、予備費の充当が当時落雷によりかなり底をついているということで、予備費の充当ができませんでしたので、財政当局と話をした上で3月補正、若しくは新年度予算でやるという形をとらせていただきました。

○委員長（杉山茂規） 土屋委員

○委員（土屋秀明） ということは、落雷以後もヘルシーパークはそのまま営業を続けていましたから、ポンプに支障はあったのでしょうか、ポンプそのものの役割は果たしていたということですか。

○委員長（杉山茂規） 健康推進課長。

○健康推進課長 落雷により被害を受けたのが水面センサーです。水面が上がったり下がったりした時に自動的にポンプを停止するためのセンサー、これが被害を受けておりました、今のところ水面の変化が少ないものですから、こちらのセンサーが今、稼働していなくてもポンプは動いているといった状況になります。

○委員長（杉山茂規） 土屋委員。

- 委員（土屋秀明） 23 ページ、福祉保健会館、減額の内訳として 1,200 万円の減額と、落雷の復旧関係で 500 万円の増額という内訳ですが、この落雷の絡む復旧の補正も先程と同様の理由ですか。
- 委員長（杉山茂規） 健康推進課長。
- 健康推進課長 先程と同じ理由になります。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） 22 ページの 1 目 2 節、給料のところで減額しているとのことですが、これは人が減ったということですか。
- 委員長（杉山茂規） 健康推進課長。
- 健康推進課長 人事課で持っている予算になりますが、18 名の予定で当初予算を組んでいましたが 17 名ということで 1 名減となっていて、給与の減額を行っています。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） それは減ったのですか、それとも減ったわけではなく予算が多かった、見積もりが多かったということですか。
- 委員長（杉山茂規） 健康推進課長。
- 健康推進課長 産休により職員が休暇を取っていますので、その分減額になっています。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） その影響についてはどういうカバー、対応をされていますか。
- 委員長（杉山茂規） 健康推進課長。
- 健康推進課長 臨時職員の補充により今は対応しています。
- 委員長（杉山茂規） 子育て支援監。
- 子育て支援監 暫時休憩をお願いします。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 母子保健事業費の委託料が 300 万円減っていますが、その要因について伺います。
- 委員長（杉山茂規） 健康推進課長。
- 健康推進課長 当初の見込みよりも妊婦、産婦の減少により減額したという認識です。
- 委員長（杉山茂規） 岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 人数的に何人くらいというのはわかりますか。
- 委員長（杉山茂規） 健康推進課長。
- 健康推進課長 当初、妊婦健診の委託につきましては 405 人と推定していま

したが、1月末現在で320人～330人だったと記憶しております。また、産婦健診につきましては420人分の予算をとっていますが、こちらも想定した人数に達していません。

- 委員長（杉山茂規） 三富委員。
- 委員（三富美代子） 福祉保健会館の工事請負費で中央監視盤復旧工事が予定されていますが、工期はどのくらい見込んでいますか。
- 委員長（杉山茂規） 健康推進課長。
- 健康推進課長 3月末に契約しまして、6月から7月に完了を予定しています。
- 委員長（杉山茂規） 三富委員。
- 委員（三富美代子） そうしますと福祉保健会館の利用に関して何か影響が出ることは考えられませんか。
- 委員長（杉山茂規） 健康推進課長。
- 健康推進課長 中央監視盤で自動制御をしていますが、冷房の入切につきましては手動でも行えますので、手動で行っています。暖房もです。一番困るのが、職員が入れ忘れた、切り忘れたという時の冷暖房の処理でして、今のところ人でやりくりしていますが、これから今年の夏のような暑い時期が来ますと、冷房を入れ忘れると各種健診で子どもが難儀してしまいますので、そういうことを防ぐためにも冷房切り替えまでには中央監視盤を直したいと考えています。
- 委員長（杉山茂規） 以上で、委員の質疑を終わります。次に分科会外委員の質疑をお受けいたします。二ノ宮委員。
- 分科会外委員（二ノ宮善明） 福祉保健会館の中央監視盤の復旧作業ですが、工期はだいたいわかりましたが、施設の停電日の設定はどうやるのですか。
- 委員長（杉山茂規） 健康推進課長。
- 健康推進課長 あくまで監視盤の入れ替えだけになりますので、停電させる必要はありません。作業日数ですが、およそ3日間を想定しています。ただ、製作納期が2ヶ月ほどかかると聞いていますので、早めに発注しなければということで、3月末に入札、発注を予定しています。
- 分科会外委員（二ノ宮善明） 暫時休憩をお願いします。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。小林委員。
- 分科会外委員（小林俊） 落雷、2つありましたが、保険はどうなっているのですか。
- 委員長（杉山茂規） 健康推進課長。
- 健康推進課長 被害を受けた日から2年間の間に修理をすると、それに見合った形で保険が適用されると聞いています。ただ、全額保険適用になるとは

限りませんので、工事を行った上で保険とまた相談をしていかなければなら
ないと考えています。

- 委員長（杉山茂規） 小林委員。
- 分科会外委員（小林俊） 保険金が出れば歳入でカウントしていくというこ
とですか。
- 委員長（杉山茂規） 健康推進課長。
- 健康推進課長 そのようになるかと考えています。
- 委員長（杉山茂規） 小林委員。
- 分科会外委員（小林俊） その場合、単年度決算なので、繰越明許でやるの
ですよね。どういうふうにカウントするのですか。
- 委員長（杉山茂規） 健康推進課長。
- 健康推進課長 過年度の雑入として収入するのではないかと考えています。
- 委員長（杉山茂規） 小林委員。
- 分科会外委員（小林俊） 5 ページ、福祉保健会館、繰越明許で、福祉保健会
館中央監視盤復旧事業、早くしたいからという理由で繰越明許ですが、その
ロジックがわからなかったのですが、どういうことですか。
- 委員長（杉山茂規） 健康推進課長。
- 健康推進課長 新年度予算で付ける予定だったのですが、新年度予算で付け
て、それから入札をして工事となりますと、まずヘルシーパーク、6 月末く
らいに施設点検が都合 4 日間ありますが、そこに間に合わなくなる恐れがあ
るということで、なるべく早く入札をかけたいということで、3 月中の執行
を目指して 3 月補正、繰越という形をとらせていただきました。
- 委員長（杉山茂規） 小林委員。
- 分科会外委員（小林俊） 例えば、8 月 12 日落雷ならせめて 9 月、12 月の議
会で補正予算を通してなるべく早く工事するというふうにならなかったの
はなぜですか。
- 委員長（杉山茂規） 健康推進課長。
- 健康推進課長 まず、源泉ポンプにつきましてはなるべく早く工事を行いた
かったのですが、メンテナンスしている業者と打合せしたところ、引き上げ
の際に多額の費用がかかるということで、もっと他のものを抱き合わせても
いいのではないかとということで、いろいろ打合せをしていったところで、揚
湯管を併せて工事をするということで、今回補正予算を上げさせていただい
ています。中央監視盤につきましては、最初は部品の交換だけでいけるので
はないかと業者と話をしていたのですが、何分、盤が古くて部品の調達がで
きないということが後になった判明したので、この時期に補正という形をと
らせていただきました。

○委員長（杉山茂規） 以上で、分科会外委員の質疑を終わります。以上で、第 21 号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより、第 21 号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 分科会外委員の意見を求めます。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で、第 21 号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で、健康推進課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

11 時 18 分 休憩

11 時 19 分 再開

障がい福祉課（第 21 号）

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。次に、障がい福祉課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第 21 号議案の内の関係部分の審査になります。障がい福祉課長の説明を求めます。障がい福祉課長。

（障がい福祉課長、説明）

○委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 分科会外委員の質疑を終わります。以上で、第 21 号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより、第 21 号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 分科会外委員の賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で、第 21 号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で、障がい福祉課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

11 時 23 分 休憩

子育て支援課（第 21 号）

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。次に、子育て支援課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第 21 号議案の内の関係部分の審査になります。子育て支援課長の説明を求めます。子育て支援課長。

（子育て支援課長、説明）

○委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。土屋委員。

○委員（土屋秀明） 児童手当、児童扶養手当の減額がありますが、これは見込みより人数が少なかったということなのでしょうか。

○委員長（杉山茂規） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 当初予算を組んだ時の人数よりも支給の人数の見込みが減ったということになります。

○委員長（杉山茂規） 土屋委員。

○委員（土屋秀明） 具体的に何人減ったかわかりますか。

○委員長（杉山茂規） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 想定的人数ですが、予算作成の時点では児童手当の支給対象者が 6,900 人程度、それが今回見込んでいる部分が 6,750 人程度になります。児童扶養手当も減っておりまして、450 人を想定していたところ、430 人で見込んでいます。

○委員長（杉山茂規） 浅田委員。

○委員（浅田基行） 当初より減った見込みというのは何か理由とかわかりますか。

○委員長（杉山茂規） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 具体的に何かという大きな理由があるとは考えられませんが、基本的にはやはり少子化の流れの中で数が減っていると考えております。

○委員長（杉山茂規） 以上で、委員の質疑を終わります。次に、分科会外委員の質疑をお受けいたします。中村委員。

○分科会外委員（中村純也） 児童手当ですが、対象者数が減ったということでしたが、御課で、対象となる人で申請をしていない人の数を確認していると思いますが、そこで拒否している人もいらっしゃるのでしょうか。許否というか、申請をしなくていいですよとおっしゃる方もふくまれていますか。

○委員長（杉山茂規） 子育て支援課長。

○子育て支援課長 児童手当に関しては基本的に全て網羅されていると考えて

います。

- 委員長（杉山茂規） 中村委員。
- 分科会外委員（中村純也） 確実に全員が申請するものとしての見込みの対象が減っているということのみということによろしいですか。
- 委員長（杉山茂規） 子育て支援課長。
- 子育て支援課長 そのとおりでございます。
- 委員長（杉山茂規） 増田委員。
- 分科会外委員（増田祐二） 出生率から考えて予算立てをされていると思いますが、それに対して減分がある、想定以上に子どもが少なかったからという原因として認識していいですか。
- 委員長（杉山茂規） 子育て支援課長。
- 子育て支援課長 出生率というよりも、前年度までの実際の出生者数から見込みを立てている形になります。
- 委員長（杉山茂規） 増田委員。
- 分科会外委員（増田祐二） それで差異が生じてくるというのが、前年度これだけ生まれていて、本年度中にこれだけ生まれるだろうというところで差異がだいぶ大きくなりつつあるというふうな状況ですか。
- 委員長（杉山茂規） 子育て支援課長。
- 子育て支援課長 基本的には全体の傾向として見ますとはやりどうしても人数は減っています。ただ、児童手当の場合、人数と金額がその年代によって違うということがあるので、単純に人数だけで算出ができない部分がありますので、そこは前年度実績の数字とセットにしながら予算を見込んでという形の計算をしています。
- 委員長（杉山茂規） 土屋委員。
- 分科会外委員（土屋主久） 今の減額の補正ですが、転出して対象外になった方、そして、転入してきて対象となった方の人数を把握しているか教えてくださいたいと思います。
- 委員長（杉山茂規） 子育て支援課長。
- 子育て支援課長 把握をしておりません。
- 委員長（杉山茂規） 小林委員。
- 分科会外委員（小林俊） 13 ページのふるさと納税の 596 万 7 千円の話がありました、これはどこに行ったのですか。歳出の方は。
- 委員長（杉山茂規） 子育て支援課長。
- 子育て支援課長 ふるさと納税につきましては子ども医療費助成事業の財源に充てさせていただいています。
- 委員長（杉山茂規） 小林委員。

- 分科会外委員（小林俊） 一般会計に入ったからこの課では使っていないから関係ない、歳入だけは関係あったけど歳出の方は関係ないからわかりませんという話ですか。
- 委員長（杉山茂規） 子育て支援課長。
- 子育て支援課長 歳出につきましては歳出の予算を増やすわけではなくて、子ども医療費助成事業の予算の財源として充てるという考えです。
- 委員長（杉山茂規） 岡本委員。
- 分科会外委員（岡本和枝） 子どもの転出転入はどこで把握をされているのでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 子育て支援課長。
- 子育て支援課長 児童手当の転入転出というのは毎月数が前後しますので、例えば1月に何人、3月に何人、という数字の把握はできますが、それが、転出したのかとかそこまでの把握はしていません。
- 委員長（杉山茂規） 岡本委員。
- 分科会外委員（岡本和枝） 政策的な部分で子ども達の出生率、転出転入をトータルとして把握しているところはどこかありますか。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。子育て支援課長。
- 子育て支援課長 転出転入の状況におきましては市民課等の対応になると思いますが、そちらの方のデータの活用ということに関して必要があればこちらの方からそちらの方のデータを精査するという形になると思います。
- 委員長（杉山茂規） 以上で、分科会外委員の質疑を終わります。以上で、第21号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより、第21号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありますか。

（「なし」の声あり。）

- 委員長（杉山茂規） 分科会外委員の賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 委員長（杉山茂規） 以上で、第21号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で、子育て支援課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

11時43分 休憩

保育課（第 21 号）

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。次に、保育課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第 21 号議案の内の関係部分の審査になります。保育課長の説明を求めます。保育課長。

（保育課長、説明）

○委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。三富委員。

○委員（三富美代子） 11 ページの歳入、16 款の児童福祉費負担金、子ども・子育て支援給付費負担金の関係ですが、これ県費の負担割合が変わったことによる減額ですが、どのように負担割合が変わったのでしょうか。

○委員長（杉山茂規） 保育課長。

○保育課長 様々あるのですが、ものによりまして、一概に何とも。

○委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。保育課長。

○保育課長 負担割合の変更につきましてはいろいろな項目がありますので一概に申し上げられませんが、総じて県費の方が減額という方向に向かっています。

○委員長（杉山茂規） 土屋委員。

○委員（土屋秀明） 21 ページ、補助金のところですが、児童福祉施設補助金の 1340 万円の減額の先程の説明で、さくらにプラス 566 万 9 千円、それから、ひだまりが減額の 609 万 6 千円、それ以外の内容はどういうことでしょうか。

○委員長（杉山茂規） 保育課長。

○保育課長 暫時休憩お願いします。

○委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。保育課長。

○保育課長 そのほかとしましては、主として私立の保育園に補助される費用になります。例えば内容としまして、子ども子育て支援交付金になりますと子育て支援センターに関するものとか一時預かり、病後児保育、延長保育、こういったものに支払うものが主となっています。利用数にも、利用数によって、算出される額にもなってきますので、想定するよりも利用数が少なかったというところがありますので、減額の方になっております。

○委員長（杉山茂規） 土屋委員。

○委員（土屋秀明） さくらとひだまりは施設整備そのもの、それ以外のもの

については施設の整備というよりも運営上の話ということでしょうか。

○委員長（杉山茂規） 保育課長。

○保育課長 そのとおりです。

○委員長（杉山茂規） 三富委員。

○委員（三富美代子） 21 ページの児童福祉総務費、子ども保育総務費、こちらの、子ども・子育て計画更新調査委託、こちらは、調査そのものはもう終了しているのですか。

○委員長（杉山茂規） 保育課長。

○保育課長 これはアンケート調査によってニーズを把握するものでありまして、調査については概ねですが終了しています。あと、こちらデータに基づいて、今、報告書をまとめるための数値を整理している、そういった段階になっています。

○委員長（杉山茂規） 三富委員。

○委員（三富美代子） それをまとめられて、年度内に計画を策定ということですか。

○委員長（杉山茂規） 保育課長。

○保育課長 ニーズ調査の報告は今年中に終了しまして、そのデータを基に 31 年度に計画を策定します。

○委員長（杉山茂規） 岩井委員。

○委員（岩井良枝） 今のニーズ調査のところで伺います。どのくらいの人数に対しての調査を行いますか。

○委員長（杉山茂規） 保育課長。

○保育課長 細かい数字は手元にないのですが、就学後の小学校三年生までにつきましては…暫時休憩をお願いします。

○委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。保育課長。

○保育課長 就学後、小学校六年生までを対象としまして、市内で 500 サンプルを抽出しています。未就学児のいるご家庭に対しまして 2000 サンプル、これは 0 歳から就学前ですので 5 歳児まで、こちらは 2000 サンプルを抽出し調査をかけています。

○委員長（杉山茂規） 岩井委員。

○委員（岩井良枝） 児童福祉施設補助金のところで、私立保育園への補助と子育て支援センターなどへの補助も入って、この減額になっているという話だったと思うのですが、その辺の数字は出ていますか。

○委員長（杉山茂規） 保育課長。

○保育課長 暫時休憩をお願いします。

- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。保育課長。
- 保育課長 内容につきましては、資料が園ごとにまとまっていますので、その中身、詳細につきましては申し上げにくいところがありますが、1園につきまして相当量の減額となっている園があります。
- 委員長（杉山茂規） 岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 病児保育の話が出まして、11 ページのところ、病児保育の減額になっていますが、病児保育が半年しかできなかったところがあるということに対して市としてはどのような指導というか話をしたのでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 保育課長。
- 保育課長 本来であれば1年通年でやっていただけるようお願いしたいところだったのですが、職員配置の問題になりますので、職員が配置できなかったということですから、そのへんは努力していただきたいというようお願いをさせていただきました。
- 委員長（杉山茂規） 岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 毎年聞いているのですが、2園で病児保育をやっています。その園外で、園外から病児保育でそちらの園に来られている方がいるのかどうかの数字がなかなか出てこないのですが、利用者はあったのでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 保育課長。
- 保育課長 暫時休憩お願いします。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。保育課長。
- 保育課長 病後児保育で市内で実施しておりますが、在園児外につきましては現在のところつかんでいません。
- 委員長（杉山茂規） 岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 利用者が減っている、少なかった、多分、100万円以上予算が減っているというのは、利用者が少なかったことが主な原因と思うのですが、いかがですか。
- 委員長（杉山茂規） 保育課長。
- 保育課長 現在、昨年新たにできた小規模保育所等がありますので、今まで入園できていなかったお子さん方がだいぶ解消されてきている方向にあるのかなというふうには課の中では話をしています。
- 委員長（杉山茂規） 岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 子育て支援センター、数字としては出てきていないようなのですが、そちらの利用については、皆さん利用されているという判断を

されていますか。

- 委員長（杉山茂規） 保育課長。
- 保育課長 こちらは例年並みというふうに認識しています。
- 委員長（杉山茂規） 岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 11 ページの子ども・子育て支援給付費負担金、これの減額のところで県費負担の変更の話の時に、利用者が減っているようだという話があった気がするのですが、そののところが聞かせてください。
- 委員長（杉山茂規） 保育課長。
- 保育課長 こちらにつきましては総じての補助になりますので、センター一時預かり、特に人数が減ってきているのは一時預かりの延長と聞いておりました、病後児保育の期間が半年になった園があったということが大きなポイントとなります。子育て支援センターの方は少なくなったというわけではありません。
- 委員長（杉山茂規） 以上で、委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑をお受けいたします。二ノ宮委員。
- 分科会外委員（二ノ宮善明） 先程、病児保育という言葉が出てきて、途中から病後児と言っていますけど、病児保育をやっている施設は市内にないと思うのですが、訂正をお願いします。
- 委員長（杉山茂規） 保育課長。
- 保育課長 大きなメニューで病児保育とあって、裾野市でやっていますのが病後児対応型となっていますので、そういった認識です。説明の中で不適切な部分がありましたらそちらは訂正させていただきます。
- 委員長（杉山茂規） 二ノ宮委員。
- 分科会外委員（二ノ宮善明） 病児病後児保育です。
- 委員長（杉山茂規） 二ノ宮委員。
- 分科会外委員（二ノ宮善明） 多様な保育推進事業費が減額になっています。多様な保育の内容を教えてください。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。保育課長。
- 保育課長 こちらにつきましては後ほど回答させていただきます。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。以上で、分科会外委員の質疑を終わります。以上で、第 21 号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより、第 21 号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 分科会外委員の意見はありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で、第21号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で、保育課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

12時11分 休憩

（教育部 生涯学習課 答弁訂正後）13時21分 再開

保育課（第21号）答弁もれ

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。次に、保育課より答弁もれについて発言の申し出がありましたので、これを許します。保育課長。

○保育課長 午前中、審査いただきました第21号議案の内容につきまして、質疑の中で、多様な保育推進事業とはどういうものかという質疑がありました。こちらにつきましては、私立保育所等に対しまして、1、2歳児の受け入れなどを行うことを促進するための県の補助メニューです。市内外に通う裾野市民のお子様に対して出る補助金です。以上です。

○委員長（杉山茂規） 保育課長の説明は終わりました。委員の皆様、よろしいでしょうか。

（特になし）

○委員長（杉山茂規） 以上で、答弁もれについて終わります。暫時休憩いたします。

13時22分 休憩

介護保険課（第21号、第24号）

○委員長（杉山茂規） 再開します。次に介護保険課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第21号議案のうちの関係部分及び第24号議案及び第15号議案の審査になります。はじめに第21号議案の内の関係部分及び第24号議案の審査になります。介護保険課長の説明を求めます。介護保険課長。

（介護保険課長、説明）

○委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はございませんか。三富委員。

○委員（三富美代子） 保険者機能強化推進交付金についてお伺いいたします。説明ですと、獲得した点数によって交付金が決まってくる、そういう認識でよろしいですか。

○委員長（杉山茂規） 介護保険課長。

○介護保険課長 そのとおりであります。

○委員長（杉山茂規） 三富委員。

○委員（三富美代子） 使途の説明の中で今回は包括支援事業に充当させるというお話だったんですけど、時によっては使途を替えることが出来るということですか。充当先を。

○委員長（杉山茂規） 介護保険課長。

○介護保険課長 国の説明では1号被保険者の保険料で負担する部分ではどこへ負担しても良いということで、今回は自立支援ということで包括的支援事業に充当しておりますが、その他にもふさわしいものがあればそちらに充当しても構わないという考え方でいますのでそのように説明をさせていただきました。以上です。

○委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。土屋委員。

○委員（土屋秀明） 資料配布で説明をうけましたけれど、結果の中に順位づけがされているんですけど、特に2番3番が数値的に低いんですけど、中身として具体の事業でこのところが点数が低いという把握はしてるんですか。

○委員長（杉山茂規） 介護保険課長。

○介護保険課長 暫時休憩願います。

○委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。介護保険課長。

○介護保険課長 例えば、昨年度実施したばかりの講習会を今年度は見送った

とか、そういうようなところ。また、今まで口頭でやっていたものを文書化するということが出来なかったということで、その対応を進めて行く段取りをしています。

- 委員長（杉山茂規） 土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 順位が仮に県の1位だとすれば交付額というのはどのくらいになるんでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 介護保険課長。
- 介護保険課長 他市町村につきましては一切まだ県・国から情報がないものですからどれくらいの得点になるかという情報は得ていません。
- 委員長（杉山茂規） 土屋委員。
- 委員（土屋秀明） そうすると交付金の額よりも事業そのものをもっとされるような取組みをしていきたいということですね。
- 委員長（杉山茂規） 介護保険課長。
- 介護保険課長 おっしゃるとおりです。
- 委員長（杉山茂規） 土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 基金の積み立てがありますけれど、2600万円強ですけれど。これを積み立てることによって基金の現在残高はどうでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 介護保険課長。
- 介護保険課長 今年度末に一部取り崩し予定がございましてそれを差し引きますと30年度末見込高が3億5752万319円の見込みになっております。
- 委員長（杉山茂規） 土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 目標というか目指すべき額は、基金の額は幾らぐらいを目標にされているんですか。
- 委員長（杉山茂規） 介護保険課長。
- 介護保険課長 概ね給付費の1か月から2か月分が目標と事務方では考えています。以上です。
- 委員長（杉山茂規） 土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 金額で言うと幾らになるんでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 介護保険課長。
- 介護保険課長 現在1月の支払いが大体2億5千万円程度ありますので、5億弱ぐらいかなというふうには考えております。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。勝又委員。
- 委員（勝又豊） 先ほどの得点を増やすことに対してどのようなことをこれからしていこうという計画はありますか。
- 委員長（杉山茂規） 介護保険課長。
- 介護保険課長 先ほどの話にもありましたように、文書にして当初から提示

するもの。あと、今までケースを検討しただけだったんですけども、それがある期間を置いてそのケースがどういうふうに変化したか報告をするように決まりを作っていくとか、そういうようなことを検討して来年度実行できるように今準備を進めているところです。

- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。質疑はございませんでしょうか。岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 69 ページ一番下のところになります。居宅介護サービスの給付費のところがかんりの減額になっています。これは改善がみられてこういうふうなかたちで予算が減らしているのか、そのところはどうかでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 介護保険課長。
- 介護保険課長 前回の補正なんかでも施設介護給付分が伸びておりますので、ちょっとまだ詳しい分析はしておりませんが一部が施設の方に流れているのかなというふうには考えています。
- 委員長（杉山茂規） 岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 今までは施設の方が少なくって、で、居宅の方が結構多くて施設の方に行く方が少なくって、それで予算が少なくて済みますというお話がありましたが、それが逆転しつつあるということですか。
- 委員長（杉山茂規） 介護保険課長。
- 介護保険課長 給付全体が昨年度は伸びが例年に比べて少なかったんですけど、今年度になりまして3~4%が全体で伸びている状況があります。で、その伸び等の分析もまだやらなければならないと思っているんですけど、まだ決算も出てこないものですからちょっとまだこれから検討しなければならないふうに考えております。
- 委員長（杉山茂規） よろしいでしょうかね。
- 委員長（杉山茂規） 委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑をお受けいたします。中村委員。
- 分科会外委員（中村純也） 保険者機能強化交付金についてお聞きします。評価についてですけど誰が実施するものでしょうか。評価自体を。
- 委員長（杉山茂規） 介護保険課長。
- 介護保険課長 国の方で標準の項目が示されますので、その根拠資料を付けて裾野市は県の方に提出することになります。で、県の方でそれが該当しているかどうかという審査を行ったうえで、交付額が決定されるかたちになっています。
- 委員長（杉山茂規） 中村委員。

- 分科会外委員（中村純也） 了解です。結果で資料に③がありますけど、給付適正化事業の推進で平均点を下回っているというのは、何の要因でしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 介護保険課長。
- 介護保険課長 暫時休憩願います。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。介護保険課長。
- 介護保険課長 得点できていない項目は福祉用具の利用に関しリハビリ専門職が関与する仕組みを設けているか、また給付実績を活用した適正化事業を実施しているかという2項目なんですけど、福祉用具の利用の方につきましてはリハビリ職の活用ということがされてなかったものですから得点ができておりません。これにつきましては本年度日赤さんの協力を得て専門職の協力を得ることができますので、来年度は該当してくることになります。また給付実績を活用した活性化事業につきましては、やっていると認めて応募したんですが、その内容が、暫時休憩願います。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。介護保険課長。
- 介護保険課長 リハビリテーション専門職の関与の仕組みが出来ておりませんでした。この部分につきましては今年度対応を進めております。また給付実績の適正化が出来なかったということでこれについても対応策を現在進めているところとなっています。
- 委員長（杉山茂規） 中村委員。
- 分科会外委員（中村純也） 使途です。充当できるということで今回は包括的支援事業ということですが、評価の部分とリンクしたものになるのでしょうか。暫時休憩願います。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。介護保険課長。
- 介護保険課長 得点とは切り離されて各市町村が目的にあった事業に充当することとされておるため今回自立支援を重視して包括的支援事業に充当いたしました。
- 委員長（杉山茂規） 他はよろしいでしょうか。井出委員。
- 分科会外委員（井出悟） 保険者機能強化推進交付金の件ですけど、県内27位ということなんですけど、市と町の順位判りますか。暫時休憩願います。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。介護保険課長。

- 介護保険課長 今のところ他市町の状況は公表されていませんので判りません。
- 委員長（杉山茂規） 井出委員。
- 分科会外委員（井出悟） 交付金の額の方に目が行ってしまうんですけど、実際に介護のサービスとか裾野市の質の高さを示している指標になると思うんですけど、この点数とかを見て今年度カイゼンに取り組むとかそういう評価はどういうかたちになっているんですか。
- 委員長（杉山茂規） 介護保険課長。
- 介護保険課長 暫時休憩願います。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。介護保険課長。
- 介護保険課長 基本的に来年度の項目は決まっておりますが、今特典できてないものについて得点できるよう取組みを進めているところです。
- 委員長（杉山茂規） 賀茂委員。
- 分科会外委員（賀茂博美） 30年度は61項目ということで、頂いたこの資料に、①、②、③がありますけれど、①、②、③の中に項目があって61項目ってということですか。
- 委員長（杉山茂規） 介護保険課長。
- 介護保険課長 そのとおりです。
- 委員長（杉山茂規） 賀茂委員。
- 分科会外委員（賀茂博美） ちなみにこれを国に提出するにあたって、事務的な業務というのは増えたりしてはいないんですか。
- 委員長（杉山茂規） 介護保険課長。
- 介護保険課長 暫時休憩願います。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。介護保険課長。
- 介護保険課長 今年度は準備基幹が長かったものですから、その間に準備の対応が出来ました。以上です。
- 委員長（杉山茂規） 賀茂委員。
- 分科会外委員（賀茂博美） 国が出してきている項目と裾野市の例えば介護保険計画などとの方向性の中で、国の出しているものと市が独自にやっ行ってこうとしているものの中で、違うものとはありましたか。
- 委員長（杉山茂規） 介護保険課長。
- 介護保険課長 例えば①のPDCAサイクルの構築では8項目中82点ということで、そこの部分に関しては満点を取っています。ですから大きな祖語は無かったというふうにご理解いただければと思います。

- 委員長（杉山茂規） 小林委員。
- 分科会外委員（小林俊） 推進交付金の財源は厚労省はどこから持ってきているか判りますか。
- 委員長（杉山茂規） 介護保険課長。
- 介護保険課長 通常の調整交付金、財源調整をするものとは別枠でこの3年間は認められということであります。
- 委員長（杉山茂規） 小林委員。
- 分科会外委員（小林俊） 消費税とはリンクはしてないんですか。
- 委員長（杉山茂規） 介護保険課長。
- 介護保険課長 大きな意味では社会保障制度改革と言う中で捉えれば一緒なんですけども、個別具体的に消費税を財源としてこれをやるというふうには承知しておりません。
- 委員長（杉山茂規） 以上で分科会外委員の質疑を終わります。以上で第21号議案の内の関係部分及び第24号議案に関する質疑を終わります。これより第21号議案の内の関係部分及び第24号議案について意見を伺います。賛否に関する意見はございますか。
- （「なし。」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 分科会外委員の意見はございますか。
- （「なし。」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 以上で第21号議案の内の関係部分及び第24号議案に関する意見を終わります。

介護保険課（第 15 号）

- 委員長（杉山茂規） 次に第 15 号議案の審査になります。介護保険課長の説明を求めます。介護保険課長。
- （介護保険課長 説明）
- 委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 15 号議案の提案理由のところの、先ほど来説明があります保険者の機能強化推進交付金の交付に伴い、それが前段で法令改正なんですけれど、このところは新しい条例の中のどこで読み取れば良いのでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 介護保険課長。
- 介護保険課長 現行の条例は保険給付費と保健福祉事業費のみが処分の対象となっておりました。しかし、今回保険者機能推進交付金は地域支援事業にも充当するということがありますので、第 3 号に地域支援事業費の財源に充てる場合を加えたものであります。
- 委員長（杉山茂規） 他はよろしいでしょうか。
- （「なし」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 以上で委員の質疑を終わります。委員外議員の質疑はありますか。中村議員。
- 委員外議員（中村純也） 今回 16 ページの 6 条の（3）として地域支援事業に充てられるとなるんですけれど、これまで積み立てたものも充てられるようになるという解釈が出来るんですが間違いないでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 介護保険課長。
- 介護保険課長 そのとおりです。
- 委員長（杉山茂規） 中村議員。
- 委員外議員（中村純也） 第 1 条の文言を替えたときに財政の安定という言葉は抜いていますけどここは何か意図はありますか。
- 委員長（杉山茂規） 介護保険課長。
- 介護保険課長 前は 3 年間の事業計画の期間をとおして安定的に財政を運営していくということになりましたが、保険者機能推進、強化推進交付金は毎年交付されますので活用を図っていくということで、必ずしも中期的などというよりも単年度で支出をしていくというようなことが想定されるものですから、事業の健全かつ円滑な運営というふうに改めたところです。
- 委員長（杉山茂規） 中村議員。
- 委員外議員（中村純也） 今後基金について先ほど評価にあった 2 番目のところになると思いますけど重症化の防止だとか、そういったところの支援を

強化していく意味で今回の条例もあるということによろしいですか。

- 委員長（杉山茂規） 介護保険課長。
- 介護保険課長 1号被保険者の保険料負担分がこの分軽減がされますので各種の事業が以前よりは財政的に余裕度をもって計画できるというふうに考えています。
- 委員長（杉山茂規） 以上で委員外議員の質疑を終わります。以上で第15号議案に対する質疑を終わります。以上で介護保険課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

14時03分 休憩

国保年金課（第21号）

○委員長（杉山茂規） 再開します。次に国保年金課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第21号議案のうちの関係部分及び第22号議案、第23号議案及び第16号議案の審査になります。はじめに第21号議案の内の関係部分の審査になります。国保年金課長の説明を求めます。国保年金課長。

（国保年金課長、説明）

○委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 分科会外委員の質疑を終わります。以上で第21号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第21号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はございますか。

（「なし。」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 分科会外委員の意見はございますか。

（「なし。」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で第21号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。

国保年金課（第 22 号）

- 委員長（杉山茂規） 次に第 22 号議案の審査になります。国保年金課長の説明を求めます。国保年金課長。
（国保年金課長、説明）
- 委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はございませんか。三富委員。
- 委員（三富美代子） 43 ページの財政調整基金繰入金。最初 1 千万円の予算計上が出ていて今回それを 1 千万円減額。取り崩し不用ということで、全体的に決算見込み額がかなり減額が積みあがっていて、の、この取り崩しが不用との判断ですね。
- 委員長（杉山茂規） 国保年金課長。
- 国保年金課長 はいそのとおりです。
- 委員長（杉山茂規） 三富委員。
- 委員（三富美代子） その上の歳入のところで 7 目のその他一般会計繰入金の 1750 万円のうち、こちらの説明のところで、事業費等の減ということなんですけど、その該当する事業費は何になりますか。
- 委員長（杉山茂規） 国保年金課長。
- 国保年金課長 150 万円のマイナスの件です。こちらの方は 24 時間電話相談の部分とスマホでドックと言いまして、30 歳代の方に血を取って送ってという部分を、大きなことはその二つで大体 150 万円のマイナスというかたちになります。あと 1600 万円の方なんですけど、特定健診の部分になります。の手数料になります。以上です。
- 委員長（杉山茂規） 三富委員。
- 委員（三富美代子） 説明をお聞きした最後の方に被保険者数が減っていることなんで、主にそういったことが影響してますか。この特定健診の下の減額。2600 万円の。
- 委員長（杉山茂規） 国保年金課長。
- 国保年金課長 人数的なものも若干減ってますけれども、特定健診をしてすぐお金を支払うものですから、その部分で 100%特定健診が有れば良いんですけど、そこまで行かないものですから 45%ぐらい、少しずつ国の方は 60%を目標になさいとかたちでは言ってるんですけど、大体 45%ぐらいな分なんですけれども、予算的なものは 60 とか 70%ぐらいのものを持っているのですその部分で減額をしました。
- 委員長（杉山茂規） 三富委員。
- 委員（三富美代子） そうしますと両面あるという判断でよろしいですか。受信者が少なかったという面もあるし、そういう判断でよろしいですか。

- 委員長（杉山茂規） 国保年金課長。
- 国保年金課長 はいそうです。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 今の特定健診ですけども、少なくとも対象者は少なくならずに多くなってきますよね。実際には受診率が下がっているということですか。
- 委員長（杉山茂規） 国保年金課長。
- 国保年金課長 多少、受診率は下がっています。暫時休憩願います。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。国保年金課長。
- 国保年金課長 先ほど土屋委員から人数は増えているというかたちを言われたんですけど、訂正の方をさせていただきます。人数は減っております。なぜかと言いますと、75歳以上になりますと後期高齢医療保険の方に行くものですから、すいません。
- 委員長（杉山茂規） 土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 47ページに出産育児一時金が減額ですけど、これは人数的に何人分ですか。
- 委員長（杉山茂規） 国保年金課長。
- 国保年金課長 8名分になります。1件42万円になります。
- 委員長（杉山茂規） 土屋委員。
- 委員（土屋秀明） ということは、実績で考えて30年度の残りに一時金を出す対象者が何名ということになるんですか。予定より8名減るということで。実績としては何人になりそうかどうかということですか。
- 委員長（杉山茂規） 国保年金課長。
- 国保年金課長 予算としては35名分のものを取っております。で、現在23名分を出しておりますので、予算的にはあと4名分を多くっております。
- 委員長（杉山茂規） 土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 歳入の42ページですけど、中ほど保険給付費等交付金、県支出金の中に2節で保険者努力支援分ともう一つ特別調整交付金分がそれぞれありますけれど、ないようについて悪いんですけど説明していただけますか。
- 委員長（杉山茂規） 国保年金課長。
- 国保年金課長 暫時休憩願います。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。国保年金課長。
- 国保年金課長 平成30年度から保険者が努力すれば、項目がありました、項

目ごとによってやることによって努力すれば貰える金額になります。その上
が保険者努力支援分と下の特別調整交付金分も保険者努力支援分の中の特
別調整交付分というものは一つですけれど、その中でこの項目は保険者努力
支援分、この項目は保険者努力支援分の特別調整交付金分というかたちで分
けられております。

- 委員長（杉山茂規） 土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 保険者が4月から静岡県に移って、今回の補正の中には
県が保険者になることによって歳入或いは歳出別に予算計上されているも
のはあるんでしょうか。今のものとは別に。
- 委員長（杉山茂規） 国保年金課長。
- 国保年金課長 暫時休憩願います。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。国保年金課長。
- 国保年金課長 まだ決算が終わってないんですけど、この補正予算等にはご
ざいませぬ。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 以上で委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑
はありますか。小林委員。
- 分科会外委員（小林俊） 42ページの税の減っているところなんですけれど、
収納状況というのはどんな感じなんですか。
- 委員長（杉山茂規） 国保年金課長。
- 国保年金課長 申し訳ございませぬ。収納となりますと税務課の方になるも
のですから。申し訳ございませぬ。ちょっとわからないです。すみませぬ。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 分科会外委員の質疑を終わります。以上で第22号議案
に関する質疑を終わります。これより第22議案について意見を伺います。
賛否に関する意見はございませぬか。
（「なし。」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 分科会外委員の意見はございませぬか。
（「なし。」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 以上で第22号議案に関する意見を終わります。

国保年金課（第 23 号）

○委員長（杉山茂規） 次に、第 23 号議案の審査になります。国保年金課長の説明を求めます。国保年金課長。

（国保年金課長、説明）

○委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はございませんか。三富委員。

○委員（三富美代子） 歳入の方で市負担分が 42 万円の減額。こちらの歳出の方では全体的に 41 万 9 千円の減額と。この差というのはどういうことになるんですか。

○委員長（杉山茂規） 国保年金課長。

○国保年金課長 100 円未満の切り上げ、切り捨ての関係で千円が繰り上げ、繰り下げになって予備費の方で端数調整をしました。

○委員（三富美代子） 暫時休憩して下さい。

○委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。他は如何でしょうか。

（「なし。」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はございますか。

（「なし。」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 分科会外委員の質疑を終わります。以上で第 23 号議案に関する質疑を終わります。これより第 23 議案について意見を伺います。賛否に関する意見はございますか。

（「なし。」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 分科会外委員の意見はございますか。

（「なし。」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で第 23 号議案に関する意見を終わります。

国保年金課（第16号）

- 委員長（杉山茂規） 次に、第16号議案の審査になります。国保年金課長の説明を求めます。国保年金課長。
- （国保年金課長、説明）
- 委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はございませんか。土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 現行の上限額に達している被保険者の世帯は数としてどれくらいあるんですか。
- 委員長（杉山茂規） 国保年金課長。
- 国保年金課長 現在の査定でやらさせていただきますと153世帯あります。54万円です。で、これを58万円にすると148世帯になります。
- 委員長（杉山茂規） 土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 先ほど補正予算の方で国保税のマイナスの、減額の数字が出ましたけれども今裾野市からすると150世帯くらいの、この上限をさらにここまで上げなければ国民健康保険事業としては苦しくてやっていけないという状態なんでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 国保年金課長。
- 国保年金課長 地方税が変わったことにより、やっぱり地方税と条例は、1年遅れでやっているんですけど、地方税と条例は合わせたかたちの方がよろしいかと思います。以上です。
- 委員長（杉山茂規） 土屋委員。
- 委員（土屋秀明） ~~冒頭の説明で施行令の範囲内で改正をとということだけ、範囲内ということは必ずしもイコールでなくてもOKな話ですよ。休憩で。~~
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 質疑取り消します。
- 委員長（杉山茂規） 他に質疑はございますか。
（「なし。」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 委員の質疑を終わります。委員外議員の質疑はございますか。中村議員。
- 委員外議員（中村純也） 答申を尊重しとの変更ということですが、不均衡を是正、調整、何の不均衡のことをおっしゃっていたか詳細をお聞かせ下さい。
- 委員長（杉山茂規） 国保年金課長。
- 国保年金課長 所得階層による不均衡の是正を図るかたちです。
- 委員長（杉山茂規） 中村議員。

- 委員外議員（中村純也） それは単純に地方税法の中での話で、住んでいる中での独特のことではないことよろしいですか。
- 委員長（杉山茂規） 国保年金課長。
- 国保年金課長 はい、地方税のことです。
- 委員長（杉山茂規） 中村議員。
- 委員外議員（中村純也） 答申の中にこれに付随して他に何か気を付けなければならないとか、そういったような要望、追加されたような文言は含まれてはいませんか。
- 委員長（杉山茂規） 国保年金課長。
- 国保年金課長 答申ではそれのみです。
- 委員長（杉山茂規） 他は。岡本議員。
- 委員外議員（岡本和枝） これまで4万円という額で限度額をこれまで上げたことっていうのはあるんでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 国保年金課長。
- 国保年金課長 平成28年度に2万円上げております。
- 委員長（杉山茂規） 岡本議員。
- 委員外議員（岡本和枝） 4万円と言う幅で上げたことというのはこれまでに
は。
- 国保年金課長 暫時休憩願います。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。国保年金課長。
- 国保年金課長 手元の資料では平成20年からなんですけれど、4万円というのはここで初めてです。
- 委員長（杉山茂規） 岡本議員。
- 委員外議員（岡本和枝） これによつての影響額というのは単純にいくらになるんでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 国保年金課長。
- 国保年金課長 現在の課税額で489万2700円です。約490万円の課税額で増額というかたちになっております。
- 委員長（杉山茂規） よろしいでしょうか。岡本議員。
- ~~○委員外議員（岡本和枝） 審議会の方で今の経済状況の大変さとか、その辺と、先ほど出たかもしれませんけれど、その辺のその意見みたいなものというのありましたでしょうか。諮問の内容ですけど。~~
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。岡本議員。
- 委員外議員（岡本和枝） 取り消します。

- 委員長（杉山茂規） 小林議員。
- 委員外議員（小林俊） 国保運営協議会の委員の構成を教えてください。
- 委員長（杉山茂規） 国保年金課長。
- 国保年金課長 被保険者を代表する委員が3名、保険医又は保険薬剤師を代表する委員が3名、公益を代表する委員が3名、被用者保険の保険者を代表する委員が2名の11名構成になっています。
- 委員長（杉山茂規） 小林議員。
- 委員外議員（小林俊） 被保険者の代表の3名というのはどんな方なんですか。
- 委員長（杉山茂規） 国保年金課長。
- 国保年金課長 市内に在住し国民健康保険に加入している方になります。
- 委員長（杉山茂規） 小林議員。
- 委員外議員（小林俊） 実際は役職のある方が充て職で出てきているような例が多いかと思うんですけど、そこんところはどうか。
- 委員長（杉山茂規） 国保年金課長。
- 国保年金課長 被保険者の方に関してはいらっしゃいません。ただ、公益代表の方は充て職の方はいらっしゃいます。
- 委員長（杉山茂規） 小林議員。
- 委員外議員（小林俊） お医者さんとかの保険者の方は会計の中身とかわかっていられるかもしれませんが、まあ、公益とかそれから被保険者の代表の方とかはあまり国保の会計の中身とかわかってない傾向があるかと思うんですけど、そのところはどうか。
- 委員長（杉山茂規） 小林委員。失礼な発言になっちゃってる感じがするんですけど。
- 委員外議員（小林俊） どうなんですか。と聞いている。
- 委員長（杉山茂規） 国保年金課長。
- 国保年金課長 そういう方にはご理解をいただいて運営協議会の方に出席していただいております。
- 委員外議員（小林俊） 暫時休憩願います。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。小林議員。
- 委員外議員（小林俊） この限度額を上げる目的は何ですか。
- 委員長（杉山茂規） 国保年金課長。
- 国保年金課長 暫時休憩願います。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。国保年金課長。

- 国保年金課長 平成30年度から県が財政運営をすることになりまして、県内で足並みを揃えるということでやっております。
- 委員長（杉山茂規） 以上で第16号議案に対する質疑を終わります。以上で国保年金課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

14時53分 休憩

社会福祉課（第 21 号）

○委員長（杉山茂規） 再開します。次に社会福祉課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第 21 号議案のうちの関係部分及び第 10 号議案の審査になります。はじめに第 21 号議案の内の関係部分の審査になります。社会福祉課長の説明を求めます。社会福祉課長。（社会福祉課長、説明）

○委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はございませんか。土屋委員。

○委員（土屋秀明） 20 ページに基金の積み立てがありますけれども、これをすることによって年度末の予想は幾らになるのでしょうか。基金は。

○委員長（杉山茂規） 社会福祉課長。

○社会福祉課長 基金の金額ですけれども、31 年の 1 月末現在で約 7,200 万円となっております。

○委員長（杉山茂規） よろしいでしょうか、
（「なし。」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はございますか。

（「なし。」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 分科会外委員の質疑を終わります。以上で第 21 号議案に関する質疑を終わります。これより第 21 議案について意見を伺います。賛否に関する意見はございますか。

（「なし。」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 分科会外委員の意見はございますか。

（「なし。」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で第 21 号議案に関する意見を終わります。

社会福祉課（第10号）

- 委員長（杉山茂規） 次に、第10号議案の審査になります。社会福祉課長の説明を求めます。社会福祉課長。
（社会福祉課長、説明）
- 委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はございませんか。浅田委員。
- 委員（浅田基行） 県内で裾野市が3番目の制定ということなんですけれども、藤枝市、長泉町の制定と言いますか、どのような制定になっているか内容があれば教えていただきたいです。
- 委員長（杉山茂規） 社会福祉課長。
- 社会福祉課長 理念としては裾野市と変わりませんが、大きく異なる点につきましては、裾野市については見舞金の設定をしていないというところが大きく異なります。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） 藤枝市と長泉町は見舞金が出されるということでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 社会福祉課長。
- 社会福祉課長 藤枝市、長泉町につきましては見舞金の設定がございます。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） 見舞金の金額はどれくらいなのでしょう。
- 委員長（杉山茂規） 社会福祉課長。
- 社会福祉課長 長泉町の見舞金につきましては、亡くなられたご遺族につきましては30万円。全治1か月以上の傷病を負った方につきましては10万円の見舞金と。藤枝市の見舞金につきましては、亡くなられたご遺族につきましては30万円、全治1か月以上の傷病を負った方につきましては5万円というふうに設定をされております。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） 裾野市は今言う2市町で制度化されてる見舞金を設定しない理由というのは何でしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 社会福祉課長。
- 社会福祉課長 今回の条例につきましては見舞金につきましては国の給付金が犯罪被害者等、支援される方々に出ます。国の給付金が見舞金として出ます。国から出ます。市としては県の条例につきましても見舞金の設定はございません。見舞金につきましては今後県の動向も見ながら検討していきたいと考えております。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。

- 委員（浅田基行） 国の給付金が出るということは藤枝市も長泉町も同じですね。
- 委員長（杉山茂規） 社会福祉課長。
- 社会福祉課長 基本的にはどこの市町においても国の給付金は出ます。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） 裾野市は3例目なんですけど、是非合わせた方が良いでしょうに感じるんですけどどういうお考えですか。
- 委員長（杉山茂規） 健康福祉部長。
- 健康福祉部長 国の制度があるのと、それから見舞金というのは一つの支援制度ですが地方公共団体としての支援としていえば県の条例を基にしておりますので歩調を合わせるのがよかろうということで、今回は規定をしております。で、今後動向を見て、他県ではそういった例が幾つかございますので、そういった動きを待ちたい。もう一点は、他市町がこの見舞金というものを設けないことによってこういった条例制定の動きというのが広がり易いのではないかとということで別のスタイルで裾野市は出してみようということでございます。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） 違う形というところですかね。
- 委員長（杉山茂規） 健康福祉部長。
- 健康福祉部長 はい。見舞金を設けないということと、それから理念をより強く出すために前文スタイルを他のまちとは違うところは、そこだと思えます。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） 制定された後に、警察署とNPOの静岡犯罪支援センターとの協定とのかたちで、一番最後のところを飛ばされたというか省かれたんですけど第13条のこの条例の施行についての必要な事項は規則で定めると書かれているんですけど、この規則というものを教えて頂けますか。
- 委員長（杉山茂規） 社会福祉課長。
- 社会福祉課長 規則につきましても現在作成中でございますけれども、細かな部分について細則につきましても規則においても定めておりません。主に手続き的な支援についてな内容の定めを規則を想定しております。
- 委員長（杉山茂規） よろしいでしょうか。他はいかがでしょう。勝又委員。
- 委員（勝又豊） 市の方では相手の求めに応じて提供するという事なんですけど、市の方でどのようなことを犯罪被害者の支援のために考えているかということを知りたいんですけど。精神的なことをという方に対してカ

ウンセラーを紹介するとか、具体的な内容をお聞きしたいんですけど。

- 委員長（杉山茂規） 社会福祉課長。
- 社会福祉課長 先ほど申し上げました社会福祉協議会で行っている何でも相談や法テラスへの紹介やあとは手続き的な案内を行いたいと考えております。
- 委員長（杉山茂規） 岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 今の点でもう一回伺います。市は犯罪被害者の支援に関する相談を総合的に行うための窓口を設置しなければならないということで、先ほど窓口になるだけであとは社協さんや法テラスさん等に繋ぐというような今捉えられたんですけども、それでよろしいんですか。
- 委員長（杉山茂規） 社会福祉課長。
- 社会福祉課長 現在ある制度等がございますので、利用できる制度はご案内させていただくと、あと措置が必要な場合には措置もさせていただくということを考えております。
- 委員長（杉山茂規） 岩井委員。
- 委員（岩井良枝） この犯罪被害者の相談に乗る方なんかは研修を受けなければならないようなお話があると思うんですが、そのために各自治体やそういう相談にあたる方たちはきちんとした研修を受けて犯罪被害者の方の相談にのるというような話になってるんじゃないかと思いますが、その辺はどうなんでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 社会福祉課長。
- 社会福祉課長 研修につきましては、現在既存の研修で行われておりますDVの被害者に対する研修等につきまして出席しておりますけれども、この条例にありますものに特化した研修につきましては現在のところないものと考えております。
- 委員長（杉山茂規） 岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 市がただ窓口になるということではなくて、結局ここに犯罪被害者の方というか、ご相談に来られる方いらっしゃるかもしれません。で、社会福祉協議会に行って下さいと言ったら、どこのあれでもそうなんですけど、施設が離れているんですねここは。ですので、社会福祉協議会の中にもきちんとそれらの対応が出来る職員さんを設けるかたちでこれはやって行っていただいた方が良くはないかなと思うんですけど、その辺は全然考えていらっしゃいませんか。
- 委員長（杉山茂規） 社会福祉課長。
- 社会福祉課長 現在、それぞれの団体や行政で持っている制度がありますので、その制度に基本的には当てはめさせていただいて、その制度が利用出来

る団体を紹介させていただいて、基本的には市の社会福祉課で対応させていただくということで考えております。

- 委員長（杉山茂規） 岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 市が犯罪被害者の方に心から寄り添っていくということを考えてもそれで良いんだなという方向性でお話をされているということによろしいですか。
- 委員長（杉山茂規） 健康福祉部長。
- 健康福祉部長 ご質疑の意図が判りかねるところがあるんですけども。社会福祉課を窓口にするということ。これは社会福祉課の方にお見えになるときに相談にのるということです。ただし、私どものところは他の業務もやっているところですので、もしかしたらこちらにお見えになることが少し二の足を踏まれる方もあるかもしれない。そういった時に何でも相談の方が行きやすい方はそちらの方に行っていただく、いずれにしてもお困りごとがあればその中から出来る支援の方をセンター等と連携をして実際の支援に繋げていく、そういったお話であります。
- 委員長（杉山茂規） 他はよろしいでしょうか。土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 犯罪被害者という文言ですけど、第2条に犯罪被害者等というところで本人とか家族、先ほど説明がありましたけれど。今回ここでいう犯罪被害者というのは所謂すべての犯罪の被害ということですか。
- 委員長（杉山茂規） 健康福祉部長。
- 健康福祉部長 先ほど説明の中にあつた概ね1か月以上の治療等を要する身体犯といわれる傷害であるとか殺人であるとかそういったものが主な対象になります。で、あと重大な交通事故、こういったものも対象になっております。
- 委員長（杉山茂規） 土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 今の部長の説明、先ほどと同じで全治1か月以上だと市内で年に1、2件と言うんですけど、いままでの1、2件というのはどのような犯罪の被害なんでしょうか。暫時休憩して下さい。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 被害者とかその範囲はわかりました。社会福祉課あるいは社協のなんでも相談というのが窓口とか相談する場所に今考えられていますけども、いままでの実績の中で先ほど来あるような、その1、2件あるような被害者が直接市あるいは社協に来てご相談だとか、あるいは救済を求めたということはあるんですか。
- 委員長（杉山茂規） 社会福祉課長。

- 社会福祉課長 今年度でみてみますと、現在のところそういった事案は来ておりません。
- 委員長（杉山茂規） 土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 今年度、被害が無い方が良いんですけど。窓口あるいは相談するということをお伺いしたところ、むしろ犯罪の被害を受けている人がむしろ行きにくい、相談しにくいということではないのでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 社会福祉課長。
- 社会福祉課長 その点につきましては今後広報等でこういった窓口を設けてあるというご案内をさせていただきたいと考えております。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 被害を受けている人の心情的なことを考えるならば、仮に自分だとするならば、相談する窓口を専門家、市の顧問弁護士のところへ導くようなやり方がむしろ来やすいのかなと。これは思います。で先ほど来、最終的には全部警察ですよ。これ。犯罪被害者というのを認定するかどうかは別にしても、他市町ではもう既に市を中心に他と連携をしようとする、警察だとか被害者支援センターと、あるいは他も含めて、所謂何々委員会のような具体的にどうするかというのは組織を立ち上げているところがあるというんですよ。その辺は連携とか協定という話が今のところですけど、これから先に向けては具体的にそういうようなことの手組みを考えているのでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 健康福祉部長。
- 健康福祉部長 今のところまだ具体的にそこまでのことは考えておりません。個別の支援については当面は出来ると思っておりますので、今後そういった組織建てですとか計画づくりというものが必要になってくればその時点でまた検討するべき事項だと思っております。
- 委員長（杉山茂規） 土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 静岡県での条例制定は3番目だと、早かったことは評価すべきことだと思いますけれど、理念的なものが条例の中に入ってる話で具体的なものが非常に見えないものですから、実務的に進めて下さい。終わります。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。勝又委員。
- 委員（勝又豊） 法テラスとはどのようなことをするところなんでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 社会福祉課長。
- 社会福祉課長 主に法律相談を行う相談の窓口になっております。
- 委員長（杉山茂規） 勝又委員。

- 委員（勝又豊） そこには弁護士等資格をもった人が居らっしゃるとい
とでよろしいですか。
- 委員長（杉山茂規） 社会福祉課長。
- 社会福祉課長 弁護士が相談に当たります。
- 委員長（杉山茂規） 勝又委員。
- 委員（勝又豊） 何でも相談との違い、何でも相談の方はどんな相談するよ
うなとこなんでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 社会福祉課長。
- 社会福祉課長 何でも相談につきましては、日常的な困りごとから広範囲な
相談等を受け付けています。
- 委員長（杉山茂規） 勝又委員。
- 委員（勝又豊） そこには専門家はいらっしゃいますか。
- 委員長（杉山茂規） 社会福祉課長。
- 社会福祉課長 相談員がおります。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。三富委員。
- 委員（三富美代子） 20年6月18日に裾野警察署協議会と裾野警察署長から
早期制定を求める要望書が提出されましたけれども、長泉町さんにも同じ時
期に提出をされたのでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 社会福祉課長。
- 社会福祉課長 時期についてははっきりといたしません、長泉町が先行し
ているものと思われます。
- 委員長（杉山茂規） 三富委員。
- 委員（三富美代子） 犯罪被害者の相談の体制に向けて、過去の発生件数が
年1、2件平均すると、ということで、その時の把握の仕方というのは警察
署からの連絡で判ったということですよ。
- 委員長（杉山茂規） 社会福祉課長。
- 社会福祉課長 件数につきましては警察署のほうから提供された件数であり
ます。
- 委員長（杉山茂規） 三富委員。
- 委員（三富美代子） これは勿論虐待とかも対象になりますよね。
- 委員長（杉山茂規） 健康福祉部長。
- 健康福祉部長 例えば高齢者虐待ですとか障がい者の虐待ですとか、そうい
ったケースも事案によって対象となつてまいります。
- 委員長（杉山茂規） 三富委員。
- 委員（三富美代子） 先ほど土屋委員からもお話がありましたけれど、対象
が全治1か月という、そういう段階を捉えておりますので、かなりの、暫時

休憩して下さい。

- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。委員長を交代して下さい。
- 副委員長（岩井良枝） 委員長を交代します。杉山委員。
- 委員（杉山茂規） 犯罪被害者等の犯罪被害者等という中には犯罪を犯した方の家族なども含まれますか。
- 副委員長（岩井良枝） 社会福祉課長。
- 社会福祉課長 犯罪を犯した方の家族は含まれておりません。
- 副委員長（岩井良枝） 杉山委員。
- 委員（杉山茂規） 意外とそういう家族の方も犯罪者の家族だということで、犯罪被害を被ってると思うんですけども、それは犯罪被害ではないという見解でよろしいでしょうか。
- 副委員長（岩井良枝） 社会福祉課長。
- 社会福祉課長 今回の犯罪被害者等支援条例につきましては、それらの方々については考えておりません。
- 副委員長（岩井良枝） 杉山委員。
- 委員（杉山茂規） 他のところでそのような方々をフォロー出来るようなことを今後検討するということはあるのでしょうか。
- 副委員長（岩井良枝） 健康福祉部長。
- 健康福祉部長 現在も困りごとについては相談に応じておりますので、福祉サイドの方から申し上げますと、その方の背景が犯罪被害から生じているかいないかに関わらず困りごとの相談にのっておりますので、そういった点では今のお話の困りごとがあれば窓口なりにお見えいただいでご相談に応じさせていただきますということになると思います。
- 副委員長（岩井良枝） 委員長を交代します。
- 委員長（杉山茂規） 以上で委員の質疑を終わります。委員外議員の質疑をお受けいたします。賀茂議員。
- 委員外議員（賀茂博美） 犯罪被害者という定義のところがちょっと納得いかないところがあるんですが、先ほど来、傷害関係で全治1か月以上というお話をされていますが、定義のところ、1号、法第2条第1項に規定する犯罪に関しては、心身という書き方をされています。心と体ということは、例えば精神的被害、性的犯罪とかっていうものも全治1か月にあたらないけれども、それなりに重い被害というふうに受けとめられと思うんですが、その定義付けのところについてはそういった体、傷害に関するものではなくて、心に対する部分も入れるべきだと思いますけれども如何ですか。
- 委員長（杉山茂規） 健康福祉部長。

- 健康福祉部長 先ほど犯罪の例として性犯罪というのも挙げさせていただいたのは、正に心身の両面で支援を必要とされる。ですからそういった精神面の治療を必要とされるかたも支援の対象であるというふうに理解をしております。
- 委員長（杉山茂規） 賀茂議員。
- 委員外議員（賀茂博美） それでは先ほど犯罪被害者と言われる方が全治1か月以上の傷害が対象と言うお話は、これから作る規則なんかに基準的なものが設けられてくるという前提の定義付けになってるんですか。
- 委員長（杉山茂規） 健康福祉部長。
- 健康福祉部長 身体犯で申し上げれば概ね1か月以上の治療を要する、そういったところを対象に考えております。ということで1か月と申し上げましたけれど、主には身体であれば1か月、それから精神の方ですともっと長い期間必要なケースは当然想定されてますので、身体犯を中心ですけれども、そこから生じる精神的な部分も含めてサポートをしていかないと実際の支援にはならないと思っております。
- 委員長（杉山茂規） 賀茂議員。
- 委員外議員（賀茂博美） そういった精神的な方も精神的な被害を受けた方もこの条例でちゃんと救っていただけるということで理解して大丈夫ですか。
- 委員長（杉山茂規） 健康福祉部長。
- 健康福祉部長 法に謳われている犯罪というのは非常に幅が広いですが、ある程度そこから絞っていかないと先行する市町の方では、例えば、暴行罪というのは対象にしてはいないと思います。非常に傷害と暴行、我々の感覚でいくと近い関係にあらうかと思っておりますけれども、今申し上げたようなことですので、今後どういったかたちで実際の、この条例に基づいた支援をする対象の方はどういった方という区分けは必要になろうかと思っております。しかしながら先ほど申し上げたとおり、そこに合致しない方であっても福祉の窓口の方にお見えになった方についてはご相談にのらしていただいておりますので、その辺はご心配いただかなくてもよろしいかと思っております。
- 委員長（杉山茂規） 他にございますか。増田議員。
- 委員外議員（増田祐二） 犯罪被害者等に準ずるかたちになろうかと思うんですけど、そうなってくると部長は暴行罪は外れるというようなお話でしたが、その辺の区分け。例えば詐欺ですとか恐喝ですとかそういったものも当然犯罪等被害者には入ると思うんですけど、その点の色分けは既にされているということでよろしいですか。
- 委員長（杉山茂規） 健康福祉部長。

- 健康福祉部長 本来、こういった犯罪を列挙したほうが判りやすいとは思いますが、一括りに身体犯ということで、詐欺、脅迫は身体犯に該当しないと、ですから経済的な犯罪というものについては対象とは考えておりません。別のご相談として見ればそれは別の対象者としてご相談に応じることになるかと思えます。
- 委員長（杉山茂規） 増田議員。
- 委員外議員（増田祐二） 犯罪等被害者ということですので、立件されて有罪が確定したのちという話が大前提になるということでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 健康福祉部長。
- 健康福祉部長 正確に言えばそういうお話になるんでしょうけど、逮捕容疑の時点で、実際にはその時点で被害が発生しているふうになりますので、確定を待たずに支援の方は入って、そのように考えております。
- 委員長（杉山茂規） 増田議員。
- 委員外議員（増田祐二） 第10条の部分なんですけど、保護するために必要な施設への入所を支援するとあるんですけど、この支援の中には金銭的支援も含まれますでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 健康福祉部長。
- 健康福祉部長 そういった経済的支援も含まれてくるというふうに認識しています。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。二ノ宮議員。
- 委員外議員（二ノ宮善明） 第3条の第3項には被害の早期回復を図り、再び平穏な生活が営めるよう、必要な支援を継続的に提供される・・・旨としておこなわなければならない。と、こういう風に書かれています。先ほどの施設への入所も継続的な支援がされるということをございます。そうしますと、見舞金は出さないよということをもう決めたようですが、見舞金以外でここに必要な支援をというように、経済的に支援するケースが出てくることあるかと思うんですね。入所ばかりでなくて。そういうようなときはどういうふうに対処なさるんでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 健康福祉部長。
- 健康福祉部長 個別な案件でまだ支援センターの方にどのような具体的な支援策が経済的な面も含めてなされているかということも今後つめていく中で、私どもが出来るもの、これから設定していかなければならないもの、こういったことが整理をされていくかと思っています。現段階では今おっしゃられたことを個別具体的の想定をしておらないですけど、経済的な支援が必要になってくる場面があるかと考えております。

- 委員長（杉山茂規） 二ノ宮議員。
- 委員外議員（二ノ宮善明） 支援するというのは個々のケースで皆違うんです。そうすると支援計画とかそういうようなものが必要になってくるだろうと私は考えますが、先ほど委員が言ったように支援を、推進支援委員会みたいなものの設置が望まれると思います。要望です。
- 委員長（杉山茂規） 井出議員。
- 委員外議員（井出悟） 8条の位置づけをちょっと教えて頂きたいんですけど、6条があるのに8条で犯罪被害者等である市民がというところに絞っている理由を教えてください。暫時休憩お願いします。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。健康福祉部長。
- 健康福祉部長 ここでのいう市民と言うのは、対象はあくまでも市民としますよと。で、その市民が直接支援を受けにくることが出来ない場合には代理の方がみえるケースがあるかと思います。この方が市外の方であってもご本人のためにする行為でございますので、市民と言うことで捉えることをしております。
- 委員長（杉山茂規） 井出議員。
- 委員外議員（井出悟） 暫時休憩願います。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。岡本議員。
- 委員外議員（岡本和枝） この条例を作られるときに庁内で条例の条文解釈とかそういうものというのは作られて皆さんで討議をされたんでしょうか。条文解釈、逐条解説、みたいなものはつくられたんでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 健康福祉部長。
- 健康福祉部長 私ども条例制定する際に行政課の文書担当が形式的なもの、意図するところを担当部署と調整をしながら条例案を作り上げて、そういったことで行っております。
- 委員長（杉山茂規） 岡本議員。
- 委員外議員（岡本和枝） このものに対して逐条解説のようなものというのはない状態ですか。
- 委員長（杉山茂規） 健康福祉部長。
- 健康福祉部長 逐条解説という用意したものはありません。
- 委員長（杉山茂規） 小林議員。
- 委員外議員（小林俊） 第7条の窓口なんですけども、プライバシー保護に関してはどんな配慮をする考えですか。
- 委員長（杉山茂規） 社会福祉課長。

○社会福祉課長 社会福祉課の課の中に別箇に設けられた部屋がありますので、そこにつきましてはドア等で仕切られていますのでプライバシーについてはそういう場所で行うということを考えております。

(「最大限配慮して下さい。お願いします。」「はい」という声あり。)

○委員長(杉山茂規) 以上で委員外議員の質疑を終わります。以上で、第10号議案に対する質疑を終わります。以上で社会福祉課の質疑を終わります。以上で健康福祉部関係の議案を終わります。暫時休憩いたします。

15時55分 休憩

15時55分 再開

○委員長(杉山茂規) 再開いたします。以上で予算決算員会厚生文教分科会に割り振られました議案及び厚生文教委員会に付託されました議案の本日の質疑を終了いたします。

15時56分 休憩

討論・採決（第 10 号、第 14 号～第 16 号）

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。ただいまから、本委員会に付託されました第 10 号議案 裾野市犯罪被害者等支援条例を制定することについての討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（杉山茂規） 以上で討論を終わります。ただいまから採決いたします。本委員会に付託されました、第 10 号議案 裾野市犯罪被害者等支援条例を制定することについてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。次に本委員会に付託されました第 14 号議案 裾野市青少年育成基金条例の一部を改正することについての討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で討論を終わります。ただいまから採決いたします。本委員会に付託されました、第 14 号議案 裾野市青少年育成基金条例の一部を改正することについてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。次に本委員会に付託されました、第 15 号議案 裾野市介護保険給付準備基金条例の一部を改正することについての討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で討論を終わります。ただいまから採決いたします。本委員会に付託されました、第 15 号議案 裾野市介護保険給付準備基金条例の一部を改正することについてを原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。次に本委員会に付託されました、第 16 号議案 裾野市国民健康保険税条例の一部を改正することについての討論を行います。討論はありませんか。

(「なし。」の声あり。)

- 委員長（杉山茂規） 以上で討論を終わります。ただいまから採決いたします。本委員会に付託されました、第16号議案 裾野市国民健康保険税条例の一部を改正することについて を原案のとおり決定する」ことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

- 委員長（杉山茂規） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された本日の議案の審議はすべて終了いたしました。補正予算関係の議案につきましては、来る2月28日の予算決算委員会で分科会委員長報告をいたします。その他の議案につきましては、来る3月4日の本会議で委員長報告をいたします。

審査にご協力賜りましたことに感謝申し上げます。本日の予算決算委員会厚生文教分科会及び厚生文教委員会を閉会いたします。

16時01分 閉会